

2013

ディスクロージャー誌

ソニーフィナンシャルホールディングス(SFH)は、ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)・ソニー損害保険株式会社(ソニー損保)・ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)の3社を傘下に持つ、総合金融サービスグループです。

私たちは、生命保険、損害保険、銀行のすべての事業において持続的に業容を拡大し、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

見直しに関する注意事項：

当ディスクロージャー誌に記載されている、ソニーフィナンシャルグループの現在の計画、見直し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見直しです。将来の業績に関する見直しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況などに関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭または書面による見直し情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーフィナンシャルグループの経営者の判断に基づいています。実際の業績は、さまざまなリスクや不確実な要素により、これら業績見直しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見直しに依拠することは控えるようお願いいたします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常にソニーフィナンシャルグループが将来の見直しを見直すとは限りません。ソニーフィナンシャルグループはいずれもそのような見直しの義務を負いません。また、このディスクロージャー誌は日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- 「ライフプランナー」および「ライフプランナーバリュー」はソニー生命の登録商標です。
- 「Feel the Difference」、「SURE」、「トラブルナビ」はソニー損保の登録商標です。
- 「MONEYKit」および「外貨ワールド」はソニー銀行の登録商標です。「カーボンオフセット銀行」はソニー銀行の商標です。

目次

ソニー
フィナンシャルグループ
の紹介
事業概況

2013年3月期業績分析

持続可能な
社会の実現に向けて

コーポレート・セクション

財務セクション

社長メッセージ P.002

グループ・サマリー

Strengths 強み P.004

Highlights 財務ハイライト P.006

Growth 成長力 P.008

Strategies 成長戦略 P.010



社長インタビュー P.011

ソニーフィナンシャルグループの紹介

- 002 社長メッセージ
- 004 グループ・サマリー
- 011 社長インタビュー

事業概況

- 020 At a Glance
- 022 生命保険事業
- 028 損害保険事業
- 030 銀行事業

2013年3月期業績分析

- 032 SFH連結
- 034 生命保険事業
- 040 損害保険事業
- 043 銀行事業

持続可能な社会の実現に向けて

- 047 コーポレート・ガバナンス
- 063 CSR

コーポレート・セクション

- 071 会社情報
- 072 グループ各社の概要
- 073 役員一覧(主要子会社)
- 074 株式情報
- 076 沿革

財務セクション

- 078 SFH連結財務諸表
- 102 自己資本の充実の状況等について

- 114 用語集
- 118 開示項目一覧
- 119 SFHホームページのご案内

「データ集」もあわせてご覧ください。

SFHのディスクロージャー誌は、2013年版より、これまで掲載していた各事業会社の詳細な財務データなどを「データ集」として分冊化しております。

なお「データ集」は、SFHホームページのみの開示とさせていただきます。



http://www.sonyfh.co.jp/web/ja/financial_info/annualreport.html

社長メッセージ



中核3事業の着実な業容拡大により、
グループの持続的成長を
目指します。

皆さまには日頃よりソニーフィナンシャルグループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2013年3月期の日本経済は、欧州債務問題の長期化など海外景気の減速を背景にした輸出不振の影響を受け、夏以降から先行き不透明な状況で推移しました。2012年12月の政権交代を機に積極的な金融緩和政策への期待が高まったことなどを受け、債券市場において長期金利は一段と低下しましたが、その一方で、株式市場では企業の利益成長期待が高まり、日経平均株価は大きく上昇に転じ、為替市場では円安が進行しました。その結果、消費者マインドの改善などから、個人消費は底堅く推移しました。

このような環境下において、ソニーフィナンシャルグループの中核をなすソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、いずれも高い健全性を維持しながら、多様化するお客様のニーズに対し、独自性のある販売チャネルを通じて質の高い金融サービスを提供してまいりました。その結果、2013年3月期におきましても生命保険事業、損害保険事業、銀行事業のすべての事業で業容は堅調に拡大しました。また、金融市場動向に左右されにくい収益基盤を構築しており、ソニー生命においては、超長期金利の低下にもかかわらず、順調な新契約の獲得により、MCEVは着実に増加しました。このような安定した収益基盤と高い財務健全性をベースに株主還元を強化する方針のもと、2013年3月期の1株当たりの配当を、前期比5円増配の25円配当といたしました。

今後の保険業界および銀行業界を取巻く環境は、世界経済の減速の継続や日本国内の景気回復の不透明感、不安定な金融市場動向などの影響もあり、厳しく不安定なものになると予想されます。しかしながら、私たちは、今後も高品質なサービスの提供を通じて、顧客満足度のさらなる向上と顧客基盤の拡大を図ります。このようなグループの持続的成長の実現に向けた取組みを進め、企業価値の向上に努めるとともに、社会全体の発展に貢献してまいります。

2013年7月

代表取締役社長

井原勝美

Strengths

ソニーフィナンシャルグループの強み

グループ体制図



生命保険事業

100%出資 ● ソニー生命

50%出資 ● ソニーライフ・エイゴン生命

50%出資 ● SA Reinsurance



ライフプランナーによるコンサルティングの様子

損害保険事業

100%出資 ● ソニー損保



ソニー損保の公式ウェブサイト

銀行事業

100%出資 ● ソニー銀行

57%出資 ● スマートリンクネットワーク



ソニー銀行のサービスサイト[MONEYKit]

ソニーフィナンシャルグループの中核企業であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、それぞれ独自性のあるビジネスモデルを構築しています。この高い独自性こそがソニーフィナンシャルグループの強みであり、成長への原動力となっています。

ソニー生命

ともに生きるということ
LIFEPLANNER VALUE.
ライフプランナーバリュー

主な販売チャネル

- ライフプランナー（営業社員）
- パートナー（募集代理店）



主力商品

- ▷ 死亡保障保険
- ▷ 医療・学資・生前給付・介護保険 など

強み

- ライフプランニングに基づくオーダーメイドの生命保険の設計・販売とコンサルティングフォローによる業容拡大
- 保障性中心の商品構成による高い収益性
- 将来の資本規制に対応した財務健全性

詳細：P.022「生命保険事業」



ソニー損保

FEEL THE Difference

この違いが、保険を変えていく。

主な販売チャネル

- インターネット
- 電話



主力商品

- ▷ 自動車保険（リスク細分型）
- ▷ ガン重点医療保険SURE〈シュア〉

強み

- ダイレクト損保ならではの低コスト構造とリスク細分による収益性
- 拡大するダイレクト自動車保険市場でリーディングポジションを堅持
- 高品質な事故対応サービスと利便性の高いウェブサービス

詳細：P.028「損害保険事業」



ソニー銀行

MONEYKit.

主な販売チャネル

- インターネット



主力商品

- ▷ 預金（円、外貨） ▷ 住宅ローン
- ▷ 投資信託、外国為替証拠金取引 など

強み

- 高い顧客満足度に裏打ちされた安定的な業容拡大
- インターネット銀行ならではの低コスト構造
- インターネットの特性を活かした利便性と質の高い商品ラインアップ

詳細：P.030「銀行事業」



Highlights

ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト

ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)

	百万円					
3月31日に終了した1年間	2008	2009	2010	2011	2012	2013
経常収益	¥ 822,153	¥ 860,323	¥ 978,991	¥1,002,201	¥1,078,070	¥1,259,041
経常利益	44,500	34,253	84,373	76,860	74,625	79,252
当期純利益	24,255	30,722	48,126	41,716	32,812	45,064
包括利益	-	-	71,066	31,963	60,376	96,225
3月31日現在						
総資産	4,977,450	5,313,677	6,001,088	6,597,140	7,241,414	8,096,164
純資産	261,627	204,897	269,439	294,877	347,800	435,444
連結自己資本比率(国内基準)(注2)	14.62%	13.32%	12.05%	10.96%	10.14%	9.88%
連結ソルベンシー・マージン比率(注3)	-	-	-	-	1,380.3%	1,520.6%

ソニー生命(単体)

3月31日に終了した1年間	百万円					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013
経常収益	¥ 741,250	¥ 765,910	¥ 881,798	¥ 900,091	¥ 967,400	¥1,142,274
経常利益	39,290	32,409	80,099	73,176	69,436	74,659
当期純利益	18,514	33,783	46,138	40,220	31,426	42,444
3月31日現在						
総資産	3,659,786	3,810,929	4,286,540	4,723,332	5,222,846	5,952,750
純資産	182,671	140,730	191,312	215,387	264,836	342,333
単体ソルベンシー・マージン比率(注4)	1,747.9%	2,060.5%	2,637.3%	2,900.1%	1,980.4%	2,281.8%

ソニー損保

3月31日に終了した1年間	百万円					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013
経常収益	¥ 55,649	¥ 61,882	¥ 68,174	¥ 74,166	¥ 80,096	¥ 84,711
経常利益	2,817	2,178	2,565	2,144	2,859	2,371
当期純利益(△損失)	2,185	△1,556	1,604	1,297	1,299	1,454
3月31日現在						
総資産	78,645	86,698	98,340	109,382	118,612	127,421
純資産	15,385	13,678	15,482	16,772	18,009	19,934
単体ソルベンシー・マージン比率(注4)	1,073.9%	993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%	504.2%

ソニー銀行(単体)

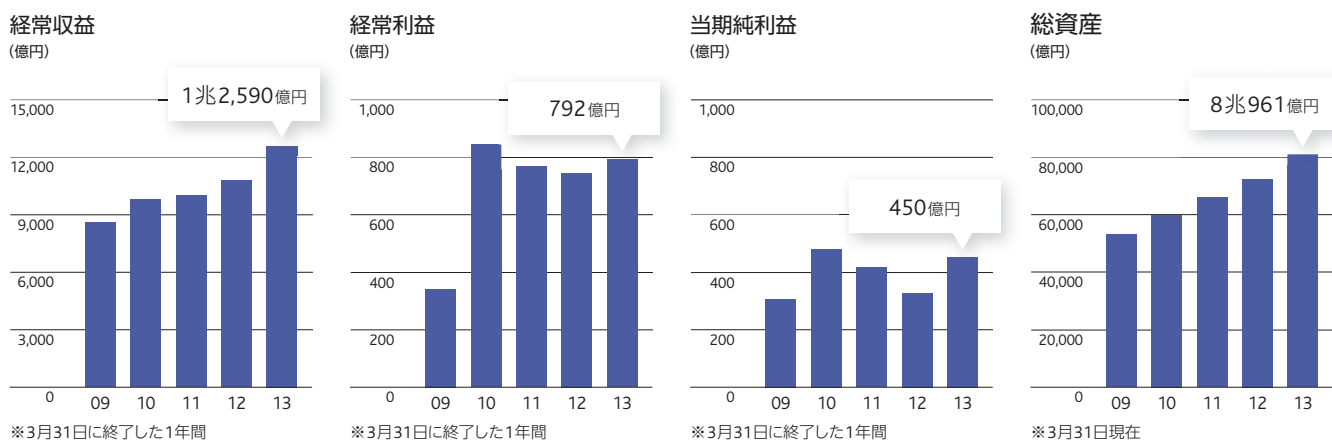
3月31日に終了した1年間	百万円					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013
経常収益	¥ 25,988	¥ 33,361	¥ 30,500	¥ 29,521	¥ 30,075	¥ 31,351
経常利益	2,746	414	2,930	3,377	4,033	4,282
当期純利益(△損失)	4,492	△710	1,646	2,054	2,340	879
3月31日現在						
総資産	1,211,000	1,411,956	1,612,186	1,761,830	1,890,503	2,005,081
純資産	35,712	46,264	58,989	59,971	62,796	67,811
単体自己資本比率(国内基準)(注5)	9.15%	13.37%	12.09%	10.84%	11.58%	11.98%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てています。

- 連結自己資本比率(国内基準)は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年(2006年)金融庁告示第20号に定められた算定に基づき算出しています。また、2012年3月末まではソニー生命、Sony Life Insurance (Philippines)、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceを連結の範囲に含めず算出しており、2013年3月末はソニー生命、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceを連結の範囲に含めず算出しています。なお、2012年3月末までは平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月末は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。また、2012年3月末はソニー銀行、ソニーバンク証券、スマートリンクネットワークを連結の範囲に含めて算出しており、2013年3月末はソニー銀行、スマートリンクネットワークを連結の範囲に含めて算出しています。
- ソニー生命およびソニー損保の単体ソルベンシー・マージン比率は2011年3月末までは旧基準、2012年3月末より現行基準を適用しています。
- 単体自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に基づき算出しています。なお、2009年3月末より2012年3月末までは平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月末は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。

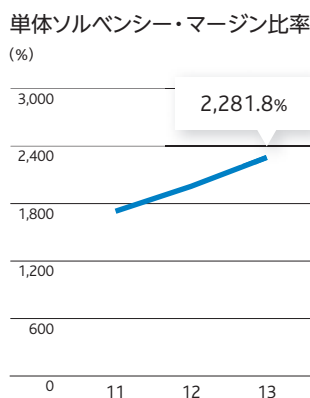
ソニーフィナンシャルグループは、着実に業容を拡大し、健全性を確保してきました。この高い健全性は、お客さまからの信頼を獲得・維持するのはもちろん、成長に必要不可欠な基盤となっています。

ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)

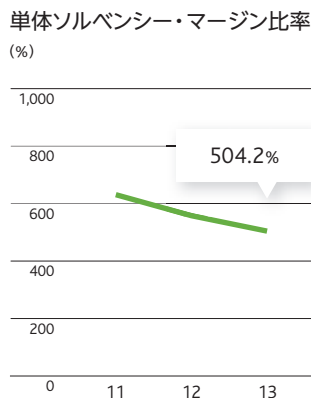


健全性指標 (3月31日現在) 金融機関としてお客さまからの信頼を獲得・維持するために、高い財務健全性の確保に努めています。

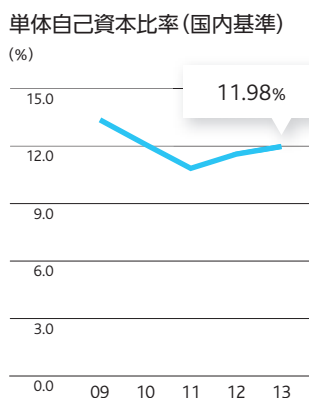
ソニー生命



ソニー損保



ソニー銀行



*ソニー生命およびソニー損保の単体ソルベンシー・マージン比率は、いずれも2012年3月末から適用された現行基準により算出したものです。

格付情報 (2013年7月1日現在)

		格付内容			
ソニーフィナンシャルホールディングス	格付機関 (株)格付投資情報センター (R&I)	● 発行体格付け AA-			
ソニー生命	格付機関 (株)格付投資情報センター (R&I)	● 保険金支払能力格付け AA	(株)日本格付研究所 (JCR) ● 保険金支払能力格付け AA	スタンダード&プアーズ (S&P) ● 保険財務力格付け A+	ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's) ● 保険財務格付け Aa3
ソニー銀行	格付機関 (株)日本格付研究所 (JCR)	● 長期優先債務格付け AA-	スタンダード&プアーズ (S&P) ● 長期カウンターパーティー格付け A ● 短期カウンターパーティー格付け A-1		

Growth

ソニーフィナンシャルグループの 成長力

ソニー生命(単体)

保有契約高*の推移

(3月31日現在)



* 個人保険および個人年金保険の合計

ソニー損保

元受正味保険料の推移

(3月31日に終了した1年間)



ソニー銀行(単体)

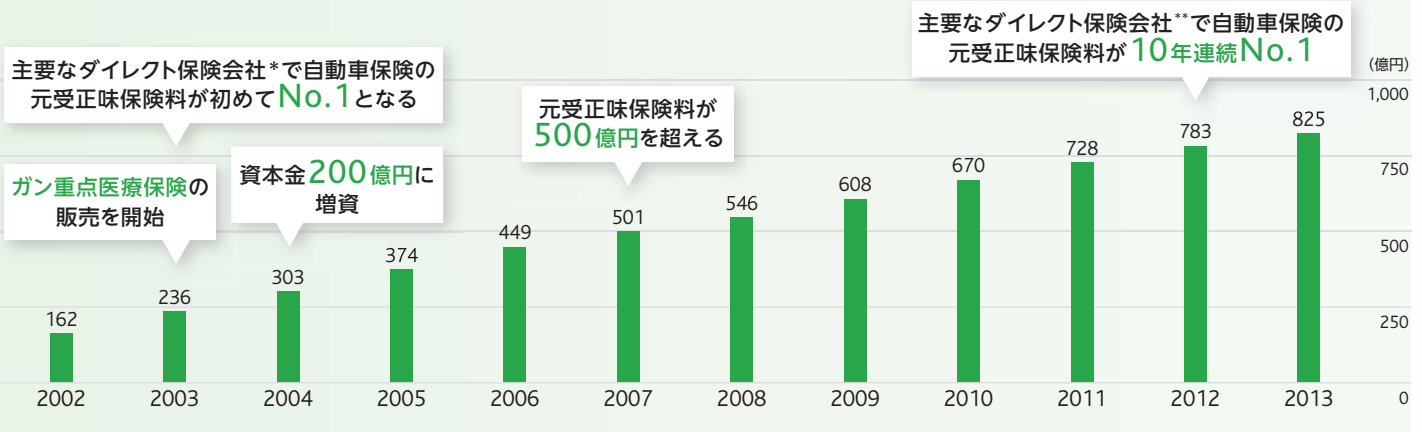
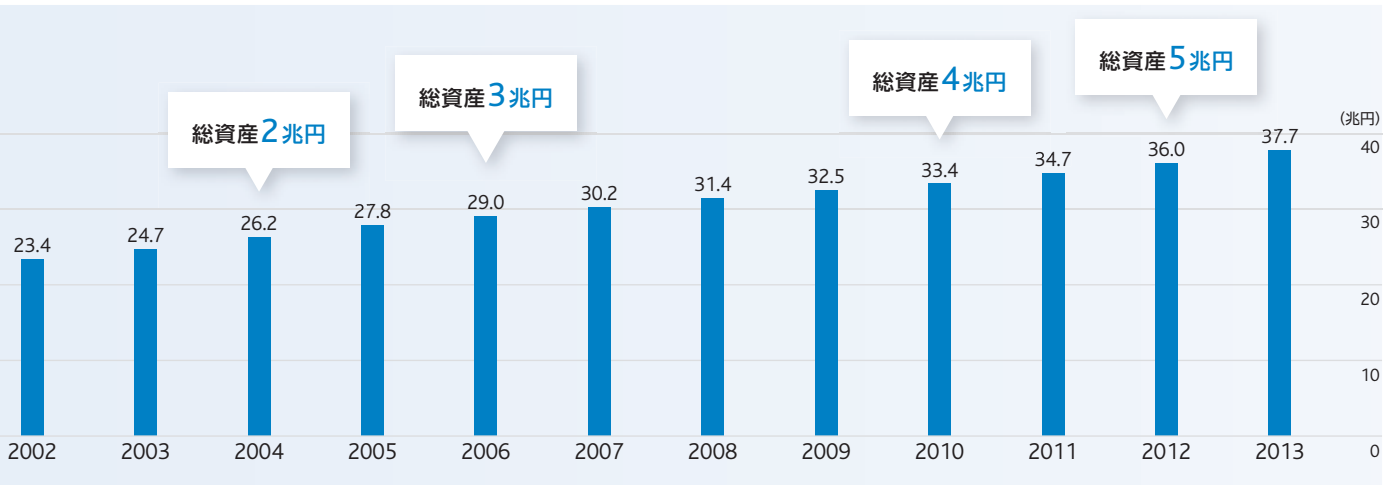
リテールバランス*の推移

(3月31日現在)

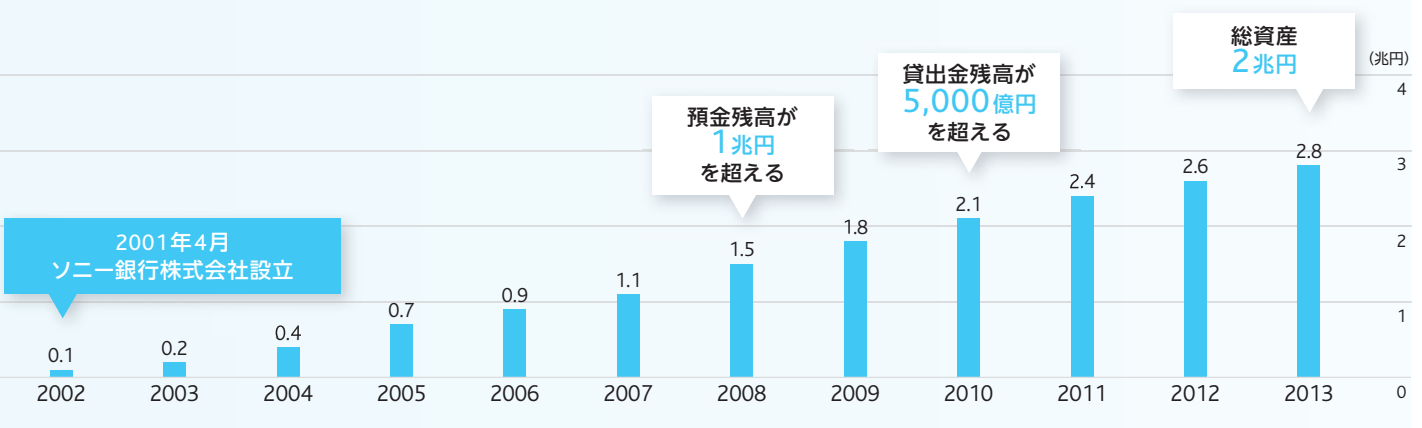


* 預金、投資信託、個人ローンの合計

ソニーフィナンシャルグループの中核企業である**ソニー生命**、**ソニー損保**、**ソニー銀行**は、それぞれの強みを活かすことによって、着実に業容を拡大しています。



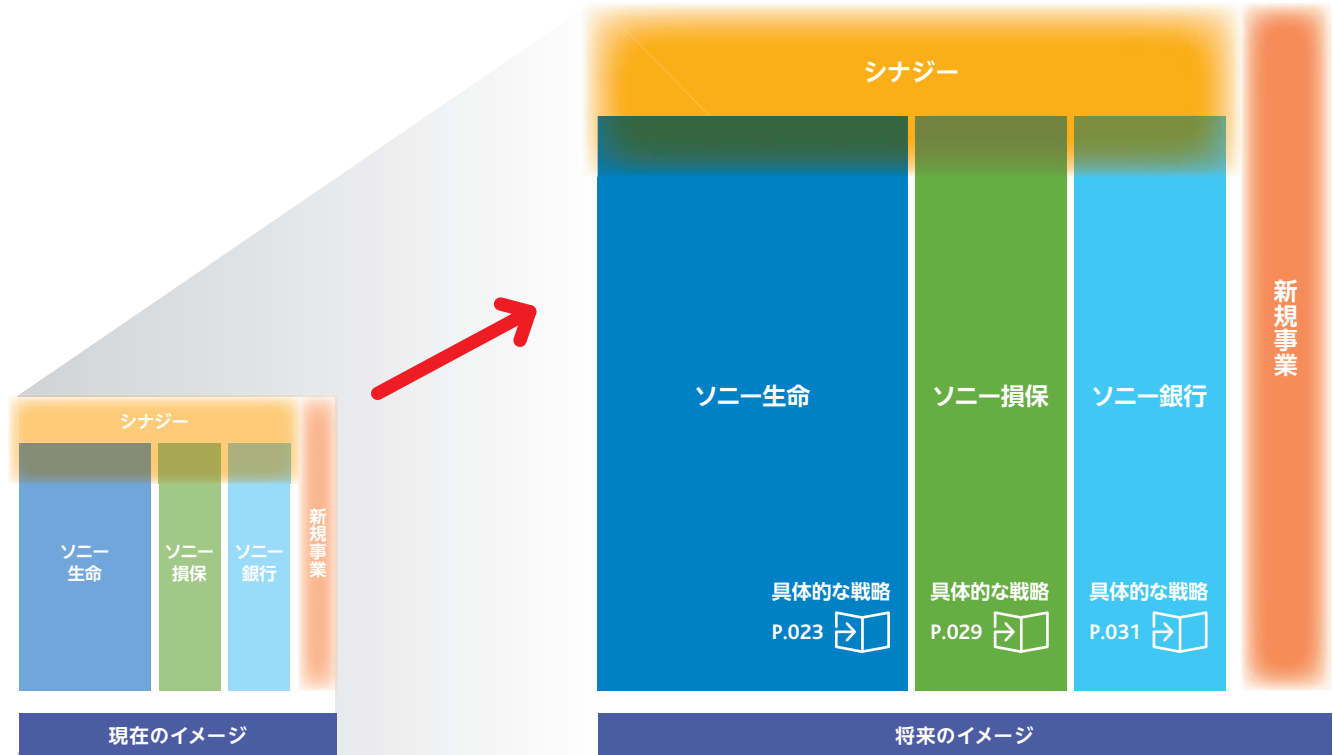
* 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、2003年3月期時点ですべての通販型で自動車保険を販売している損害保険会社を指します。
 ** 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、2012年3月期時点ですべての通販型で自動車保険を販売している損害保険会社を指します。



Strategies

ソニーフィナンシャルグループの 成長戦略

ソニーフィナンシャルグループが描く将来のイメージ



1. 主要3事業の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現することで差異化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。

2. グループシナジーの推進

金融業界の規制緩和にともない、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまで、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローン販売などのグループ内の連携を図っておりますが、今後も各事業間の連携を強化・拡大させることで、顧客開拓や業務運営の効率化を進めてまいります。

3. 新規事業分野への進出

既存3事業と連携のある事業領域を中心に、お客さまのご期待に応える商品・サービスを継続的に拡充し、着実な業容拡大に努めてまいります。また、現在参入していない分野で、当社グループの「ビジョン」実現に資するものについては、進出を積極的に検討し、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

社長インタビュー

ソニーフィナンシャルグループの当期実績や見通しを含め、今後さらに企業価値を高めるために重要となる戦略について、代表取締役社長の井原がお答えします。

連結業績と今後の見通し

Q：2013年3月期の成果についてお聞かせください。

A：すべての事業で業容が拡大し、安定的・持続的な成長基調を維持しました。市況回復によるプラスの要因も加わり、前期比増収・増益を達成しました。



2013年3月期は、年間を通じて本業である保険引受業務や預貸業務が堅調に推移しました。主要各子会社の状況は、ソニー生命では保有契約高は前期末比4.7%増加の37兆7,790億円、ソニー損保では元受正味保険料が前期比5.4%増加の825億円、ソニー銀行ではリテールバランス(預金、投資信託、個人ローンの合計)が前

期末比8.4%増加の2兆8,412億円と、いずれも業容は堅調に拡大しました。

その結果、連結経常収益は、すべての事業で増加し、前期比16.8%増加の1兆2,590億円となりました。連結経常利益は、生命保険事業および銀行事業で増加、損害保険事業で減少した結果、6.2%増加の792億円となりました。また、連結当期純利益は前期に法人税率引き下げに関連して繰延税金資産の一部を取り崩した影響もあり、37.3%増加の450億円となりました。このように、2013年3月期においては、すべての事業で業容が拡大したうえに、市況回復の影響も加わり、前期比増収・増益を達成しました。

Q：2014年3月期は一転して減収・減益の見込みですが、その要因を教えてください。

A：前期のような市況回復による増収・増益効果を想定していないこと、生命保険事業における標準利率改定による影響などが要因です。これらの要因を除けば、2014年3月期も増収・増益基調を維持できる見込みです。

2014年3月期においても、引き続き堅調な業容拡大が見込まれますが、前期のような市況回復による増収・増益効果を想定していないこと、生命保険事業における標準利率改定の影響により責任準備金繰入額が増加することなどを考慮し、減収・減益を見込んでいます。これらの要因を除けば、2014年3月期も増収・増益基調を維持できる見込みです。

ソニーフィナンシャルグループの中期経営方針 (2014年3月期～2016年3月期)および事業戦略

Q：中期経営方針と事業戦略について教えてください。

A：中期経営方針においては、高品質なサービス提供の追求により、顧客満足度のさらなる向上と顧客基盤の拡大を図り、グループの持続的成長を推進します。さらに経営環境の変化に揺るがない、安定した収益基盤と健全な財務基盤を構築し、株主還元を強化します。

当社グループの強みは、グループ各社が提供するサービス品質の高さにあります。この「質」を高め、高い顧客満足度を維持することが、私たちの成長には欠かせません。中期経営方針においては、この基本に立ち返り、サービス品質を向上させていくことを、グループ各社の事業戦略の根幹に据えています。また、昨今の金融市場における相場変動や保険事業における標準利率の改定など、私たちを取巻く経営環境は絶えず変化していますが、引き続き、リスク管理やALMを強化し、このような環境変化にも揺るがない盤石な収益基盤を構築してまいります。そして、生命保険、損害保険、銀行を傘下に持つ金融グループとして安定した収益の成長と強固な財務健全性をベースに、株主還元を一層強化してまいります。

ソニーフィナンシャルグループ中期経営方針(2014年3月期～2016年3月期)

グループ 中期経営方針骨子	◆ グループ各事業のコアコンピタンスである高品質なサービスの提供を追求することにより、顧客満足度のさらなる向上と顧客基盤の拡大を図り、グループの持続的成長を実現する
	◆ 経営環境の変化にも揺るぎない盤石な収益基盤を確立する
	◆ 安定した収益基盤と強固な健全性をベースに、株主還元を強化する

ソニーフィナンシャルグループ事業戦略

高品質なサービスの提供を追求することにより、顧客満足度のさらなる向上と顧客基盤の拡大を図り、着実に業容を拡大しトップライン成長を加速

1. 中核企業3社の主な取組み



ソニー生命	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 質をともなったライフプランナーチャンネルの陣容拡大 ▶ 代理店チャンネルの成長加速 ▶ オペレーション改革によるサービス品質・業務効率向上 ▶ 企業価値の安定成長に向けたリスク管理
ソニー損保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 損害率改善による収益性改善を最優先とする取組み ▶ 自動車保険以外の他種目の積極展開 ▶ サービス品質のさらなる向上
ソニー銀行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅ローン・外貨ビジネスの強化を継続 ▶ 利便性の高い決済サービスの拡充

2. 新規事業展開：介護事業への参入を具体的に準備中

ソニー生命の成長戦略

Q：ソニー生命の持続的な成長の実現に向けての取組みを教えてください。

A：営業チャネルのさらなる強化、オペレーション改革の推進、企業価値の安定成長を目指します。

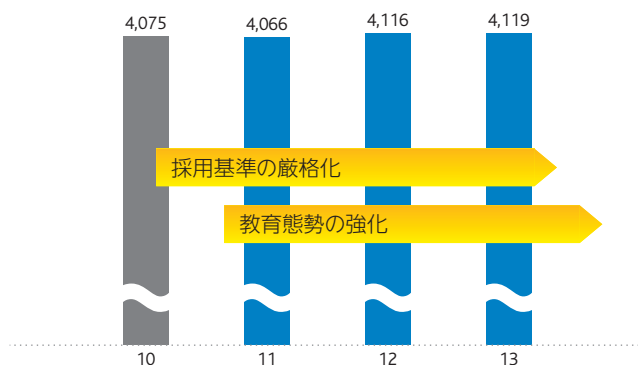
・ライフプランナーの採用・育成の強化について

ソニー生命の主要チャネルであるライフプランナーチャネルを通じた販売は、新契約全体の4分の3を占め、安定的に成長しています。これまで採用基準の厳格化と教育態勢の強化に取組み、その結果、ライフプランナーの営業活動の生産性は向上しました。一方、ライフプランナーの在籍数は2013年3月末で4,119人と前期末比微増にとどまりました。これは、採用者数は増加したものの、退職者数も増加したことや、ライフプランナーから採用活動を担う営業所長への登用を増やしてきたことなどによります。営業所長への登用の促進により、ライフプランナーの在籍数の増加が抑えられましたが、将来の採用態勢の充実と人員拡大に貢献するものと考えています。今後も高挙績者であるライフプランナーの営業所長への登用を継続して採用態勢を強化し、ライフプランナーチャネルの陣容拡大を進めてまいります。

・代理店チャネルの展開について

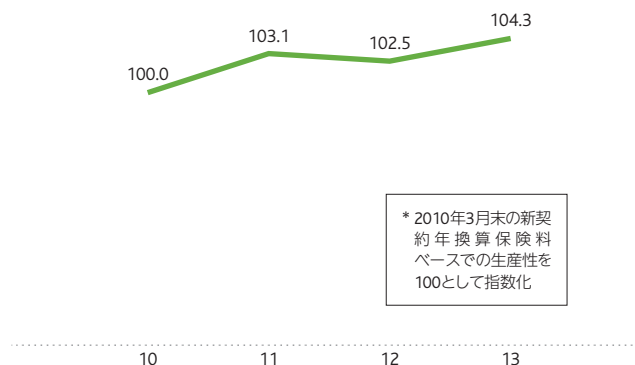
ソニー生命において、パートナー（募集代理店）を通じた販売はライフプランナーチャネルに次ぐ重要な販売チャネルで、新契約全体の4分の1を占めます。

ライフプランナー在籍数
(人)



※ 3月31日現在

ライフプランナーの生産性推移



※ 3月31日に終了した1年間

当チャンネルは広域での店舗展開で拡大する来店型代理店や生保プロとも呼ばれる生命保険専門代理店との連携を強化し、業績を伸展させてきました。今後も、これらの取組みに加え、多様化するお客さまのニーズを確実に捕捉するために、地域密着型や企業提携型など多様な代理店展開を通じて、さらなる成長を目指します。

・オペレーション改革

ソニー生命ではオペレーション改革を通して、質の高いサービスを幅広く効率的に提供できる基盤づくりに取り組んできました。2013年3月期は、新端末5,000台の導入により、営業支援システム刷新と生命保険の新契約申込手続きのペーパーレス化を行いました。これにより、お客さま



新端末による申込手続きの様子

へのサービス品質の向上とともに事務効率が大幅に改善されています。例えば、新契約申込手続きのペーパーレス化ではご契約時の不備率は従来の書面でのお手続きと比較して約70%減少、査定日数も半減するなど大幅な効率化を実現しています。この事務効率の改善により、営業活動や、ライフプランナーの採用・育成などに注力できる環境が整い、生産性の向上に寄与するものと考えています。

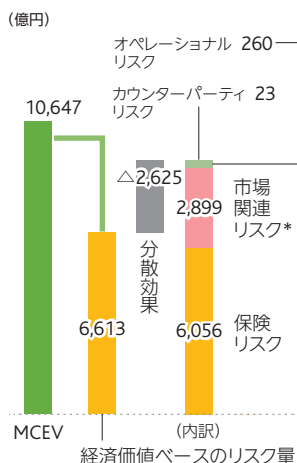
・企業価値の安定成長とリスク管理

ソニー生命のリスク選好の基本的な考え方は、経済価値ベースで十分な支払能力を確保するとともに、保有契約の増加・保険リスクの積極的な引き受けにより、企業価値の安定的・持続的成長を図ることです。資産運用にあたっては、保険負債の特性に見合った資産への投資を優先することで長期にわたる保険契約の負債に係る金利リスクを低減し、生命保険ビジネスがもたらす企業価値の安定化を図ります。

ソニー生命の2013年3月末のMCEVは前期末比232億円増加の1兆647億円となりました。保有契約を順調に増加させるとともに、ALMの推進により、市場金利の低下に対し、その影響を軽減することでMCEVは着実に増加しました。

また、MCEVに対する経済価値ベースのリスク量は、2013年3月末で6,613億円(税引後)となり、経済価値ベースの自己資本に相当するMCEVに対して十分低い水準に抑制されています。内訳は、保有リスクのうち、保険リスクは6,056億円、市場関連リスクは2,899億円と、保険リスクが過半を占める構成となっ

経済価値ベースのリスク量
2013年3月末



*うち、金利リスクは、2,342億円(ただし、市場関連リスク内での分散効果考慮前)

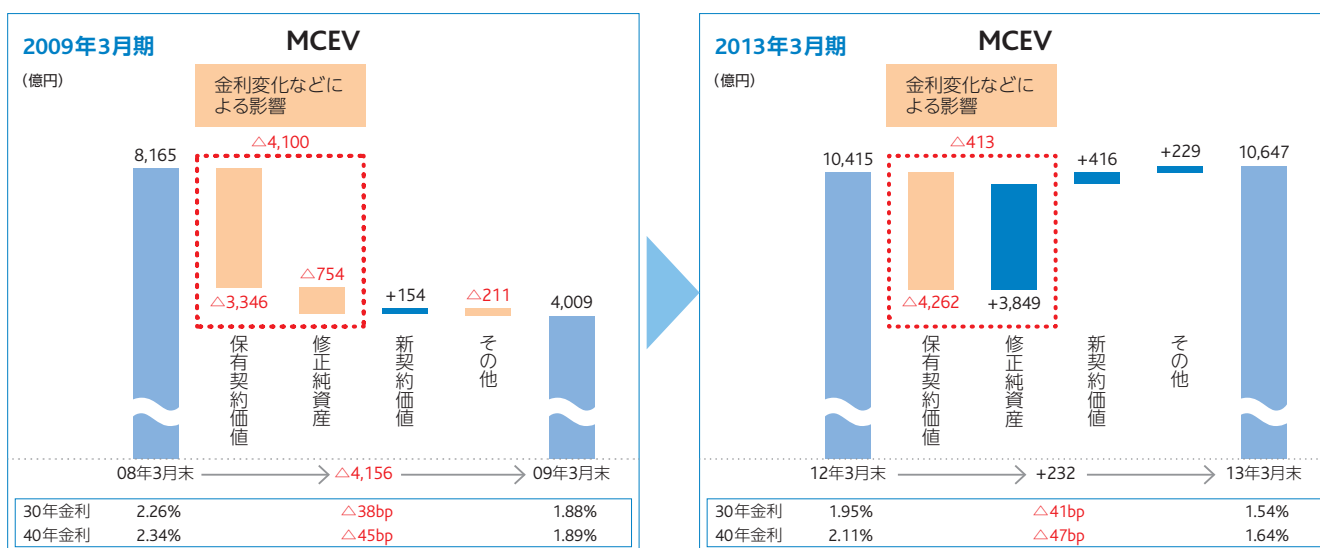
います。保険リスクは、生命保険ビジネスによる企業価値向上のための本来的なリスクであり、今後とも新契約獲得や保有契約の成長とともに増加します。また、市場関連リスクは、金利リスクが約2,300億円と大半を占めていますが、新契約獲得などによって高めた企業価値を、金利変動など金融市場の変動により毀損されないよう、引き続き金利リスクの抑制に努めてまいります。今後も経済価値ベースで十分な支払能力を確保しつつ、企業価値の安定的・持続的成長を図ります。

Q：ソニー生命における資産運用方針についてお聞かせください。

A：金融緩和後も、現行の資産運用方針を変更せず、引き続き新規資金の大半を超長期国債への投資に振り向けます。

ソニー生命は、その死亡保障商品を中心とした商品ポートフォリオの特徴により負債のデュレーションが約30年と長いことから、資産ポートフォリオについては超長期国債への投資を推進し、資産のデュレーションを長期化して金利リスクの低減を図ってきました。加えて、株式や転換社債などのリスク性資産への投資割合を低下させることで、より安定した運用収益を確保するとともに、リスクの縮小を図りました。

ソニー生命のALM推進の成果



金融緩和の影響により超長期金利が低下し、金利リスク量の一段の増加が見られましたが、経済価値ベースの自己資本に相当するMCEVに対して適切な水準に抑制しています。

今後も、特に新契約の獲得にともなって増加する金利リスクを抑制するため、金融市場動向を注視しつつ、超長期国債への投資を継続する方針です。

Q：2013年4月以降の標準利率*の引き下げにともなう保険料率改定の影響について教えてください。

A：保険料率改定による販売への影響は限定的と予想しています。

今回の料率改定においては、価格競争力、収益性、保険種類の特性などを踏まえ、さまざまな観点から保険料率を見直しました。その結果、2013年4月以降、主力商品である定期保険、家族収入保険の料率を据え置き、一部の貯蓄性商品を中心に保険料率を引き上げました(23ページ参照)。

ソニー生命は、きめ細やかなコンサルティングに基づいて多様な商品からお客さまのニーズに合致した合理的な生命保険を設計・販売しています。そしてご契約後の丁寧なコンサルティングフォローによりお客さまから高い評価をいただいています。したがって、保険料率改定による販売への影響は限定的と予想しています。標準利率改定の影響もあり、2014年3月期は若干の減益を見込んでいますが、2015年3月期以降は、利益成長を維持する見通しです。

* 標準利率とは、保険会社が将来の保険金支払いのための責任準備金を積み立てるときに使用が義務づけられている計算利率のこと。標準利率引き下げにより保険会社が積み立てなければならない責任準備金の額は大きくなります。責任準備金の積立財源は保険料が中心ですので、必要に応じ、標準利率の改定にともない保険料率を見直すことがあります。2013年4月以降の契約より、標準利率は従来の1.5%から0.5%低い1.0%が適用となります。

ソニー損保の成長戦略と収益性の確保

Q：ソニー損保における業容成長と収益性の確保について教えてください。

A：自動車保険の損害率の改善を最優先課題と位置づけて収益性を回復させます。さらに、商品力強化や顧客満足度最大化により成長を持続し、ダイレクト市場のリーディングポジションを堅持します。



損害保険事業を担うソニー損保では、自動車保険の損害率の上昇による収益性の低下が課題であると認識しています。そのため、私たちは損害率改善に向けた4つの取組みを実施しています。

1つめの事故発生率をより反映できる保険料水準への見直し、2つめの業界共通の新ノンフ

リート等級別料率制度の導入により、段階的な改善効果を見込んでいます。3つめの提携修理工場の活用や損害鑑定体制の強化による保険金単価の適正化、4つめの保険引受基準の見直しなどを通じて、損害率を着実に改善させ、収益性の回復を図ります。

一方、保険料水準の見直しの影響により短期的には価格競争力が低下し、契約獲得力が少し弱まる見通しですが、中長期的な成長に向け、自動車保険のリスク細分のさらなる高度化や商品ラインアップの多様化により商品力を強化していきます。また、事故解決サービス、カスタマーセンターのコンサルティングサービス、ウェブサイトおよびスマートフォン利用者へのコールサポート、スマートフォンサービスを強化することで、顧客満足度の最大化を目指します。そして一層効果的なマーケティングを行うことで、契約獲得力の強化を図ってまいります。

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険の市場において10年間連続してトップシェア*を維持しています。先にご説明した施策を実行することにより成長を持続させ、引き続き同市場におけるリーディングポジションを堅持します。

* 2012年3月期時点で自動車保険を主にダイレクト販売している損害保険会社の業績発表表より

自動車保険損害率改善に向けた4つの取組み

1. 保険料水準の見直し

2012年11月、2013年4月に連続して実施

2. 新ノンフリート等級別料率制度の導入(2013年4月から)

事故あり契約の割引増率改定により段階的改善

3. 保険金単価の適正化

提携修理工場への誘導、鑑定体制強化などによる修理費用・代車費用などの圧縮

4. 保険引受基準の見直し

ソニー銀行の利益成長

Q: ソニー銀行における利益成長について教えてください。

A: 住宅ローン・外貨ビジネスを中心とした安定的な業容拡大と、適切なALM運営による利益成長を目指します。



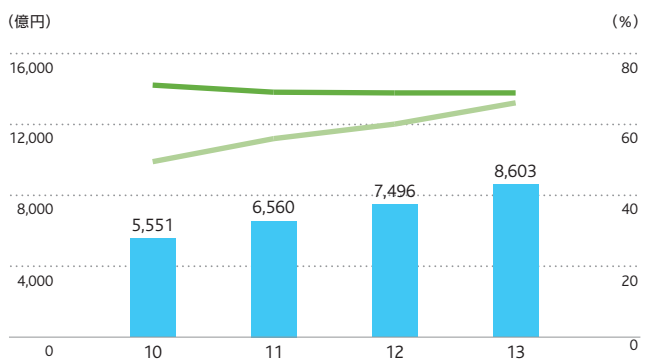
銀行事業の中核となるソニー銀行では、「日経金融機関ランキング」顧客満足度6年連続1位に象徴されるように、お客さまから高い支持をいただいています。引き続き、高い顧客満足度を原動力とした業容の安定的な拡大を図ります。

日本では長期にわたる低金利環境の中、銀行業界における競争は激化しています。このような

状況下で、ソニー銀行は、今後も利益成長を続けていくため、2つの主力商品である住宅ローン・外貨ビジネスの商品性や販売力を強化し、収益力の維持・向上を図っていきます。住宅ローンにおいては、不動産業者やソニー生命のライフプランナーとの提携関係を充実させ、住宅ローン実行額のさらなる増加を図り、貸出残高を積み上げてまいります。外貨ビジネスにおいては、貯めた外貨が外貨のまま自由に使える世界、ソニー銀行の「外貨ワールド」の「貯める、ふやす、使う」機能を強化し、外貨預金市場において高いシェアを確保します。加えて、ソニー銀行ならではの決済サービスを提供することなどにより、さらなる顧客基盤の拡大を図ってまいります。

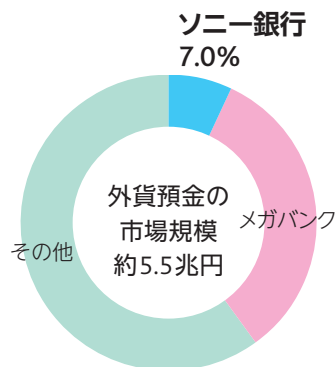
収益性においては、上記で述べた戦略商品の強化により業容成長を継続させ、適切なALM運営を通じて安定的な利ざやを確保します。銀行の本業である資金収支を中心に、コアベースの利益を伸ばしてまいります。

住宅ローン残高と預貸率



■ ソニー銀行住宅ローン残高 (左軸)
 ■ 預貸率: 全国銀行 ※ 2013年3月期 中間決算 (右軸) ■ 預貸率: ソニー銀行 (円預金ベース) (右軸)
 ※ 3月31日現在
 (出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

外貨預金シェア



※ 2013年3月末現在
 (出所) 日本銀行統計 (個人預金未残)

SFHの資本政策と配当方針

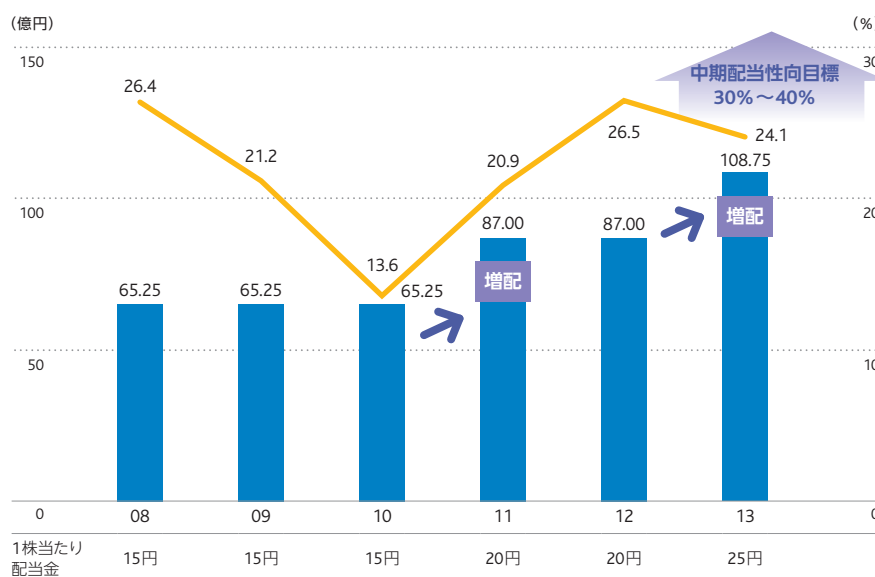
Q : 2013年3月期の1株当たり配当は25円(前期比5円増配)、2014年3月期は据え置きを予想していますが、配当方針についてお聞かせください。

A : グループ各社の適切な健全性の確保、成長投資に必要な内部留保を確保のうえ、中長期の収益拡大に応じ、安定的な配当増加を目指します。

当社は、グループ各社における適切な健全性の確保と成長分野への投資のための内部留保を確保したうえで、中長期の収益拡大に応じ、安定的な配当の増加を目指しています。また、中期的な配当性向目標として、グループ連結の当期純利益の30%～40%の配当性向を目安とし、2013年3月期は堅調な業績を反映し、前期比5円増配の25円配当を実施しました。

2014年3月期の1株当たり配当につきましては、期初の段階においては前期同様に25円を予想していますが、グループ各社のリスクに対する資本の十分性、投資機会、業績見通し、法令・内外規制動向などを総合的に勘案して決定してまいります。

配当総額・配当性向の推移



■ 配当総額 ■ 配当性向 (%)

※ 3月31日に終了した1年間

※ 2011年4月1日に1株につき200株の株式分割を行いました。

1株当たり配当金は、2008年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算出しています。

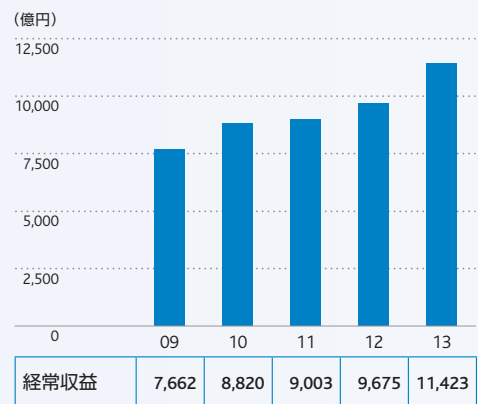
生命保険事業

- 事業会社
- ソニー生命
 - ソニーライフ・エイゴン生命
 - SA Reinsurance

経常収益の構成比率*



経常収益



※ 3月31日に終了した1年間

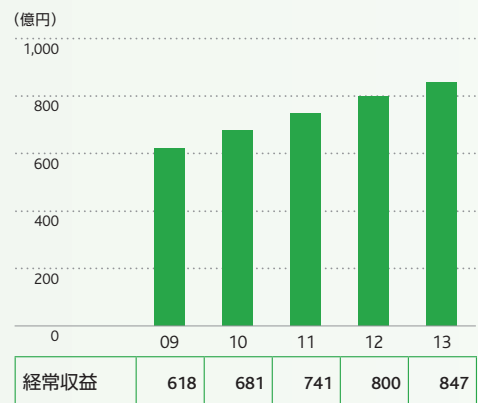
損害保険事業

- 事業会社
- ソニー損保

経常収益の構成比率*



経常収益



※ 3月31日に終了した1年間

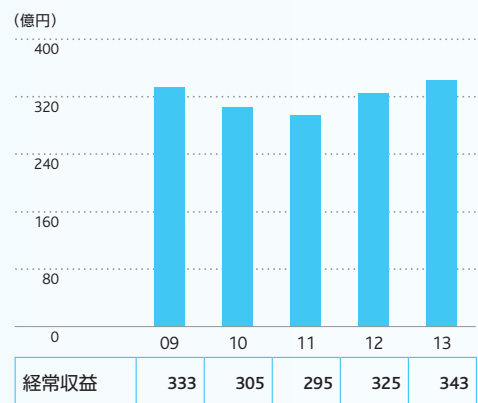
銀行事業

- 事業会社
- ソニー銀行
 - スマートリンクネットワーク

経常収益の構成比率*



経常収益



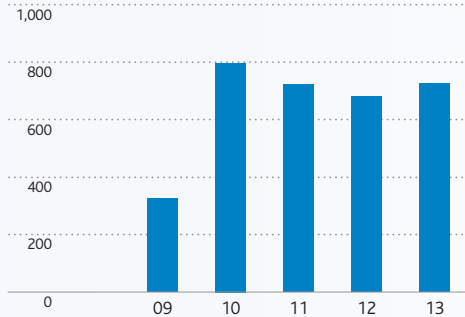
※ 3月31日に終了した1年間

* SFH連結経常収益における構成比率の割合



経常利益

(億円)

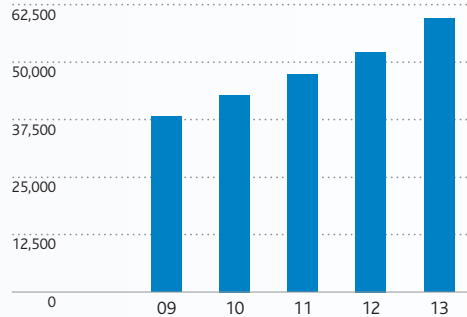


経常利益	325	797	721	681	727
------	-----	-----	-----	-----	-----

※ 3月31日に終了した1年間

総資産

(億円)



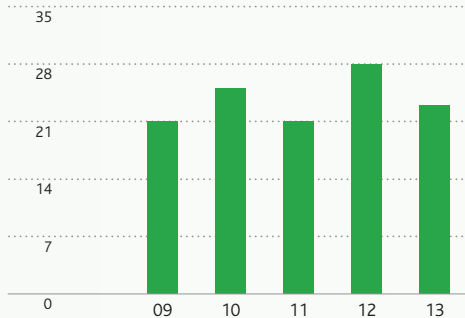
総資産	38,104	42,860	47,216	52,199	59,481
-----	--------	--------	--------	--------	--------

※ 3月31日現在



経常利益

(億円)

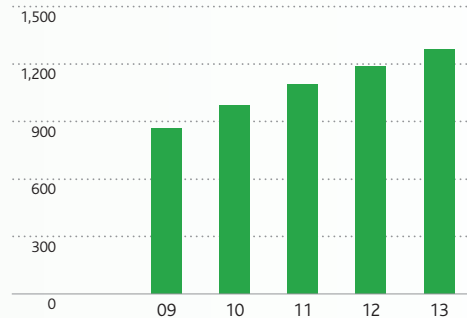


経常利益	21	25	21	28	23
------	----	----	----	----	----

※ 3月31日に終了した1年間

総資産

(億円)



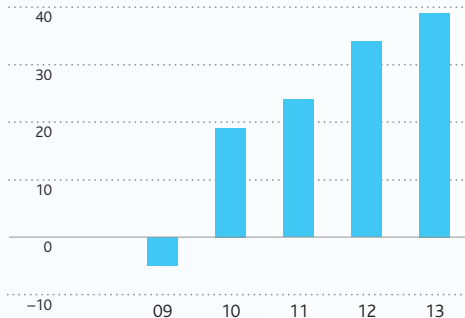
総資産	866	983	1,093	1,186	1,274
-----	-----	-----	-------	-------	-------

※ 3月31日現在



経常利益(損失)

(億円)

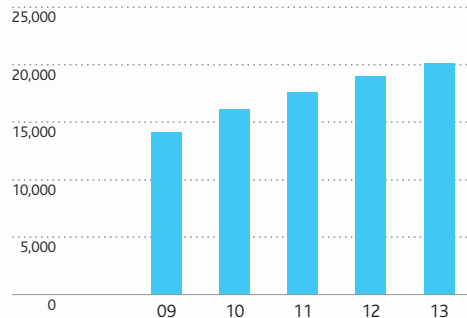


経常利益(△損失)	△5	19	24	34	39
-----------	----	----	----	----	----

※ 3月31日に終了した1年間

総資産

(億円)



総資産	14,130	16,130	17,610	18,976	20,126
-----	--------	--------	--------	--------	--------

※ 3月31日現在

(注) 各事業の数値は、連結調整前のものです。

事業を取巻く環境

日本の生命保険市場は保険料収入ベースで米国に次いで世界第2位の規模を誇り、世界シェアの約20%を占めています。その市場規模は1990年代後半から減少傾向にあるものの、未だ高い生命保険への加入意欲をベースとし、2013年3月末の個人保険における保有契約高は861兆円、うち死亡保障は8割超の729兆円*と、巨大な市場規模を維持しています。

一方、日本の保険商品の販売動向においては、少子高齢化の進展により、保障ニーズは、死亡保障から医療・介護保障などの第三分野商品や個人年金保険へシフトしています。さらに販売面では、銀行窓口販売やインターネット販売などが拡大すると同時に、代理店の多店舗化・大型化が進むなど、販売チャネルの多様化が進んでいます。このような保障ニーズの変化や販売チャネルの多様化により、販売競争はますます激しくなっています。

さらに、2013年4月には、長引く低金利の影響を受けて、標準責任準備金を計算するための利率である標準利率が、2001年4月以来12年ぶりに引き下げられました。これにより、各社が保険料率の見直しを行い、主に貯蓄系の商品で保険料が値上げされました。

2013年3月期の日本の国内経済においては、2012年12月の政権交代後のデフレ脱却政策や、日銀の積極的な金融緩和策が金融市場に大きな影響を及ぼしました。債券市場では、長期金利は一段と低下しました。一方、株式市場では、企業の利益成長期待が高まり、日経平均株価は大きく上昇に転じています。円安の進展や海外の株式市場の上昇も株価上昇を後押しし、消費者マインドの改

善などから、個人消費も底堅く推移しました。しかし、消費税率の引き上げや景気対策の一巡から、期待先行型の景気回復が後退する可能性もあり、先行きが不透明な状況は続くものと考えられます。

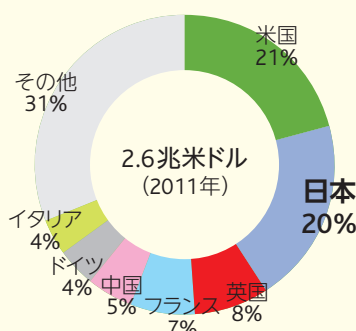
ソニー生命は、このような競争環境および金融市場環境においても、ライフプランナー（営業社員）とパートナー（募集代理店）を通じたコンサルティングセールスを強化する取組みなどを通じ、死亡保障を中心とした保険商品の販売を伸ばしてきました。また、少子高齢化にともなう顧客ニーズの変化にあわせて、生前給付保険や介護保障保険、個人年金保険の販売も急速に伸びています。

資産運用においては、引き続き新契約獲得により増加する金利リスクを抑えるため、超長期国債への投資を継続しました。ソニー生命では、長期にわたる保険契約の負債に係る金利リスクを低減し、保有契約の増加や、保険リスクの積極的な引き受けにより、企業価値を安定的に成長させてきました。今般の日銀の金融緩和策を受けた超長期金利の低下局面において、金利リスク量の一段の増加が見られましたが、経済価値ベースで十分な支払能力を維持しています。今後の金融市場においては、景気回復期待と金融緩和の思惑が交錯し、債券・株式・為替市場ともに乱高下する可能性があります。

引き続き、ソニー生命は、新契約獲得による業容の拡大を図るとともに、高い財務健全性を維持し、日本の生命保険市場におけるプレゼンスを高めていきます。

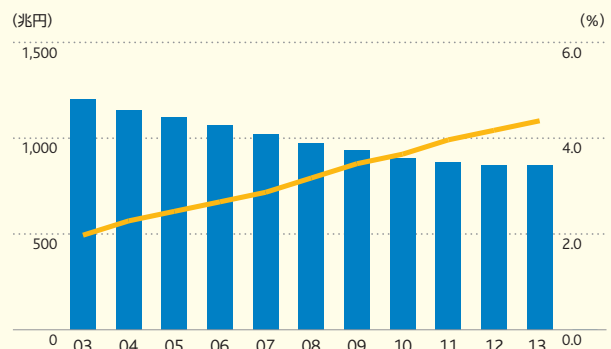
* (出所) 社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」

生命保険料収入の国別シェア



(出所) Swiss Re. sigma No 3 / 2012, World insurance in 2011, update January 2013

業界全体の保有契約高*とソニー生命シェア



■ 保有契約高(左軸) ■ ソニー生命シェア(かんぽ生命除く)(右軸)

※ 3月31日現在

※ グラフは個人保険を対象

(出所) 社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、各社公表資料

直近の取組み

■ 2012年5月:「共創プロジェクト」第1フェーズ

2012年10月:「共創プロジェクト」第2フェーズをリリース

ソニー生命では、生命保険にご契約いただいた後のコンサルティングフォローをさらに充実させ、これまで以上に質の高い効果的なサービスを提供するため、2012年5月に「コンサルティングフォロー情報の提供」、「定期的な保障内容の確認と点検」、「病気・介護などの問題解決支援」という3つのサービスを開始しました。続いて同年10月にはコンサルティングフォローシステム「C-SAAF(サーフ)」をリリースしました。新端末を導入し、営業支援システムを刷新するとともに、ペーパーレス申込手続き、自動引受査定エンジンを利用した告知手続きの導入などにより、ご契約手続きにおける事務負担の大幅な軽減を図りました。さらに、お客さま情報の一元管理を可能とする「新顧客管理システム」を導入し、きめ細かいコンサルティングフォローを提供できるようになりました。

■ 2013年4月:保険料率の改定

標準責任準備金を計算するための利率である標準利率が2013年4月より引き下げられたこととともない、ソニー生命の一部商品において、2013年4月2日より保険料率の改定を行いました。

(1) 定期保険・年金保険:保険料を据え置き

主力商品である平準定期保険・通減定期保険・家族収入保険(喫煙リスク区分型、無解約返戻金型、特約を含む)については、標準利率改定の影響が小さいことから料率改定を行っていません。また、5年ごと利差配当付個人年金保険の平準払いおよび変額個人年金保険についても、料率改定を行っていません。

(2) 医療保険・がん保険など(特約含む):

料率改定を行いました。保険料は現行に近い保険料水準を概ね維持しています。

種目や年齢などにより、現行水準の保険料に比べ上がる場合と下がる場合があります。

(3) 予定利率を改定した主な商品:

保険商品	予定利率()は一時払(%)		
	改定前(%)	改定後(%)	改定幅(pt)
積立利率変動型終身保険	2.00	1.60	△0.40
養老保険	2.00	1.70	△0.30
総合医療保険	2.35	1.70	△0.65
生前給付保険(終身型)98・(定期型)98	2.00	1.70	△0.30
終身がん保険(08)	2.35	1.70	△0.65
5年ごと利差配当付終身介護保障保険	1.65(1.50)	1.60(1.00)	△0.05(△0.50)
5年ごと利差配当付学資保険	1.85(1.50)	1.60(0.90)	△0.25(△0.60)

※「積立利率変動型終身保険」に関しては、契約日が2013年5月2日以降の契約より適用

※「5年ごと利差配当付」以外は無配当商品

■ 2013年5月:『米ドル建保険』を発売

長引く低金利の影響で、近年は日本よりも金利が比較的高い外国通貨にも注目が集まっており、外貨建の資産を保有して資産通貨を分散する人が増加する傾向にあります。

特に米ドルはすべての通貨の中でも信頼性が高く、世界中の取引で広く使われている「基軸通貨」です。流動性と安定性に優れた米ドルを資産の一部として保有しておくことは、分散投資によるリスク軽減や安定運用を行ううえで有効であり、金利水準においても日本円に比べると相対的に高いという利点もあります。

ソニー生命では、将来の資金を外貨建で保有したいというお客さまのニーズにお応えるため、米ドル建の運用による高い貯蓄性を実現させた『米ドル建終身保険』『米ドル建養老保険』『米ドル建特殊養老保険』を、2013年5月より発売しました。

事業戦略

営業チャネルのさらなる強化

- 質をともなったライフプランナーの陣容拡大
- 多様なニーズを捕捉する代理店チャネルによる成長加速

オペレーショナル・エクセレンスへの不断の追求

- オペレーション改革によるサービス品質、営業効率・事務効率の抜本的向上
- 『米ドル建保険』の導入による資産形成分野の強化、商品ポートフォリオの拡充

企業価値の安定成長

- 新契約の獲得による企業価値の向上、金利リスクの削減による企業価値の安定化

ソニーライフ・エイゴン生命における個人年金保険の銀行窓口販売

ソニー生命では、日本の少子高齢化の進展による年金ニーズに対応するため、オランダのエイゴングループとの折半出資による合併会社、ソニーライフ・エイゴン生命を設立し、2009年12月より変額個人年金の販売を開始しました。ソニーライフ・エイゴン生命は、ソニー生命のライフプランナーおよび金融機関12社*などの提携代理店を通じて、年金原資保証型や受取総額保証型、保証金

額付特別勘定終身年金型の変額個人年金保険を販売しています。

営業開始から4年目を迎えた2013年3月期の業績は、以下のように前期に比べて大幅に伸展しました。

	2012	2013	前期比
新契約件数(件)	2,498	7,357	294.5%
新契約高(百万円)	17,534	51,175	291.8%
保有契約件数(件)	3,669	10,232	278.9%
保有契約高(百万円)	30,486	76,155	249.8%

* 2013年7月1日現在

2013年3月末のMCEV

1. MCEVの計算結果

2013年3月末のソニー生命のMCEVは、これまでのALM推進の取組みが奏功し、金利低下を主な理由として保有契約価値は減少したものの、ALM目的で保有する国債の価格上昇や新契約価値の獲得などにより、MCEVは232億円増加しました。その内訳は以下のとおりです。

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
MCEV	¥10,415	¥10,647	¥ 232
修正純資産	4,092	7,708	3,617
保有契約価値	6,324	2,939	△3,385
新契約価値	652	416	△236

2. 修正純資産

2013年3月末は金利低下により満期保有債券の含み益が大幅に増加したことを主な理由として、修正純資産は3,617億円の増加となりました。その内訳は以下のとおりです。

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
修正純資産	¥ 4,092	¥ 7,708	¥ 3,617
純資産の部合計	2,648	3,423	775
価格変動準備金	253	323	69
危険準備金	553	596	42
一般貸倒引当金	0	0	△0
満期保有債券の含み損益	1,559	5,517	3,959
土地・建物の含み損益	115	194	79
退職給付の未積立債務	△49	△50	△1
無形固定資産	△243	△261	△18
前7項目に係る税効果相当額	△668	△1,938	△1,271
子会社および関連会社の評価損益	△78	△96	△18

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
修正純資産	¥4,092	¥7,708	¥3,617
フリー・サープラス	3,829	4,185	357
必要資本	263	3,523	3,260

ソニー生命の必要資本は、ソルベンシー・マージン比率200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。2013年3月末の必要資本は後者から生じています。2013年3月末は、金利低下を主な理由として経済価値ベースの負債が増加したことから必要資本が大幅に増加していますが、金利リスク低減を目的とした資産のデュレーションの長期化を進めてきた結果、フリー・サープラスを十分確保しています。

内部モデルから算定される必要資本は、経済価値ベースの負債と経済価値ベースのリスク量の合計額のうち、法定責任準備金(除く危険準備金)を上回る部分です。経済価値ベースのリスク量は、1年VaR99.5%水準とし、EUソルベンシーII(QIS5)の標準モデルを参考にした内部モデルを採用しています。

2013年3月末の経済価値ベースのリスク量は税後換算で6,613億円です。なお、税後換算で使用した実効税率は30.78%です。

3. 保有契約価値

2013年3月末は、金利低下を主な理由として保有契約価値は3,385億円の減少となりました。その内訳は以下のとおりです。

	(億円)		
3月31日現在	2012	2013	増減
保有契約価値	¥ 6,324	¥ 2,939	¥△3,385
確実性等価利益現価	9,077	6,332	△2,746
オプションと保証の時間価値	△845	△1,112	△267
フリクショナル・コスト	△50	△139	△89
ヘッジ不能リスクに係る費用	△1,859	△2,142	△283

4. 新契約価値

2013年3月末は、金利低下を主な理由として収益性が低下したことから、新契約価値は236億円の減少となりました。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

	(億円)		
3月31日現在	2012	2013	増減
新契約価値	¥ 652	¥ 416	¥△236
確実性等価利益現価	915	741	△175
オプションと保証の時間価値	△83	△124	△41
フリクショナル・コスト	△2	△2	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△178	△199	△21

5. 新契約マージン

収入保険料現価に対する新契約価値の比率である新契約マージンは以下のとおりです。なお、収入保険料現価の計算は新契約価値計算と同様の前提条件を用いて計算したもので、再保険料控除前の保険料に基づきます。

	(億円)		
3月31日現在	2012	2013	増減
新契約価値	¥ 652	¥ 416	△236
収入保険料現価	10,137	11,875	1,738
新契約価値/収入保険料現価	6.4%	3.5%	△2.9pt

6. 前年度からの変動要因分析

前年度末MCEVからのMCEVの変動要因は以下のとおりです。下表はMCEV Principlesで定められたフォーマットに従っています。

(億円)

	フリー・ サープラス	必要資本	保有契約価値	MCEV
前年度末MCEV	¥ 3,829	¥ 263	¥ 6,324	¥10,415
前年度末MCEVの調整	△ 117	—	—	△ 117
調整後MCEV	3,712	263	6,324	10,299
当年度新契約価値	—	—	416	416
保有契約価値からの貢献(リスクフリーレートの割り戻し)	4	0	123	127
保有契約価値からの貢献(当年度の期待超過収益)	7	1	58	66
保有契約価値及び必要資本からフリー・サープラスへの移管	△ 160	10	150	—
うち当年度新契約価値からの移管	△ 375	—	375	—
保険関係の前提条件と実績の差異	629	△ 599	21	51
保険関係の前提条件の変更	△ 218	218	486	486
保険事業に係るその他の要因に基づく差異	89	△ 89	41	41
保険事業活動によるMCEV増減	351	△ 459	1,295	1,188
経済的前提条件と実績の差異	232	3,609	△ 4,585	△ 744
その他の要因に基づく差異	△ 110	110	△ 95	△ 95
MCEV増減総計	473	3,260	△ 3,385	348
当年度末MCEVの調整	—	—	—	—
当年度末MCEV	¥ 4,185	¥ 3,523	¥ 2,939	¥10,647

- (注) 1. 当年度の期待超過収益を計算するために使用した期待利回りは0.310%です。
 2. 保険関係の前提条件の変更は、主に保険事故発生率、解約・失効率、事業費率の前提条件を変更したことによる影響を表しています。死亡率、罹患率が保有契約価値を向上させる方向に働きました。
 3. 保険事業に係るその他の要因に基づく差異には、MCEVの計算に使用するモデルの改善・修正等による影響を反映しています。インフレ率の計算に使用する金利を物価連動国債からインフレ・スワップレートに変更したことや、保有契約価値の算定に用いるモデルの精緻化の影響などが含まれます。
 4. 経済的前提条件と実績の差異において、MCEVは国債レートの低下等により479億円、インフレ・スワップレートの上昇による事業費増加により265億円減少しました。
 5. その他の要因に基づく差異には、消費税率の引き上げによる影響が反映されています。

7. センシティブリティ(感応度分析)

前提条件を変更した場合のMCEVへのセンシティブリティは以下のとおりです。

センシティブリティ

(億円)

前提条件	前提条件等の変化	MCEV	変化額	変化率
ベースケース	なし	¥10,647	¥ —	—
金利	100bp低下	8,296	△ 2,351	△ 22%
	100bp上昇	11,214	567	5%
	スワップ	12,318	1,671	16%
株価・不動産の時価	10%下落	10,477	△ 169	△ 2%
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	10,530	△ 116	△ 1%
金利スワップションのインプライド・ボラティリティ	25%上昇	10,499	△ 148	△ 1%
維持費	10%減少	10,823	176	2%
解約・失効率	×0.9	10,701	55	1%
死亡率	死亡保険: ×0.95	11,047	400	4%
	第三分野・年金: ×0.95	10,598	△ 49	△ 0%
罹患率	×0.95	11,002	355	3%
必要資本	法定最低水準	10,742	95	1%

MCEVの変化額のうち修正純資産の変化額は以下のとおりです。なお、記載のないものについては保有契約価値のみが変化しており、修正純資産は変化していません。

(億円)

金利	100bp低下	¥ 8,676
	100bp上昇	△ 6,918
株価・不動産の時価	10%下落	△ 115
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	△ 4

(主な前提条件)

確実性等価プロジェクトにおいては、リスクフリーレートとして2013年3月末における日本国債の金利を用いています。41年目以降のフォワードレートは40年目と同一として設定しました。データソースはブルームバーグの国債レートです。主な期間での国債レートは以下のとおりです。

3月31日現在 期間	2012	2013
1年	0.11%	0.06%
5年	0.32%	0.13%
10年	0.99%	0.55%
20年	1.76%	1.40%
30年	1.95%	1.54%
40年	2.11%	1.64%

キャッシュ・フローが合理的に予測可能であり非流動的であるため流動性プレミアムを適用することが適切であると考えられる対象商品がないことから、リスクフリーレートに流動性プレミアムは加算していません。

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率の前提条件は、2013年3月末のベスト・エスティメイトに基づき、商品ごとに設定しました。ベスト・エスティメイト前提とは、過去、現在の実績および将来期待される前提条件を考慮することによって設定されます。前提条件に対して将来期待される変化は、十分な根拠が見込まれるときだけ考慮されるものです。保険事故発生率については悪化トレンドを織り込みましたが、それ以外に使用したベスト・エスティメイト前提には将来期待される変化は見込まれていません。

(第三者機関による報告書)

ソニー生命は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インク(Milliman, Inc.)に算出方法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、意見書を受領しています。

MCEVに関する用語の定義を含め、詳細につきましては、データ集「ソニー生命のMCEV」をご参照ください。

損害保険事業

事業を取巻く環境

日本の損害保険業界で最も構成比の大きい保険種目は、ソニー損保が主力商品と位置づける自動車保険であり、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。また、日本の自動車保険市場の保険料収入の約9割は、全国の代理店などを経由して自動車保険を販売している大手損害保険会社によるものです。

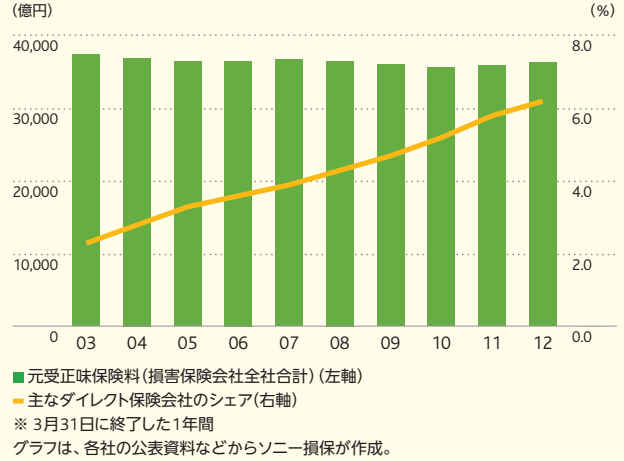
2013年3月期の自動車保険の保険料収入については、各社において悪化する損害率の抑制に向け保険料の引き上げを継続的に実施してきたこと、またエコカー補助金などの効果で新車販売台数が好調に推移したことにより、大手損害保険会社を中心に前期を上回る結果となりました。しかしながら、自動車の保有台数は、近年の人口減少や若年層の車離れなどにより中長期的に漸減していく見通しであり、マーケット環境は厳しい状況にあるといえます。

また、自動車保険の収益面においては、継続的な保険料の引き上げにもかかわらず、高齢化にともなう保険事故の増加や自然災害の影響などによって損害率が高い水準にとどまっており、依然として厳しい事業環境が続いています。各社とも、新ノンフリート等級別料率制度を導入し、損害率改善に向けた取組みを強化していますが、今後もさらなる保険料の引き上げなど、収益性の改善に向けた取組みを持続していくことが予想されます。

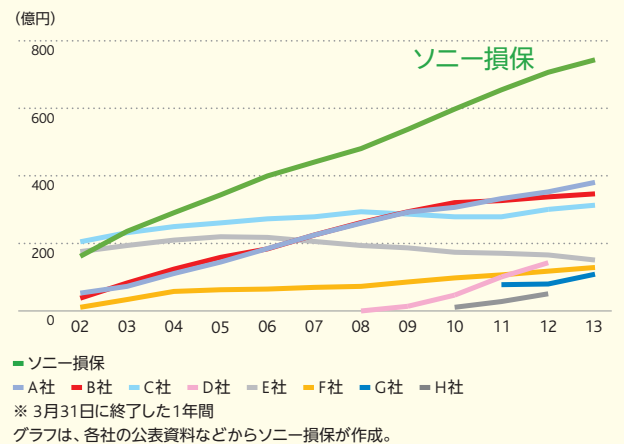
こうした環境下において、ソニー損保を含むダイレクト型損害保険会社(ダイレクト保険会社)においては、大手損害保険会社と比較して割安な保険料体系がお客さまに支持されており、各社の積極的な広告活動によるブランド・認知度の高まりなども加わり、ダイレクト保険会社全体の保険料収入は順調に増加し、自動車保険市場におけるシェアも年々拡大しています。ソニー損保は拡大を続けるダイレクト保険会社の中で自動車保険の元受正味保険料No.1*を堅持し、当期業績も順調に推移しました。

昨今の日本経済においては、企業業績・景況感など、一部に明るい兆しはみられるものの、雇用・所得環境の厳しさは続いております。したがって、今後も大手損害保険会社と比較して保険料が割安なダイレクト保険会社

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア



主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移



の全体の保険料収入は堅調に推移し、マーケットシェアは拡大していくと見込んでいます。その一方でダイレクト保険会社間の競争が激化していることから、ソニー損保では、環境に適應してビジネスモデルを進化させるとともに、商品やサービスの顧客価値を高め、一層多くのお客さまからの信頼と支持を得られるよう取組みを進めます。

* 2012年3月期時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より(ソニー損保調べ)

直近の取組み

- 2012年7月:公式ウェブサイトのリニューアルと、スマートフォン専用サイトの新設
- 2012年9月:「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」リニューアル
- 2012年10月:「事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡」のお約束を開始
- 2012年10月:スマートフォン向けアプリを活用した、国内損保初の取組み(ご契約者向け)

お客様の万一の事故やトラブル時の対応をナビゲートするスマートフォン向け無料アプリ『トラブルナビ』に、ご契約者向けのサービスとして『今ここGPS』*と『今どこレーダー』を追加しました。『今どこレーダー』は、ご契約者がロードサービスの出動を要請した際にサービススタッフの接近状況を地図上で確認できるもので、こうした機能の提供は国内の損害保険会社では初めて**です。

■ 2012年11月、2013年4月:自動車保険の商品改定

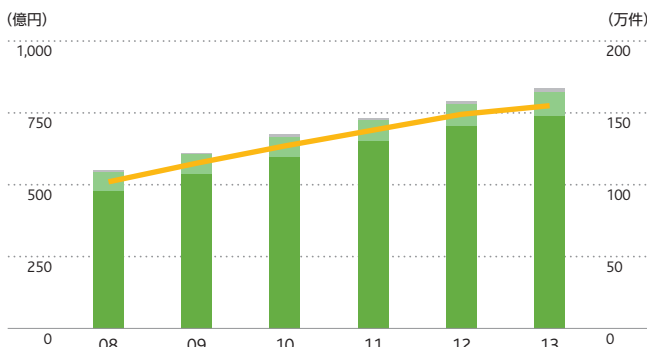
保険始期日が2012年11月1日以降の自動車保険のご契約を対象に、商品改定を行いました。商品改定には、お客さまからいただいたご意見・ご要望にお応えした割引制度(「証券ペーパーレス割引」「継続時複数契約割引」「マイページ新規申込割引」)や特約(「事故時レンタカー費用補償特約」「新車買替補償特約」)の追加、分かりやすさ向上を目的とした補償の統廃合、保険料水準の見直しなどが含まれます。さらに、2013年4月以降の自動車保険のご契約を対象に、新ノンフリート等級別料率制度の導入***、インターネット割引額の拡大および保険料水準の見直しを行いました。

*『今ここGPS』は、スマートフォンのGPS機能を利用してロードサービスデスクに簡単かつ正確に現在地を伝えることができる機能で、不案内な土地などで住所が分からない場合でも、すぐにアプリから直接ロードサービスを要請できます。

** 国内損保初であることは、ソニー損保の調査によります。

*** 新ノンフリート等級別料率制度が、実際に保険料に影響するのは、原則として2014年4月1日以降を保険始期日とする契約からとなります。

ソニー損保の正味収入保険料と保有契約件数



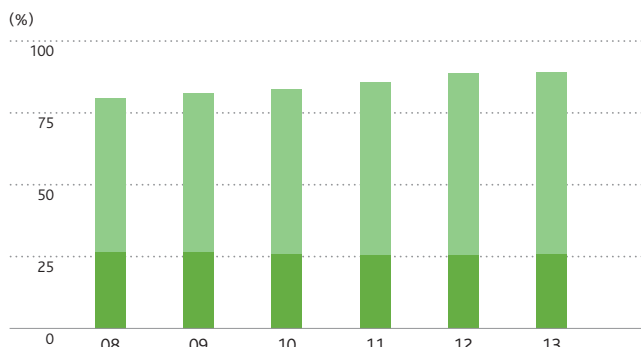
■ 正味収入保険料:自動車保険(左軸) ■ 正味収入保険料:傷害保険*(左軸)
■ 正味収入保険料:その他(左軸) ■ 保有契約件数** (右軸)

※ 3月31日に終了した1年間

* 傷害保険の9割以上がガン重点医療保険

** 保有契約件数は正味収入保険料の99%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算

ソニー損保のコンバインド・レシオ(正味損害率+正味事業費率)



■ 正味事業費率 ■ 正味損害率

※ 3月31日に終了した1年間

※ 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

事業戦略

収益性の改善

- 損害率の改善を最優先課題と位置づけ、適正水準の収益性へ回復

成長の持続

- 収益性を優先しつつ安定的な成長を持続、ダイレクト市場のリーディングポジションを堅持

顧客満足度の最大化

- さらなるサービス品質の改善によりお客さまから信頼され、支持されるブランドを維持

事業を取巻く環境

日本経済は、2012年12月の政権交代以降、株価上昇などを受けた消費者マインドの改善などから個人消費が底堅く推移しました。一方、デフレ脱却のための政策運営のもと、消費者物価上昇率2%を目標に掲げた大幅な金融緩和への期待が高まり、長期金利は一段と低下し、円安が進行しました。しかしながら、消費税率の引き上げや景気対策の一巡から、期待先行型の景気回復が後退する可能性もあり、本格的な景気回復に至るかどうかは予断を許しません。

一方、日本の個人金融資産は約1,500兆円にのびます。その内訳は過半が現金・預金であり、他の先進国と比較しても多くを占めています。欧州債務問題を発端とした世界の金融市場環境の混乱により、個人がリスク資産への投資を回避してきた結果、現金・預金比率は過去最高に達しました。

少子高齢化が加速し、お客さまのライフスタイルやニーズが多様化している中、金融機関にとって、個人金融資産の運用ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。近年はインターネット銀行がそのコスト競争力を背景に成長してきましたが、日本の個人金融市場全体に占めるインターネット専業銀行預金残高の割合は、2013年3月末において1.5%であり、拡大余地は大きいも

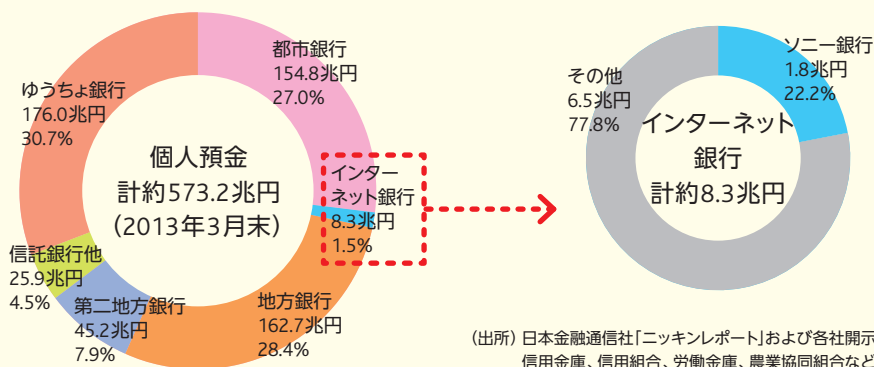
のと思われます。ソニー銀行においては、住宅ローンと外貨ビジネスに注力しつつ業容を拡大してきました。

住宅ローンにおいては、未曾有の低金利のもと、アベノミクス効果による金利先高観や消費税率引き上げに備えた駆け込みで住宅資金ニーズが高まっており、銀行間の住宅ローン金利引き下げ競争が激化しています。このような競争のもと、ソニー銀行では、利便性の高いサービス、マーケティングの強化により、住宅ローン残高を堅調に伸ばしています。

一方、外貨ビジネスにおいては、ソニー銀行では外貨預金、外国為替証拠金取引(FX)を中心に合理的な料率と利便性の高いサービスで取引高を伸ばしてきました。リーマンショック後の世界的な金利低迷や円高基調の相場においてやや成長が減速していましたが、2012年末からの円安進行を背景に個人の外貨取引は再び増加しています。今後さらなる拡大が見込まれる外貨取引の獲得に向け、金融機関におけるサービス競争は厳しくなっています。

このような競争環境においても、ソニー銀行は、高い顧客満足度を強みに引き続き住宅ローンと外貨ビジネスを中心に業容を拡大させます。さらに、決済機能を強化し、顧客基盤の拡大を図ります。

個人金融マーケット拡大の余地



(出所) 日本金融通信社「ニッキンレポート」および各社開示情報に基づき作成。
信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などは含まない。

直近の取組み

■ 2012年7月：LIXILグループと業務提携

■ 2013年1月：東急リバブル(株)と業務提携

ソニー銀行は、住宅ローンの取扱高を増加させるため、不動産会社との業務提携を推進しています。ソニー銀行は、2012年7月、幅広い住宅関連事業を展開するLIXILグループと、新築・リフォームのローンについて業務提携をしました。また2013年1月には、東急リバブル(株)と住宅ローンおよびリフォームローンについて業務提携をしました。

■ 2012年8月：マネックスグループ(株)との事業提携強化とソニーバンク証券の株式譲渡

ソニー銀行は、2012年8月、マネックスグループ(株)との事業提携強化による金融商品仲介サービスの拡充を目的に、ソニー銀行とマネックスグループ(株)の100%子会社であるマネックス証券(株)との事業提携の強化につき基本合意するとともに、ソニー銀行の100%子会社であるソニーバンク証券の全株式を、マネックスグループ(株)に譲渡しました。ソニー銀行は2013年1月より、マネックス証券(株)を委託証券会社とした国内・海外株式や外国債券(新規発行のみ)の金融商品仲介サービスの提供を開始しました。

■ 2012年10月：外貨預金[中国人民元(CNH)、南アフリカランド、スウェーデンクローナ]の取扱いを開始

ソニー銀行は、外貨預金の取扱い通貨に、これまでお客さまからの取引ニーズの高かった新興国通貨の「中国人民元(CNH)」、「南アフリカランド」、および北欧で安定的な経済成長率を維持している「スウェーデンクローナ」の3通貨を新たに追加しました。これにより、ソニー銀行の外貨預金は12通貨(米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZドル、カナダドル、スイスフラン、香港ドル、ブラジルリアル、中国人民元(CNH)、南アフリカランド、スウェーデンクローナ)となり、ラインアップが拡充されました。

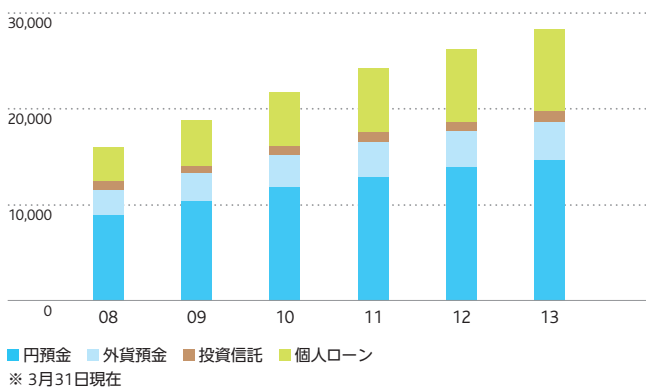
■ 2013年2月：スマートフォンサイトでの口座開設お申し込み受付開始

ソニー銀行は、インターネット銀行としてスマートフォンの普及に対応すべく、2013年2月より、従来パソコンのみに対応していた口座開設手続きを、スマートフォンからも可能としました。

また、同年3月には、スマートフォンサイトでの外国為替証拠金取引(FX)の取扱いを開始しました。

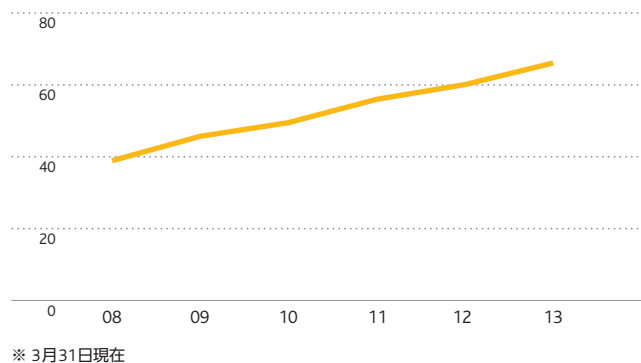
ソニー銀行のリテールバランスの推移

(億円)



ソニー銀行の預貸率(円預金ベース)の推移

(%)



事業戦略

高い顧客満足度を原動力とした
業容拡大

- 高い顧客満足度に裏打ちされた、安定的な業容拡大

戦略商品の強化

- 2大エンジンである住宅ローン・外貨ビジネスのさらなる強化
- ソニー銀行らしい決済機能の拡充などにより、さらなる顧客基盤の拡大

安定した収益力の維持

- ALMの適切な遂行により安定的な資金利ざやを維持、金融環境にも左右され難いコアベースの利益拡大の継続

2013年3月期業績分析

SFH連結

損益の状況

2013年3月期におけるわが国経済は、当初、東日本大震災の復興需要による公共投資の増加や個人消費の底堅い動きが見られたものの、欧州債務問題の長期化など海外景気の減速を背景にした輸出不振の影響を受け、夏以降から先行き不透明な状況で推移しました。金融情勢においては、世界経済の減速を背景に為替市場で円は当初、主要通貨に対して高値で推移し、長期金利は投資家のリスク回避志向が続き総じて低い水準で推移しました。

しかし、2012年11月中旬頃からは、株価上昇などを受けた消費者マインドの改善などから個人消費が底堅く推移しました。一方、政権交代を機に積極的な金融緩和政策への期待が高まり、長期金利は一段と低下し、円安が進行しました。もっとも、世界経済の減速の継続や、日本経済における期待先行型の景気回復に後退の可能性があることなどを踏まえると、先行きが不透明な状況は続くものと考えられます。

このような環境下において、当社グループは、質の高いサービスの提供を通じ、お客さまから最も信頼いただける金融サービスグループになることを目指し、多様化するお客さまニーズに対し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

その結果、2013年3月期の経常収益は、生命保険事業、損害保険事業、および銀行事業のすべての事業で増加し、前期比16.8%増の1兆2,590億円となりました。経常利益は、生命保険事業および銀行事業で増加、損害保険事業で減少した結果、前期比6.2%増の792億円となりました。

また、特別損益の主なものとして、生命保険事業における価格変動準備金繰入額69億円を特別損失へ計上(前期は85億円を計上)しております。経常利益から特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を差し引いた当期純利益は、経常利益の増加に加え、前期に法人税率引き下げに関連して繰延税金資産の一部を取り崩した影響もあり、前期比37.3%増の450億円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

生命保険事業

生命保険事業においては、保有契約高の堅調な推移により保険料等収入が大幅に増加したこと、および市況回復にともなう特別勘定の資産運用収益の増加などにより、経常収益は前期比18.1%増の1兆1,423億円となりました。

経常利益は、前期に計上した東日本大震災関連の支払備金戻入益による減益要因があったものの、変額保険の最低保証に係る責任準備金の戻入および逆ざやの解消などにより、前期比6.7%増の727億円となりました。

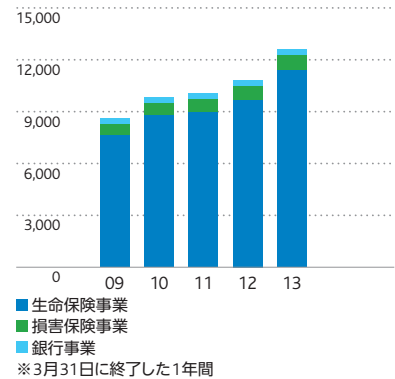
損害保険事業

損害保険事業においては、主力の自動車保険を中心とした保有契約件数の伸びにより正味収入保険料が増加し、経常収益は、前期比5.8%増の847億円となりました。経常利益は、自動車保険における正味損害率が前期と同水準であったものの支払備金繰入額が増加したことなどにより、前期比17.1%減の23億円となりました。

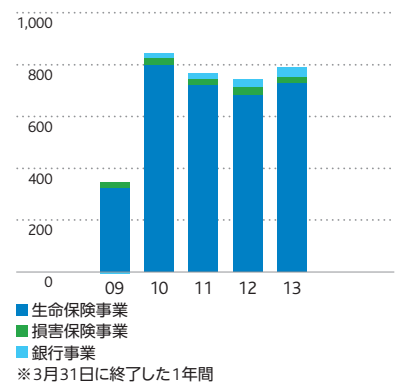
銀行事業

銀行事業においては、住宅ローン残高の積み上がりにもない貸出金利息が増加したことに加え、2011年7月のソニー銀行によるスマートリンクネットワークの子会社化(持株比率57%)により役員取引等収益が増加したことから、経常収益は前期比5.5%増の343億円となりました。経常利益は、前述の住宅ローン関連の利益が増加したことを主因に、前期比14.2%増の39億円となりました。

経常収益
(億円)



経常利益
(億円)



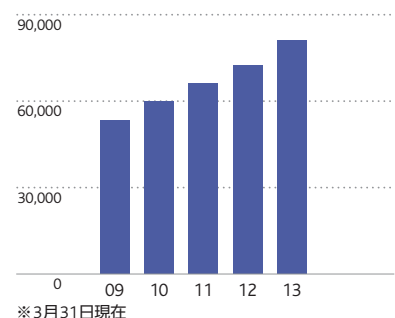
財産の状況

2013年3月期末における総資産は、前期末比11.8%増の8兆961億円となりました。主な勘定残高は、国債を中心とした有価証券が12.1%増の6兆2,023億円、貸出金が14.4%増の1兆1,153億円、金銭の信託が7.0%増の3,243億円です。

負債の部合計は、前期末比11.1%増の7兆6,607億円となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金が12.9%増の5兆6,010億円、預金が5.5%増の1兆8,573億円です。なお、当社は、2013年1月にソニー銀行の自己資本増強を目的に社債100億円を発行し、ソニー銀行への劣後特約付貸付金へ充当しております。

純資産の部合計は、前期末比25.2%増加し、4,354億円となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、金利低下にともなう債券価格の上昇により513億円増加し、883億円となりました。

総資産
(億円)



キャッシュ・フローの状況

2013年3月期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における保険料等収入により5,808億円の収入超過となり、前期に比べ566億円の収入増となりました。この収入の増加は、銀行事業において住宅ローンの積み上がりにより貸出金が増加したものの、生命保険事業において保有契約高の増加にともない保険料等収入が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における有価証券取得による支出により、5,501億円の支出超過となり、前期に比べ379億円の支出増となりました。この支出の増加は、生命保険事業における有価証券売却・償還による収入が減少したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支出により50億円の支出超過、前期に比べ68億円の支出増となりました。

以上の結果、2013年3月期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末から257億円増加し、2,014億円となりました。

リスク管理債権の状況

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破綻先債権	¥ 174	¥ 150
延滞債権	1,369	1,534
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	2,068	2,220
合計	¥3,613	¥3,905

連結ソルベンシー・マージン比率

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	¥835,119	¥996,999
資本金又は基金等	305,575	340,543
価格変動準備金	25,380	32,344
危険準備金	55,392	59,625
異常危険準備金	9,406	7,164
一般貸倒引当金	835	834
その他有価証券評価差額(税効果控除前)x90%(マイナスの場合100%)	57,049	123,898
土地の含み損益x85%(マイナスの場合100%)	△173	△2,012
配当準備金未割当部分	700	464
税効果相当額(不算入額控除後)	58,774	70,604
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	331,970	371,470
少額短期保険業者に係るマージン総額	-	-
控除項目	9,793	7,938
(B) 連結リスクの合計額		
$\sqrt{[(R_1^2+R_5^2)+R_8+R_9]^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$	121,000	131,126
保険リスク相当額 (R ₁)	20,852	21,871
一般保険リスク相当額 (R ₅)	8,929	9,865
巨大災害リスク相当額 (R ₆)	627	643
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	7,510	8,307
少額短期保険業者の保険リスク相当額 (R ₉)	-	-
予定利率リスク相当額 (R ₂)	28,567	29,122
最低保証リスク相当額 (R ₇)	9,904	11,474
資産運用リスク相当額 (R ₃)	73,294	80,671
経営管理リスク相当額 (R ₄)	4,599	4,987
連結ソルベンシー・マージン比率 (A)/{(1/2)×(B)}	1,380.3%	1,520.6%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

SFHの連結業績は、**生命保険事業**、**損害保険事業**、**銀行事業**から構成されています。
ここでは、各事業別に2013年3月期の業績概況をご説明します。

生命保険事業

SFHの生命保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー生命と、ソニー生命の100%子会社であるSony Life Insurance (Philippines)、ソニー生命が50%出資するソニーライフ・エイゴン生命保険およびSA Reinsurance (持分法適用関連会社)で構成されています。

* 2012年12月6日付でソニー生命が、Sony Life Insurance (Philippines)の全株式を譲渡したため、現在では生命保険事業の対象会社ではなくなっています。

以下では、SFHの生命保険事業の大宗を占めるソニー生命の単体業績についてご説明します。

新契約高

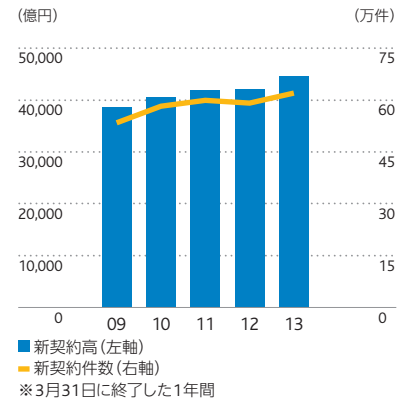
新契約高は新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

3月31日に終了した1年間	(億円)		
	2012	2013	増減
新契約高	¥42,033	¥44,546	6.0%
個人保険	41,456	43,966	6.1%
個人年金保険	576	579	0.5%
新契約年換算保険料	708	732	3.4%
医療保障・生前給付保障等	171	183	7.6%
新契約件数(万件)	59.1	62.0	4.9%

ポイント

新契約高は、生前給付保険、終身保険の販売が大幅に増加したことにより増加しました。新契約年換算保険料は、生前給付保険、終身保険、定期保険の販売が大幅に増加したことにより増加しました。

新契約高と新契約件数
(個人保険+個人年金保険)



保有契約高

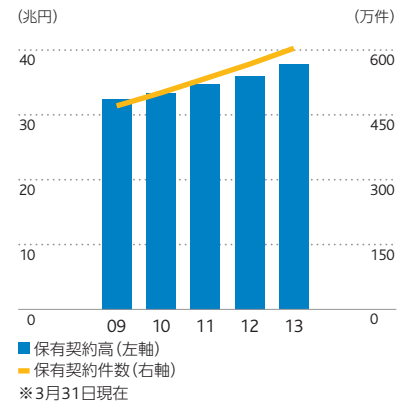
保有契約高とは、個々のお客さまに対してソニー生命が保障している金額の合計額をいいます。

3月31日現在	(億円)		
	2012	2013	増減
保有契約高	¥360,770	¥377,790	4.7%
個人保険	357,073	373,663	4.6%
個人年金保険	3,697	4,127	11.6%
保有契約年換算保険料	6,354	6,699	5.4%
医療保障・生前給付保障等	1,489	1,586	6.5%
保有契約件数(万件)	567	604	6.5%

ポイント

新契約の増加と解約・失効率の低下により、保有契約高は増加しました。日本の生命保険業界全体の保有契約高が1996年以来減少傾向にある中、ソニー生命の保有契約高(個人保険と個人年金保険の合計)は、開業以来32年間、順調に伸張を続けています。

保有契約高と保有契約件数
(個人保険+個人年金保険)



商品の販売状況(構成比)

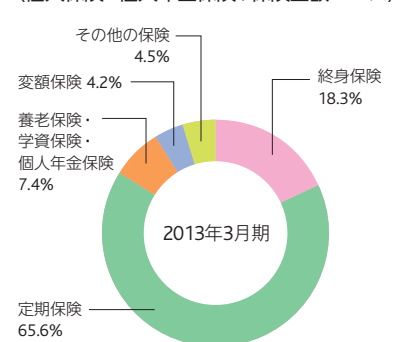
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
終身保険	14.2%	18.3%	4.1pt
定期保険	70.1%	65.6%	△4.5pt
養老保険・学資保険・個人年金保険	8.3%	7.4%	△0.9pt
変額保険	3.7%	4.2%	0.5pt
その他の保険	3.7%	4.5%	0.8pt

ポイント

2013年3月期における新契約高の約9割を死亡保障性商品*が占めています(保険金額ベース)。

*ここでの死亡保障性商品は、新契約高の合計額から、養老保険・学資保険・個人年金保険、医療保険の新契約高を除いたものを表します。

保険種類別新契約高状況
(個人保険+個人年金保険、保険金額ベース)



解約・失効率

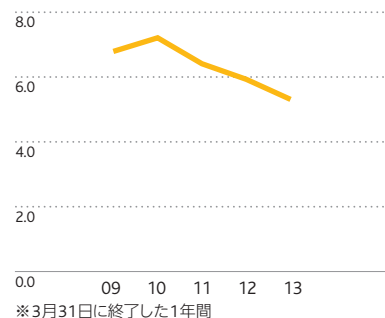
解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率のことで、

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
解約・失効率	5.93%	5.31%	△0.62pt

ポイント

解約・失効率(保険金額ベース)は、定期保険を中心に、商品全般で低下しました。

解約・失効率
(個人保険+個人年金保険、保険金額ベース)
(%)



保険料等収入と保険金等支払金

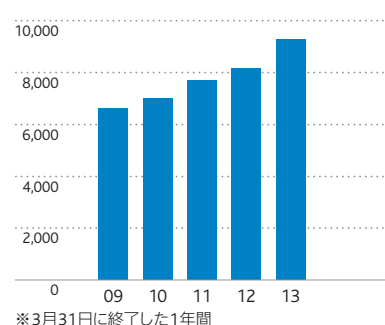
(億円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
保険料等収入	¥8,161	¥9,258	13.5%
保険金等支払金	2,874	2,939	2.3%
保険金	689	710	3.0%
給付金	422	468	10.9%
年金	85	95	11.6%
解約返戻金	1,632	1,618	△0.9%

ポイント

2013年3月期にお客さまから払い込まれた保険料等収入は、保有契約高の堅調な推移により、大幅に増加しました。

保険料等収入
(億円)



資産運用

ソニー生命の一般勘定における運用方針は、安定した利息収入の確保と資産の健全化を目標とし、収益性と市場リスクのバランスを重視した投資を実行することです。満期までの期間が長い国債を中心に債券投資を行いながら、ポートフォリオの金利リスクのコントロールを図っています。

(億円)

3月31日現在	2012		2013	
	金額	割合	金額	割合
公社債	¥39,757	83.2%	¥45,610	84.4%
株式	450	0.9%	311	0.6%
外国公社債	596	1.2%	620	1.1%
外国株式等	305	0.6%	254	0.5%
金銭の信託	2,882	6.0%	3,061	5.7%
約款貸付	1,387	2.9%	1,450	2.7%
不動産	729	1.5%	703	1.3%
現預金・コールローン	648	1.4%	1,033	1.9%
その他	1,026	2.1%	977	1.8%
合計	¥47,785	100.0%	¥54,021	100.0%

ポイント

2013年3月期も引き続き、超長期国債(20年超)への投資を推進したことから公社債の割合が高まり、金銭の信託で運用されている公社債も含めた実質ベースの公社債比率は2013年3月末で90.1%となりました。今後も保険負債の持つ金利リスクを適切にコントロールするため、保険料収入などから生じる新たな資金の大半を超長期国債に投資していきます。

有価証券の含み損益

有価証券の含み損益*とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持っているといえます。有価証券の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率(38ページ参照)の計算上、ソルベンシー・マージン総額(分子)に算入されます。

*有価証券の含み損益は、有価証券のうち時価のあるものについて、満期保有目的債券の含み損益およびその他有価証券評価差額の合計値を記載しています。また、有価証券の合計額については、金銭の信託内の有価証券を含んでいます。

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
一般勘定における有価証券の含み損益	¥2,168	¥6,750	4,581
満期保有目的債券の含み損益	1,558	5,517	3,958
その他有価証券の含み損益	609	1,232	623
うち国内公社債の含み損益	534	1,116	581
うち国内株式の含み損益	58	62	3
うち外国証券の含み損益	13	42	28

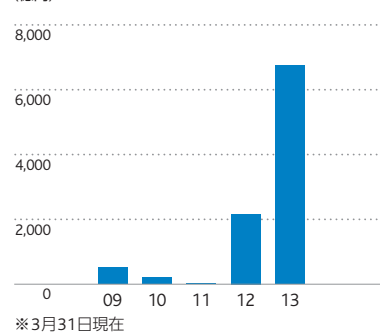
ポイント

長期金利の低下にともない国内公社債の含み損益が増加したことにより、一般勘定における有価証券の含み損益は増加しました。

(参考)株式含み益がゼロになる日経平均株価は、2013年3月末現在、8,270円、TOPIXは690ポイントです。

有価証券の含み益

(億円)



基礎利益

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつです。ここでいう保険本業とは、お客さまからお預かりしている保険料をはじめ、運用収益から保険金・給付金・年金などを支払うこと、また将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどを指します。この基礎利益に有価証券売却損益などのキャピタル損益と臨時損益を加えたものが、損益計算書上の経常利益となります。

(注) ソニー生命をはじめ株式会社の形態をとる生命保険会社の多くは、主に無配当保険を販売しています。一方、相互会社の形態をとる生命保険会社では、ほとんどの商品が有配当保険であり、お預かりする保険料は、契約者配当の財源に相当する割増しがなされ、基礎収益に計上されるとともに、基礎利益の中に先の契約者配当の財源が含まれています。そのため、同じ規模の株式会社と相互会社とを比較した場合、相互会社の基礎利益は相対的に大きくなります。

(億円)

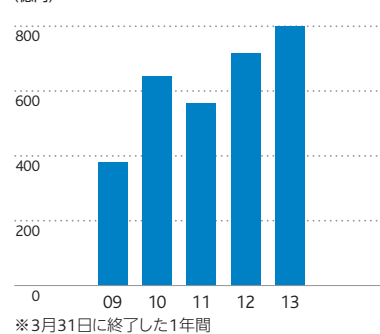
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
基礎利益	¥716	¥800	11.7%

ポイント

基礎利益は、2012年3月期に計上した東日本大震災関連の支払準備金の戻入益が、2013年3月期においては減益要因となったものの、変額保険の最低保証に係る責任準備金の戻入れや逆ざやの解消などにより、2012年3月期に比べて増加しました。

基礎利益

(億円)



経常利益等の明細(基礎利益)

(百万円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013
基礎利益 (A)	¥ 71,685	¥ 80,045
キャピタル収益	7,556	2,420
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	7,556	2,420
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	5,774	3,351
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	2,607	1,587
有価証券評価損	1,692	327
金融派生商品費用	-	226
為替差損	1,376	1,176
その他キャピタル費用	97	34
キャピタル損益 (B)	1,782	△931
キャピタル損益含み基礎利益 (A)+(B)	73,468	79,114
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	4,032	4,454
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	3,778	4,223
個別貸倒引当金繰入額	2	21
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	250	209
臨時損益 (C)	△4,032	△4,454
経常利益 (A)+(B)+(C)	¥ 69,436	¥ 74,659

- (注) 1. 2013年3月期の基礎利益(A)の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益5,259百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、投資事業組合の減損損失34百万円、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額209百万円を記載しています。
2. 2012年3月期の基礎利益(A)の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益5,278百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、投資事業組合の減損損失97百万円、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額250百万円を記載しています。

逆ざや

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を、将来の保険金などのお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としています。この利率のことを「予定利率」といいます。「逆ざや」とは、運用環境の悪化などの理由により、実際の運用利回りが平均予定利率を下回っている状態のことをいいます。

(億円)

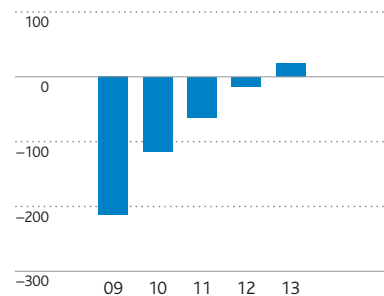
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
逆ざや額(正值の場合は順ざや額)	¥△15	¥21	-%
平均予定利率	2.35%	2.27%	△0.08pt
運用利回り(一般勘定)	2.17%	2.12%	△0.05pt
基礎利益上の運用収支等の利回り	2.31%	2.31%	0.00pt

ポイント

順調な新契約の増加により平均予定利率が低下したため、逆ざやが解消し、順ざやに転じました。

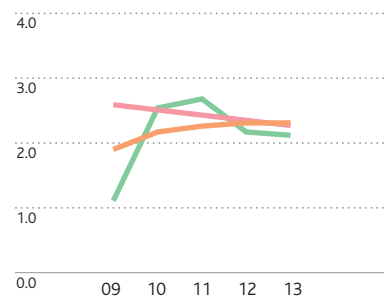
逆ざや額

(億円)



※3月31日に終了した1年間
※逆ざや額のプラスは順ざや額を表します。

平均予定利率に対する基礎利益上の運用収支等の利回りと運用利回り(一般勘定)(%)



■ 基礎利益上の運用収支等の利回り
■ 平均予定利率
■ 運用利回り(一般勘定)
※3月31日に終了した1年間

逆ざや額の計算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{基礎利益上の} \\ \text{運用収支等の利回り}^*1 \end{array} - \begin{array}{l} \text{平均予定利率}^*2 \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{一般勘定} \\ \text{責任準備金}^*3 \end{array} = \text{逆ざや額}$$

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*2 「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 「一般勘定責任準備金」は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

経常収益／経常利益／当期純利益

(億円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
経常収益	¥9,674	¥11,422	18.1%
経常利益	694	746	7.5%
当期純利益	314	424	35.1%

ポイント

経常収益

保有契約高の堅調な推移による保険料等収入の増加や、2013年3月期末にかけての市況回復にともなう特別勘定の資産運用収益の増加などにより増加しました。

経常利益

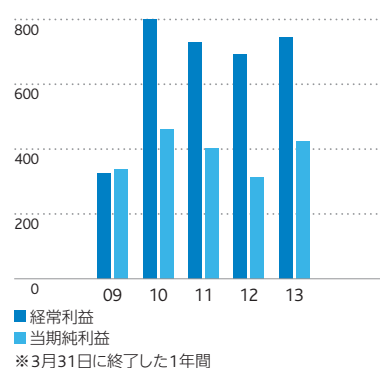
2012年3月期に計上した東日本大震災関連の支払備金の戻入益などが2013年3月期は減益要因となったものの、変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額の戻入および逆さやの解消などにより増加しました。

当期純利益

法人税率引き下げにともない2012年3月期に繰延税金資産の一部を取り崩した影響もあり増加しました。

経常利益と当期純利益

(億円)



ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する行政監督上の指標のひとつが、ソルベンシー・マージン比率です。

3月31日現在	2012	2013	増減
ソルベンシー・マージン比率	1,980.4%	2,281.8%	301.4pt

ポイント

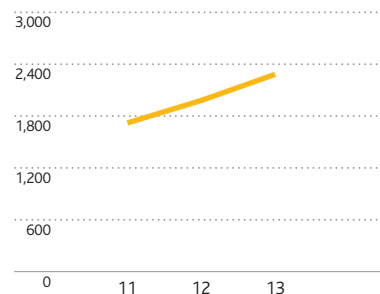
ソルベンシー・マージン比率は前期末に比べ301.4ポイント増加し、2,281.8%となり、引き続き高い水準を維持しています。

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
(A) ソルベンシー・マージン総額	¥ 722,175	¥ 872,502
資本金等	223,100	252,363
価格変動準備金	25,319	32,264
危険準備金	55,338	59,561
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額 x 90% (マイナスの場合100%)	54,656	114,602
土地の含み損益 x 85% (マイナスの場合100%)	△173	△2,012
配当準備金未割当部分	700	464
繰延税金資産の不算入額	-	-
税効果相当額	58,774	70,604
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	350,404	372,561
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△45,945	△27,907
控除項目	-	-
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	72,930	76,472
保険リスク相当額 (R ₁)	20,850	21,871
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	7,509	8,307
予定利率リスク相当額 (R ₂)	28,509	29,054
資産運用リスク相当額 (R ₃)	26,741	27,592
最低保証リスク相当額 (R ₇)	9,904	11,474
経営管理リスク相当額 (R ₄)	1,870	1,966
ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {1/2 x (B)}] x 100	1,980.4%	2,281.8%

ソルベンシー・マージン比率 (現行基準)

(%)



(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、および平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は標準的方式を用いて算出しています。

不良債権

リスク管理債権の状況

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破綻先債権	¥-	¥-
延滞債権	-	-
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合計	¥-	¥-

債務者区分に基づいて区分された債権

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ -	¥ -
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	141,384	147,608
合計	¥141,384	¥147,608

ポイント

ソニー生命の資産査定状況は以上のとおりで、リスク管理債権(貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」)は一切ありません。また、債権を債務者区分に基づいて区分すると、すべて正常債権に分類されます。

2013年3月末のソニー生命の「貸付金残高」は1,451億円です。うち、「保険約款貸付」は、1,450億円、「一般貸付*」が0.8億円です。残高の大半は、回収可能な解約返戻金などを限度とした「保険約款貸付」となっています。

*生命保険会社は、資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。貸付には、お客さまサービスとしての「保険約款貸付」と、保険約款貸付以外の貸付である「一般貸付」があります。この貸付金の総合計額が「貸付金残高」です。

損害保険事業

SFHの損害保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー損保から構成されています。

以下では、SFHの損害保険事業を構成しているソニー損保の単体業績についてご説明します。

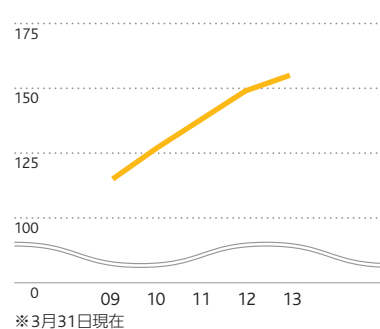
保有契約件数

3月31日現在	2012	2013	増減
保有契約件数 (自動車保険+ガン重点医療保険)	149	155	4.0%

ポイント

自動車保険を中心に保有契約件数は順調に増加しました。

保有契約件数
(自動車保険+ガン重点医療保険)
(万件)



正味収入保険料

正味収入保険料とは損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されているもので、ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、出再正味保険料を控除)した額をいいます。

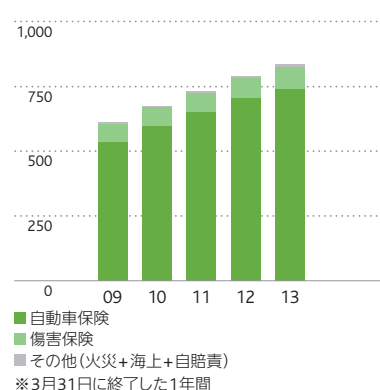
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
正味収入保険料	¥791	¥835	5.6%
自動車保険	704	741	5.2%
傷害保険*	76	81	6.7%
その他(火災+海上+自賠責)	10	13	23.3%

* ガン重点医療保険を含む

ポイント

自動車保険を中心とした保有契約件数の順調な伸びにより、増加しました。

正味収入保険料
(億円)



正味損害率

正味損害率とは、保険金としての支払額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の、正味収入保険料に対する割合をいいます。

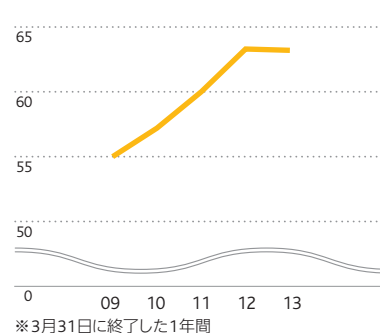
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
正味損害率	63.3%	63.2%	△0.1pt
自動車保険における正味損害率	66.8%	66.6%	△0.2pt
傷害保険*における正味損害率	26.3%	27.0%	0.7pt

* ガン重点医療保険を含む

ポイント

正味支払保険金は前期より増加しましたが、正味収入保険料の増収効果もあり、前期と同水準でした。

正味損害率
(%)



正味事業費率

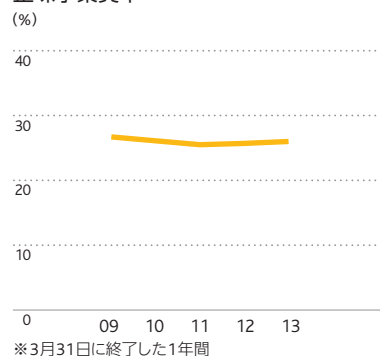
正味事業費率とは、保険の募集や維持管理のために使用した費用の、正味収入保険料に対する割合をいいます。これらの費用の中には会社運営にかかる費用や新商品の開発費用なども含まれています。

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
正味事業費率	25.7%	26.0%	0.3pt
コンバインド・レシオ (正味損害率+正味事業費率)	89.0%	89.2%	0.2pt

ポイント

主に、システム関連費用および新契約獲得費用の増加などにより、上昇しました。

正味事業費率



保険引受利益

保険引受利益とは、保険の引き受けに関して、どれだけ利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受にかかる営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などにかかる法人税相当額など)を加減して計算されます。

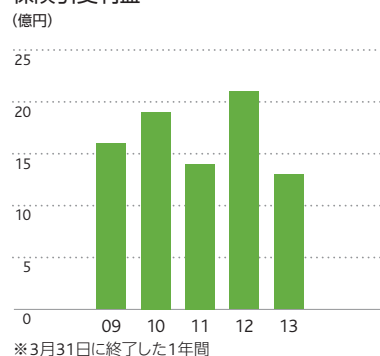
(億円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
保険引受利益	¥21	¥13	△33.7%

ポイント

正味収入保険料が増加し、正味損害率も前期と同水準であったものの、支払備金繰入額が増加したことなどにより、減少しました。

保険引受利益



経常収益／経常利益／当期純利益

(億円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
経常収益	¥800	¥847	5.8%
経常利益	28	23	△17.1%
当期純利益	12	14	11.9%

ポイント

経常収益

自動車保険を中心とした保有契約件数の伸びにより正味収入保険料が増加したことから、増加しました。

経常利益

正味損害率が前期同水準であったものの、支払備金繰入額の増加などにより、減少しました。

当期純利益

法人税引き下げにともない2012年3月期に繰延税金資産の一部を取り崩した影響もあり増加しました。

経常利益と当期純利益(損失)



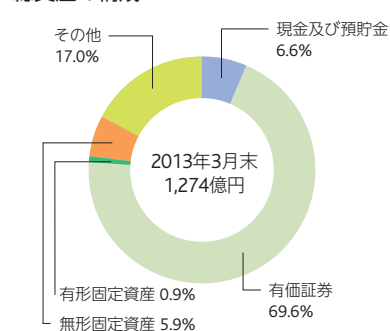
総資産の構成／運用方針

ソニー損保の運用方針は、市場環境、資産運用リスクなどを勘案したうえで、中長期的に安定した運用収益を確保するため、主に円貨建債券による運用を行うことを基本としています。

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
総資産	¥1,186	¥1,274	7.4%
現金及び預貯金	51	84	63.6%
有価証券	844	886	5.0%
有形固定資産	4	11	167.5%
無形固定資産	68	75	10.4%
その他	217	216	△0.5%

総資産の構成



単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社にとって、保険金などの支払い能力を示す重要な指標です。

3月31日現在	2012	2013	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	557.8%	504.2%	△53.6pt

ポイント

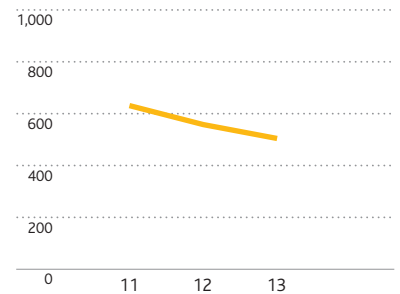
前期末に比べ53.6ポイント低下し、504.2%となりましたが、引き続き健全な水準を維持しています。

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	¥27,511	¥27,370
資本金または基金等	18,053	19,507
価格変動準備金	61	80
危険準備金	54	63
異常危険準備金	9,406	7,164
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△63	554
土地含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	9,862	10,855
一般保険リスク (R ₁)	8,929	9,865
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	58	67
資産運用リスク (R ₄)	309	485
経営管理リスク (R ₅)	297	331
巨大災害リスク (R ₆)	627	643
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	557.8%	504.2%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

単体ソルベンシー・マージン比率(現行基準)
(%)



※3月31日現在

※いずれも2012年3月末から適用された現行基準により算出されたものです。

不良債権

ソニー損保の資産査定状況は、以下のとおり健全です。

リスク管理債権の状況

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破綻先債権	¥-	¥-
延滞債権	-	-
3か月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
合計	¥-	¥-

債務者区分に基づいて区分された債権

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥-	¥-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	-	-
合計	¥-	¥-

銀行事業

SFHの銀行事業は、SFHの100%子会社であるソニー銀行、ソニー銀行の100%子会社であるソニーバンク証券およびソニー銀行の57%出資子会社であるスマートリンクネットワークから構成されています。

※ スマートリンクネットワークは2012年3月期第2四半期連結会計期間より連結対象となりました。

※ 2012年8月1日付でソニー銀行が、金融商品取引業を営むソニーバンク証券の全株を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

経常収益／経常利益／当期純利益（連結ベース）

	(億円)		
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
連結経常収益	¥325	¥343	5.5%
連結経常利益	39	44	12.4%
連結当期純利益	17	32	87.6%

ポイント

連結経常収益

住宅ローン残高の積み上げにともない貸出金利息が増加したことに加え、スマートリンクネットワークの子会社化により役員取引等収益が増加したことから、増加しました。

連結経常利益

住宅ローン関連の利益が増加したことを主因に、増加しました。

連結当期純利益

2012年8月1日のソニーバンク証券の譲渡にともなう税効果により、増加しました。

以下では、SFHの銀行事業の大宗を占めるソニー銀行の単体業績についてご説明します。

業務粗利益

業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支で構成されています。

資金運用収支は、貸出金利息および有価証券利息などの運用収入と、預金利息などの調達コストの収支をいいます。ソニー銀行は、お客さまからお預かりした預金を、住宅ローンを中心とした貸出や有価証券で運用しています。

役員取引等収支は、住宅ローンに係る手数料、証券関連手数料や受入為替手数料などの手数料収入と、ATM利用手数料や為替手数料などの手数料支払いとの収支です。

その他業務収支には、資金運用収支や役員取引等収支に含まれない、外国為替売買損益や国債等債券売買損益、金融派生商品収支(有価証券などのヘッジ目的で保有しているスワップなど金融派生商品にかかる損益)が含まれています。

	(億円)		
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
業務粗利益	¥183	¥185	1.0%
資金運用収支	161	181	12.5%
役員取引等収支	1	1	△38.1%
その他業務収支	20	2	△86.2%

ポイント

資金運用収支

住宅ローンの残高の増加にともない貸出金利息が増加した一方で、資金調達費用は減少したことから、増加しました。

役員取引等収支

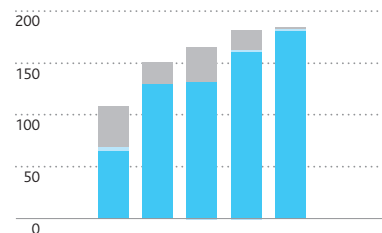
住宅ローンに係る手数料収入が増加したものの、外国為替証拠金取引の手数料無料化の影響もあり微減となりました。

その他業務収支

債券関連取引に係る利益が減少したことにより、減少しました。

業務粗利益

(億円)



※ 3月31日に終了した1年間

営業経費

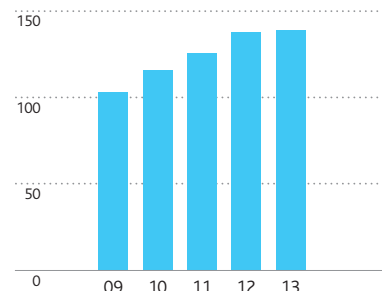
	(億円)		
3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
営業経費	¥138	¥139	1.1%

ポイント

業容拡大にともない人件費が増加したものの、ほぼ横ばいとなりました。

営業経費

(億円)



※ 3月31日に終了した1年間

経常収益／経常利益／当期純利益

(億円)

3月31日に終了した1年間	2012	2013	増減
経常収益	¥300	¥313	4.2%
経常利益	40	42	6.2%
当期純利益	23	8	△62.4%

ポイント

経常収益

住宅ローン残高の積み上がりにともない貸出金利息が増加し、増収となりました。

経常利益

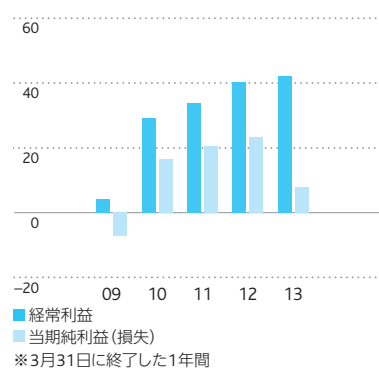
住宅ローン関連の利益拡大を主因に、増加しました。

当期純利益

ソニーバンク証券の譲渡に係る特別損失(27億円)を計上したことにより、減少しました。

経常利益と当期純利益(損失)

(億円)



口座数

(万件)

3月31日現在	2012	2013	増減
口座数	89	92	3.3%

ポイント

商品・サービスの充実や認知度の向上を図り新規のお客さまの獲得に努めた結果、お客さまの口座数は着実に増加しました。

預かり資産残高(預金と投資信託の合計)

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
預かり資産残高(預金と投資信託の合計)	¥18,643	¥19,743	5.9%

3月31日現在	2012	2013	増減
預金残高	¥17,622	¥18,574	5.4%
円預金	13,905	14,672	5.5%
外貨預金	3,717	3,902	5.0%
投資信託残高	1,020	1,169	14.6%

ポイント

円預金

夏季ボーナスシーズン特別企画の効果や、円安進行にとまなう外貨預金からのシフトにより、増加しました。

外貨預金

円安進行にとまなう外貨預金が解約されたものの、円換算の影響(+501億円)により増加しました。

投資信託

金融市場の回復にとまなう基準価額上昇により増加しました。

預金残高

(億円)



貸出金残高

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
貸出金残高	¥8,355	¥9,702	16.1%
住宅ローン	7,496	8,603	14.8%
その他	859	1,098	27.9%

ポイント

住宅ローンの順調な伸びに加え、シンジケート・ローンを中心とした法人融資残高の増加もあり、貸出金残高は増加しました。

住宅ローンビジネスは、低金利下において金利引き下げ競争が激化しているものの、不動産会社との提携強化による貸出が増加したことに加え、金利上昇や消費税増税に備える動きが出てきたこともあり、住宅ローンの残高は、堅調に増加しました。

その他の残高には、法人融資、カードローン、および目的別ローンが含まれます。法人融資残高は、2013年3月末で1,033億円でした。

貸出金残高

(億円)



有価証券残高

有価証券の運用は、国債を中心に金利リスクをとった運用と、投資適格の事業債を中心に信用リスクをとった運用を行っています。

(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
有価証券残高	¥9,129	¥9,088	△0.4%
国債	2,069	1,940	△6.3%
地方債	291	612	110.1%
社債	2,847	2,024	△28.9%
株式	70	20	△70.9%
外国証券	3,764	4,420	17.4%
その他の証券	85	70	△17.0%

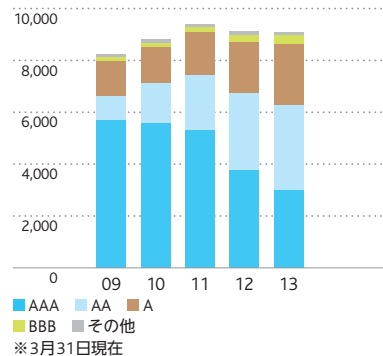
ポイント

保有する有価証券の格付けは、AA格以上が全体の68.9%を占めています。なお、株式に計上している20億は、スマートリングネットワークへの出資金です。

* 格付けについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、フィッチ・レーティングス(Fitch)の5社の格付けをもとに、パーゼルII標準的手法の基準により分類しています。

有価証券残高(格付け別)

(億円)



総資産の構成

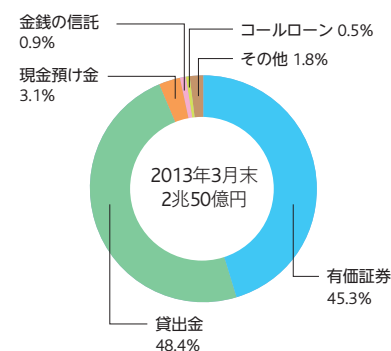
(億円)

3月31日現在	2012	2013	増減
総資産	¥18,905	¥20,050	6.1%
有価証券	9,129	9,088	△0.4%
貸出金	8,355	9,702	16.1%
現金預け金	870	619	△28.9%
金銭の信託	132	181	37.3%
コールローン	100	100	0.0%

ポイント

貸出資産の拡大にともない総資産は増加しました。

総資産の構成



単体自己資本比率

自己資本比率は、銀行の健全性を示す重要な指標です。

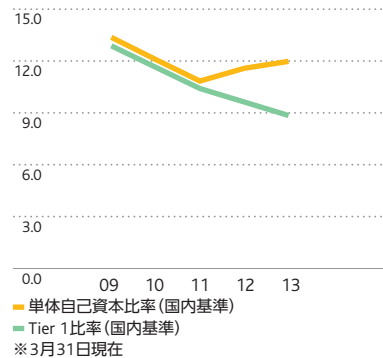
3月31日現在	2012	2013	増減
単体自己資本比率(国内基準)	11.58%	11.98%	0.40pt
Tier1比率(国内基準)	9.63%	8.85%	△0.78pt

ポイント

単体自己資本比率は、2013年2月に自己資本増強を目的として、100億円の劣後特約付借入をSFHから実施したことにより、前期末の水準に比べ上昇しました。引き続き健全な財務基盤を維持しています。

単体自己資本比率およびTier1比率(国内基準)

(%)



ソニー銀行の単体自己資本比率(国内基準)

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
自己資本		
資本金	¥ 31,000	¥ 31,000
資本準備金	21,000	21,000
その他利益剰余金	11,627	12,506
基本的項目 計 [A]	63,627	64,506
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	-	-
一般貸倒引当金	835	834
負債性資本調達手段等	12,000	22,000
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	12,000	22,000
補完的項目 計 [B]	12,835	22,834
準補完的項目 計 [C]	-	-
自己資本総額[A+B+C] [D]	76,463	87,340
控除項目 計 [E]	-	-
自己資本額[D]-[E] [F]	76,463	87,340
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	622,548	690,590
オフ・バランス取引等項目	6,254	5,398
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	31,287	32,853
リスク・アセット等合計 [G]	660,090	728,843
単体自己資本比率(国内基準) [F]/[G]	11.58%	11.98%
参考:Tier 1比率(国内基準) [A]/[G]	9.63%	8.85%

(注)「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に基づき算出しています。また、2012年3月期は平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月期は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。

不良債権

個人向け貸出については小口分散を図るとともに、所定の与信審査基準などに則った審査ならびに貸出後の管理を実施しています。法人向け貸出については、信用度に応じて与信上限枠を設け、特定の債務者向け与信に偏重しない運用基準とするほか、営業部門とは独立した審査部門による審査、さらには審議機関での議論を経て融資実行する態勢としており、厳格な管理・審査体制を敷いています。

リスク管理債権の状況

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破綻先債権	¥ 174	¥ 150
延滞債権	1,369	1,534
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	2,068	2,220
合計	¥3,613	¥3,905

金融再生法に基づく資産査定額

(百万円)

3月31日現在	2012	2013
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ 849	¥ 714
危険債権	828	1,094
要管理債権	2,073	2,222
正常債権	845,977	978,005
合計	¥849,728	982,036

ポイント

不良債権に関する各数値は、引き続き低い水準を維持しています。

最も信頼される金融サービスグループを目指します。

ビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能(貯める・増やす・借りる・守る)を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

理念

お客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、
お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受けとめ、
お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、
高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。
また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。
私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

取締役 (SFH) (2013年7月1日現在)



代表取締役社長

1 井原 勝美

ソニー生命保険㈱代表取締役社長
ソニー損害保険㈱取締役
ソニー銀行㈱取締役

専務取締役

2 渡辺 寛敏

ソニー生命保険㈱取締役
ソニー損害保険㈱取締役
ソニー銀行㈱取締役

取締役

3 嶋岡 正充

ソニー生命保険㈱代表取締役

取締役

4 石井 茂

ソニー銀行㈱代表取締役社長

取締役

5 丹羽 淳雄

ソニー損害保険㈱代表取締役社長

取締役

6 加藤 優

ソニー㈱取締役 代表執行役
EVP CFO (注2)

取締役

7 長坂 武見

ソニー㈱業務執行役員
SVP (注2) 総管理部門長

取締役 (社外役員)

8 山本 功 (注3)

起業投資㈱代表取締役

取締役 (社外役員)

9 国谷 史朗 (注3)

弁護士法人大江橋法律事務所
代表社員

(注) 1. 主な兼職を氏名の下に記載しています。

2. EVPはエグゼクティブ・バイス・プレジデント、CFOはチーフ・フィナンシャル・オフィサー、SVPはシニア・バイス・プレジデントの略です。

3. 山本功氏、国谷史朗氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」です。

監査役 (SFH) (2013年7月1日現在)



常勤監査役(社外役員)

- 1 ^{きの ひろし}
佐野 宏
ソニー生命保険㈱監査役
ソニー損害保険㈱監査役
ソニー銀行㈱監査役

監査役(社外役員)

- 2 ^{これなが ひろとし}
是永 浩利
ソニー㈱総合管理部門
経理1部 統括部長

監査役

- 3 ^{こいずみ みつひろ}
小泉 光廣
ソニー生命保険㈱常勤監査役

社外監査役からのメッセージ



佐野 宏
常勤監査役

ソニーフィナンシャルグループについて

ソニーフィナンシャルグループは、傘下に生保・損保・銀行を有し、それぞれが既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現し成長を続けています。また、保険契約者や預金者に対しては、高品質の商品・サービスの提供に努めるとともに高い財務の健全性を確保しています。

社外監査役就任の経緯

私は、これまで大手銀行で企業の与信審査や銀行の経営判断の妥当性をチェックする法務部長を長く務めてきました。SFHがソニーから会社分割により設立されるときに監査役に就任し、今日まで常勤の社外監査役として勤めてまいりました。

社外監査役役割

監査役の仕事は取締役の職務の執行を監査することであり、それには業務監査と会計監査が含まれます。監査に際しては、これまでの経験と知識を活かして、業務の執行が法令等を遵守しているかはもちろんのこと、取締役の業務執行が保険契約者や預金者の保護に問題ないかをチェックするとともに、リスク管理・コンプライアンス・内部監査の活動状況の監査や、親会社のソニーグループとの取引について、保険業法や銀行法で定められているアームズ・レングス・ルールに適合しているかを確認しています。

社外役員について (2013年7月1日現在)

社外取締役

氏名	山本 功	国谷 史朗
略歴	1981年 ㈱野村総合研究所 入社 1991年 ㈱野村総合研究所 事業戦略室室長 1996年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門ディレクター 1999年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門 マネージングディレクター 2002年 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門共同責任者、 マネージングディレクター 2003年 ㈱SIGインスティテュート 代表取締役社長 2006年 ジャパン ケーブルキャスト㈱ 取締役 2006年 ㈱マスチューン(現 ㈱みんかぶ) 監査役 2007年 ㈱マスチューン(現 ㈱みんかぶ) 取締役(現在) 2009年 起業投資㈱ 代表取締役(現在) 2011年 当社 取締役(現在) 2012年 ビルコム㈱ 取締役(現在)	1982年 弁護士登録、大江橋法律事務所 (現 弁護士法人大江橋法律事務所) 入所 1997年 サンスター㈱ 監査役 2002年 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員(現在) 2006年 日本電産㈱ 監査役 2012年 ㈱ネクソン 取締役(現在) 2012年 ㈱荏原製作所 取締役(現在) 2013年 当社 取締役(現在)
選任理由	長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、SFHと特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、SFHと特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外監査役

氏名	佐野 宏	是永 浩利
略歴	1969年 ㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 2001年 さくら債権回収サービス㈱ 専務取締役 2004年 当社 常勤監査役(現在) 2004年 ソニー生命保険㈱ 監査役(現在) 2005年 ソニー損害保険㈱ 監査役(現在) 2010年 ソニー銀行㈱ 監査役(現在)	1988年 ソニー㈱ 入社 2007年 同社 経理部門 企画・業務管理部 担当部長 2008年 同社 経理部門 連結経理部 担当部長 2012年 同社 経理部門 経理1部 統括部長 2013年 同社 総合管理部門 経理1部 統括部長(現在) 2013年 当社 監査役(現在)
選任理由	企業監査に関する高い見識と幅広い分野にわたる業務経験を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断しております。	ソニー㈱において長年、経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役の役割を果たしていただけるものと判断しております。

社外取締役からのメッセージ



山本 功
社外取締役
起業投資㈱代表取締役

社外取締役の役割について

社外取締役の役割は、客観的な立場から業務執行取締役による職務執行の監督および監視を行い、経営の透明性・客観性・効率性を追求しながら、会社の健全な成長と企業価値の向上のための取締役会の意思決定の質を向上することです。当社は株式の50%超をソニーに保有され、グループとして複数の金融事業を行っていることから、グループ会社間やソニーグループとの間での利益相反取引において法令遵守と公正な取引が確保されるとともに、少数株主の利益が適切に考慮されることが特に重要だと考えています。私の場合、財務アドバイザーの経験を活かして、取締役会や経営会議などで質問や意見をしています。

SFHの雰囲気について

当社には、多様な意見を建設的かつ率直に交換し合うことのできる開かれた雰囲気があります。社外取締役が私を含め2名、社外監査役が2名存在することで、緊張感も保たれています。このような雰囲気の中、当社の取締役会では、しっかりと議論を重ねた上で、健全性、実効性、公平性、透明性などが確保された、質の高い意思決定がなされています。

メッセージ

当社は持株会社ですので、その取締役会の監督・監視対象として、各子会社間の事業シナジーの創出と新規事業の開発を私は重視しています。企業価値向上のための事業リスクへの挑戦と、法令遵守を含む、金融グループとしての健全性の維持のためのリスクの管理、という2つの観点に留意し、今後も当社の取締役会の監督・監視機能と意思決定の質の向上に努めます。

コーポレート・ガバナンスの状況

ソニーフィナンシャルグループでは、「ビジョン」と「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定のよりどころとなる諸活動の基本方針として位置づけています。そして、「ビジョン」に掲げられた「お客さまから最も信頼される金融サービスグループになる」という目標の実現に向け、傘下のグループ会社の沿革、規模、業態などの差異を踏まえ、グループ会社各社の持つ事業特性・情報などを有効活用し、グループ一体の経営を行うことを目指しています。その前提として、何より業務の健全性および適正性を確保することが最重要課題であると認識しており、グループ全体のコンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織態勢を構築しています。

内部統制システムの構築

SFHは、会社の業務の適正を確保するために、取締役会において会社法に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しています。

また、財務報告にかかわる内部統制の強化を目的に、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」を導入しています。SFHは、上場会社として適正な財務情報の開示を行うために、必要となる組織体制および運用ルールを構築し、運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員および子会社に周知します。
- (2) 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めます。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取組みます。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告します。
- (4) 取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備します。
- (5) 取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員および子会社に周知します。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確認した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定めます。
- (6) 取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置します。内部監査担当部署は、監査役および会計監査人と連携・協力の上、独立的立場および客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視・検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告します。
- (7) 取締役会は、内部監査の基本方針として内部監査規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知します。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

当社は記録保管規則を定め、取締役会、経営会議および決裁の記録など取締役の職務の執行にかかわる文書を、法令および当該規則等に従い適切に保存し管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知します。
- (2) 取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社および子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理します。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。
- (3) 取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施します。
- (4) 取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、コンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員および子会社に周知します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築します。
- (2) 取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体および連結の中期事業計画・年度事業計画を策定し、管理します。
- (3) 事業計画策定担当部署は、定期的に事業計画の進捗状況を取締役に報告します。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社と経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を行うことにより、子会社の業務の適正を確保します。
- (2) 当社は、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引、グループ内の業務提携または新規事業を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。
- (3) 当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかどうかに留意し、子会社の内部監査および外部監査の結果を監視し検証します。
- (4) 当社および子会社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告します。
- (2) 取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告します。

9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役による監査の環境整備に必要な措置をとります。

経営態勢について

SFHは、監査役設置会社であり、社外取締役を選任し、監査役と社外取締役が連携して経営を監視することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

また、SFHは親子上場における上場子会社であるため(SFHの親会社はソニー株式会社(以下、ソニー)であり、SFH株式の60%を保有)、少数株主の権利保護について「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めています。

(注) SFHは、(株)東京証券取引所の規程に基づき、「コーポレート・ガバナンス報告書」および「支配株主等に関する事項について」を作成し、開示しております。これらの資料は、(株)東京証券取引所およびSFHのウェブサイト(<http://www.sonyfh.co.jp>)にてご覧いただけます。

取締役会について (2013年7月1日現在)

SFHは純粋持株会社であるため、SFH単体の経営のみならず、グループの一体化、コーポレート・ガバナンスの確立という目的に沿って、取締役会を構成しています。

現在の取締役会メンバー9名のうち、業務執行取締役2名のほか、グループ全体の効率的な事業運営に資するべく、グループ子会社の代表取締役3名がSFHの取締役(非常勤)を兼任しています。

また、SFHは、親子上場会社の子会社でもあるため、2名の社外取締役を選任し、その社外取締役を(株)東京証券取引所が一般株主のために確保を義務づけている「独立役員」に指定しています。

そのほか、ソニーフィナンシャルグループの経営に対する総合的な助言を得るために、ソニーフィナンシャルグループ外からも取締役を招聘していますが、そのうちの2名は、親会社であるソニーの代表執行役員および業務執行役員を兼任しています。

なお、SFHの定款においては、取締役は12名以内とすることを定めています。

また、グループ子会社における取締役会については、グループ戦略の実効性を高めることと、各社の健全な事業経営の管理を目的に、SFHの業務執行取締役および部長のうち3名が、グループ子会社の取締役を兼任しています。

監査役監査、内部監査、会計監査について

(2013年7月1日現在)

(監査役監査)

SFHの監査役会は監査役3名から構成されており、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で策定された監査の方針、監査計画、監査の方法および監査業務の分担などにに基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行うと同時に、社外取締役、内部監査担当役員および内部監査担当社員と緊密な連携をとり、経営に対する監督機能の強化に取り組んでいます。

なお、SFHの定款において、監査役は5名以内とすることを定めています。

(2013年3月期の社外役員の実績・取締役会への出席状況)

	氏名	取締役会	監査役会
社外取締役	池田 靖	14回中、 13回出席	—
	山本 功	14回 すべてに出席	—
社外監査役	佐野 宏	14回 すべてに出席	12回 すべてに出席
	長坂 武見	14回中、 13回出席	12回中、 11回出席
	上田 ひろし	14回 すべてに出席	12回 すべてに出席

(内部監査)

SFHは内部監査部門として、監査部を設置しています。監査部は、担当役員(代表取締役社長)直轄の組織として他の業務執行ラインから分離されており、独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施しています。

▶ 詳細は62ページをご覧ください。

(会計監査)

SFHの会計監査業務を執行した公認会計士の所属および監査業務にかかわる補助者の構成は、以下のとおりです。

所属する監査法人名	あらた監査法人
会計監査業務にかかわる補助者の構成	公認会計士4名 その他3名

取締役・監査役の実績・報酬等の決定について

取締役会の決議により定められた「業務執行取締役および社外取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、および監査役会の決議により定められた「監査役報酬等の内容の決定に関する方針」は次のとおりです。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役、および非常勤監査役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

業務執行取締役および社外取締役の個人別報酬等については、取締役会での諮問決議に基づき報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて決定し、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定します。

1. 業務執行取締役

業務執行取締役の主な職務は、SFHおよびソニーフィナンシャルグループ全体の経営責任者として企業価値を持続的に向上させることにあることから、業務執行取締役に対する

報酬は優秀な人材を確保することとともに、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定部分・業績連動部分のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

報酬	代表取締役社長などの役位に応じた固定部分と、SFHおよびソニーフィナンシャルグループ全体の業績および職務に応じた業績連動部分としています。 業績連動部分はSFHおよびソニーフィナンシャルグループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況などにより、基準額に対して0%から200%の範囲で変動します。
水準	優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とします。具体的決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果などを勘案します。
退職慰労金	在任年度ごとに報酬の一定割合相当額を引き当て、退任時に累積額を支給します。なお、引当額の一定割合については、SFHの株式数に置き換えて擬似的に株式数を付与し、退任時に累積株式数を株式時価に換算して支給します。

2. 社外取締役

社外取締役の主な職務は、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、社外取締役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としています。

報酬	役割に応じた固定額としています。
水準	優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とします。具体的決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果などを勘案します。
退職慰労金	ありません。

3. 監査役

監査役の主な職務は、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することにあることから、監査役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としています。

報酬	役割に応じた固定額としています。
水準	優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とします。具体的決定にあたっては、第三者による監査役の報酬に関する調査結果などを勘案します。
退職慰労金	役割に応じた固定額としています。

●「報酬等諮問委員会」

SFHは、SFHの取締役および子会社の代表取締役の報酬等を決定するプロセスを明確化するために「報酬等諮問委員会規則」を定め、審議機関として、議長である社外取締役を含む取締役若干名で構成される「報酬等諮問委員会」を設けています。「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。上記の方針も、「報酬等諮問委員会」において審議されたものです。

●2013年3月期の役員報酬等

2013年3月期のSFH役員に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

	対象となる役員の数(人)	役員報酬等の総額(百万円)		
		報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	退職慰労金引当金	
取締役(社内)	2	142	118	23
取締役(社外)	2	16	16	-
監査役(社内)	-	-	-	-
監査役(社外)	1	21	20	1
計	5	180	154	25

(注) 報酬等の種類とは、基本報酬、ストックオプション、賞および退職慰労金等を言います。なお、SFHにおいては、役員に対する報酬として賞与の支給およびストックオプションの付与はこれまでにいずれも行っておりません。

議決権行使にかかわる環境整備について

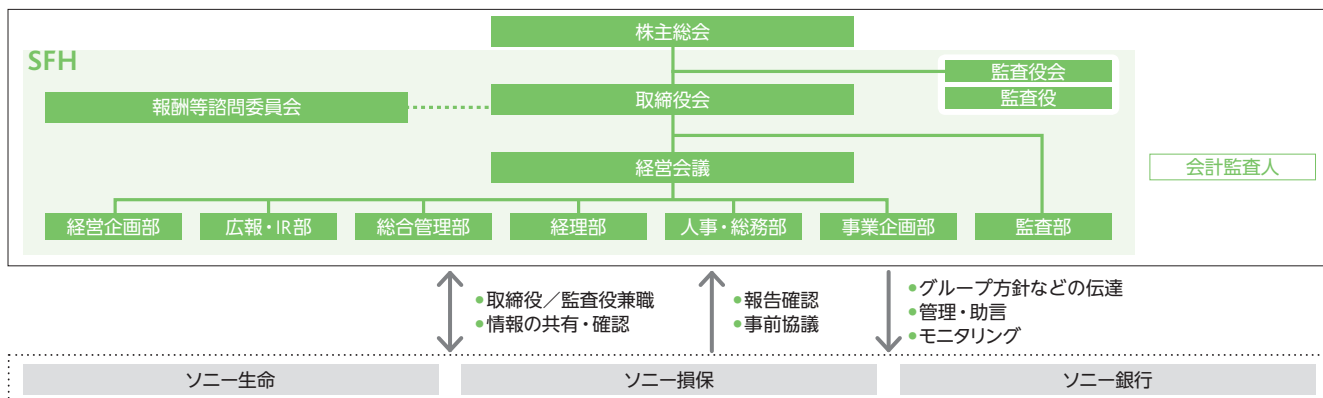
SFHは、株主の議決権行使を容易にするための環境整備の一環として、以下のことに取組んでいます。

- 株主総会開催日の分散
(他社の株主総会集中日を避けて開催)
- 株主総会招集通知のSFHウェブサイトへの掲載
- 株主総会招集通知の一部英訳
- 議決権電子行使プラットフォームの利用
- 議決権行使結果のSFHウェブサイトへの掲載

内部統制

SFHは、会社法に基づき「内部統制システムの構築の基本方針」を制定しています。取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、行動規範、職務分掌などの社内規程（取締役会規則、経営会議規則、決裁規則、行動規範、コンプライアンス・マニュアル、社内通報規則等）を定めて、運用しています。

ソニーフィナンシャルグループの内部統制



報酬等に関する事項について

以下は、平成24年(2012年)3月29日金融庁告示第21号(銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件)に従い記載しています。

1. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

SFHでは、「報酬等諮問委員会」を設けています(53～54ページ参照)。2013年3月期において、「報酬等諮問委員会」は、3名の取締役によって構成されました。構成員には、議長である社外取締役1名、業務執行を行わない取締役1名が含まれており、「報酬等諮問委員会」が業務執行部門に対して監視・牽制機能を発揮するための措置がとられています。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。「報酬等の内容の決定に関する方針」(53～54ページ参照)も、「報酬等諮問委員会」において審議されたものです。

2. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

対象役員の報酬等の決定に関する方針および適用範囲については、53～54ページをご覧ください。

「報酬等諮問委員会」では、報酬等の全体の水準が、ソニーフィナンシャルグループの財務の健全性の現状および将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

これらについては、連結業績指標の目標に対する達成状況や財務の健全性などを総合的に勘案したうえで決定されています。

詳細は、53～54ページをご覧ください。

4. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

SFHにおいては、役員に対する報酬等として基本報酬および退職慰労金を支払っていますが、賞与の支給およびストックオプションの付与は行っていません。また、支払方法については、固定部分・業績連動部分の両方により構成される基本報酬を現金により支給しています。また、退職慰労金についても、現金により支給しています。

報酬等の種類、支払総額および対象となる役員の数については、54ページをご覧ください。

5. 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

SFHでは、「対象従業員等」の該当者はいません。「対象従業員等」の範囲については以下のとおりです。

(1) 「主要な連結子法人等」の範囲について

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、ソニーバンク証券、スマートリンクネットワークおよびリプラです(保険子会社であるソニー生命、Sony Life Insurance (Philippines)、ソニー損保の3社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社は含まれません)。

(注)なお、ソニーバンク証券株式会社については2012年8月1日付にて、Sony Life Insurance (Philippines) Corporationについては2012年12月6日付にて連結の範囲から外れました。

(2) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲について

SFHでは、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。

SFHまたは主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額の報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、業務執行取締役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した業務執行取締役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。この基準によると、2013年3月期においては該当者はいません。

親会社ソニー株式会社との関係について

資本関係・人的関係

SFHは、2004年4月にソニーからの会社分割により設立した金融持株会社です。2007年10月にSFH株式を東京証券取引所市場第一部へ上場したことにともなう国内外における株式の募集および売出しにより、ソニーのSFHへの出資比率は60%となっています。この資本関係により、SFHの取締役、監査役の選任・解任や合併などの組織再編、重要な資産・事業の譲渡、定款の変更および剰余金の配当など、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利益にかかわらず、ソニーの影響を受ける可能性があります。

また、ソニーフィナンシャルグループでは、経営に対する総合的な助言を得るためおよび監査体制を強化するために、ソニーフィナンシャルグループ外からも役員を招聘していますが、うちSFH取締役2名、監査役1名は、ソニーの代表執行役、業務執行役員、統括部長を兼務しています。また、ソニー損保およびソニー銀行の監査役各1名はソニーの従業員を兼務しています。兼任役員の就任はソニーフィナンシャルグループからの要請に基づくものであることから、独自の経営判断を行える状況にあると考えています。

なお、SFHは、親会社等からの独立性を一層高める観点から、ソニーグループと特別の関係のない社外取締役2名を選任し、(株)東京証券取引所の定める独立役員に指定しています。

事業活動における独立性の確保

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法等に基づき事業を行っていることなどから、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しています。

また、ソニーはSFHの主要株主としての認可を金融庁より取得しており、SFHの経営理念を尊重すべきであることを十分に認識しています。

さらに、SFHは、保険業法および銀行法が定めるアームズ・レングス・ルール(特定関係者との間の取引等)を遵守しています。

「ソニー」の商号・商標使用

ソニーフィナンシャルグループ各社は、各社の認知度および信頼性の向上などを目的としてソニーとの間で商号・商標使用許諾契約を締結し、「ソニー」の名称を使用することが可能となっています。ただし、これらの契約においては、SFHに対するソニーの保有議決権割合が半数以下になること、ソニーフィナンシャルグループ各社に対するSFHの保有議決権割合が減少することなどが、ソニーによる上記契約の解除権の発生要件となっています。また、これらの契約に基づき、ソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニーに対しブランドロイヤリティを支払っています。その金額規模はソニーフィナンシャルグループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。

ソニーフィナンシャルグループはその商号・商標の使用において、ブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚などのメリットがあると考えます。

ソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。

親会社であるソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。

コンプライアンス

コンプライアンスについての基本的考え方

業務の運営を健全かつ適切に維持するためには、すべての役員・従業員が、SFHの経営理念、社内規則ならびに関係法令等への理解を深め、それらを遵守するとともに、高い倫理観のもと、透明性のある適切な業務運営を遂行する必要があります。SFHはこれを「コンプライアンス」と定義し、経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、各役員・従業員が法令等に基づく各自の義務・責任を十分に認識し理解する態勢を構築しています。

また、SFHは、保険会社や銀行等を子会社とする金融持株会社であり、グループ会社のコンプライアンス状況を把握し、必要と判断される場合にはグループ会社への助言等を行うことが求められます。コンプライアンスにかかる責任は、まずはグループ会社自身にあり、各社は自らの責任において、それぞれの業態・規模等に応じた態勢を構築してコンプライアンスの実効性を高めていくべきですが、SFHは、グループ経営の観点からグループ会社のコンプライアンス態勢を常に把握し、その推進を図る役割を担っています。

SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢

● SFHのコンプライアンス態勢

取締役会において、「コンプライアンス・マニュアル」*および「コンプライアンス・プログラム」**を策定し、その遵守状況・進捗状況について逐次把握し、SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢の構築に率先して取り組んでいます。

経営会議は、取締役会の付託を受け、コンプライアンスに関する必要な施策の策定およびその実施にかかる指示等を各担当部門に対し行っています。

また、総合管理部は、SFHのコンプライアンス諸施策の企画、立案、推進を統括するとともに、グループ会社のコンプライアンス状況のモニタリングを行っています。

* コンプライアンスを実現するためのSFHのコンプライアンス態勢、役員・従業員が周知しておくべき経営理念等ならびに遵守すべき法令等を掲げたもの。また、法令等に抵触する、すなわち、コンプライアンス違反行為等を発見した場合の対処方法、コンプライアンス状況の確認方法等についても定めています。

** コンプライアンスを実現するため、コンプライアンス状況の確認、研修、その他にかかる事項についての具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定しています。

● SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢

SFHおよびグループ会社は、自らの責任においてそれぞれの業態・規模等に応じた実効性のあるコンプライアンス態勢を構築しています。

● コンプライアンス連絡会議

SFHとグループ会社間のコンプライアンス関連事項にかかる事前協議や、コンプライアンス推進状況、法務関連事項にか

かる情報交換等を目的とし、定期的に「コンプライアンス連絡会議」を開催しています。本会議は、総合管理部を事務局とし、本会議のメンバーは、その議題に応じ、SFHならびにグループ会社の担当役員、部長、担当者等により構成されています。また本会議における討議結果は、取締役会等に報告されています。

社内通報制度

SFHおよびグループ会社の役員・社員ならびに派遣社員と協力会社の従業員は、ソニーグループ、SFHおよびグループ会社の方針および事業活動その他の行為が、法令等あるいはソニーグループ、SFH、またはグループ会社の内部規則等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信する場合、社内通報制度を利用して通報することができます。情報提供者は、SFHおよびグループ会社に設置されている通報窓口か、ソニーグループの窓口であるソニーの「コンプライアンス・ホットライン」のうち、適切な窓口を選択して通報を行い、SFHでは情報提供者を保護するための適切な措置を講じ、報告された情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。

また、ソニーの「コンプライアンス・ホットライン」が窓口として受理した通報およびSFH以外のソニーグループ会社に関連し影響を与える通報などについては、ソニーと連携を図り適切な対応を行っています。

利益相反管理方針(概要)

SFHは、その傘下のグループ会社において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、銀行法、保険業法および

金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

I. 基本方針

当社グループは、銀行法、保険業法および金融商品取引法に基づき、当社グループ会社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社グループ会社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間に利益相反またはそのおそれがある場合において、当社グループ会社とお客さまとの取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

* 本方針において、「当社グループ会社」とは、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社およびSA Reinsurance Ltd.をいいます。

* 本方針において、「当社グループ」とは、「当社グループ会社」に当社を加えた総称をいいます。

* 本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、「当社グループ会社」その他のソニー株式会社が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の法人等、または出資、取締役その他これに準ずる役職への役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等であって、金融業を営む法人等をいいますが、現在、「当社グループ会社」以外にはありません。

II. 対象取引等

1. 当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- (1) お客さまの利益と当社グループの利益が対立する場合において、当社グループの利益を得ることを優先する取引
- (2) お客さまの情報を利用して利益を得る取引
- (3) お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- (4) その他、当社グループ会社がお客さまの利益を害していると認められる取引

2. 本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社グループ会社における、次の各号に掲げる業務に係るお客さまとします。

- (1) ソニー生命保険株式会社

生命保険業および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務

- (2) ソニー損害保険株式会社

損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務

- (3) ソニー銀行株式会社

銀行業(その銀行代理業者による銀行代理業を含む)および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務

- (4) ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

生命保険業およびその他法令に基づき行うことができる業務

- (5) SA Reinsurance Ltd.

現地法令に基づき行う再保険に係る業務その他現地法令に基づき行うことができる業務

III. 利益相反管理体制

1. 体制

当社は、当社総管理部長担当役員を利益相反管理統括責任者、当社総管理部長を利益相反管理統括責任部署とし、当社グループにおける利益相反管理態勢を構築します。

2. 措置

利益相反管理統括責任者は、当社グループ会社からの報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、当社グループ会社に対し次の各号に掲げる必要な措置を講じるよう求めます。

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- (2) 対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- (3) 利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- (4) その他、利益相反管理統括部署が必要と判断する措置

3. 記録

利益相反管理統括部署は、次の各号に掲げる事項を適切に記録し、5年間保存するものとします。

- (1) 対象取引の特定に係る記録
- (2) お客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録

反社会的勢力排除に向けた基本方針

SFHは、次のとおり、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、SFHおよびグループ会社において、反社会的勢力とは断固として対決すべく、態勢の整備に取り組んでいます。

● 反社会的勢力排除に向けた態勢整備

反社会的勢力などとの関係を遮断するために、以下の態勢を整備しています。

- 反社会的勢力対応部署の設置および、不当要求防止責任者の任命
- 外部専門機関との連携による反社会的勢力の情報収集

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備します。
2. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
3. 当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

個人情報保護の取組み

SFHは、個人情報保護に関する取組みとして、関連法令に従い、「プライバシーポリシー」*を制定して利用目的の範囲内での利用や個人情報の取得についての方針を定め、「情報セキュリティ規則」を制定して具体的な安全管理措置を定め、その実施を推進しています。

またSFHは、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。SFHおよびグループ各社における具体的な取組みとしては、「プライバシーポリシー」の制定・改正、個人情報保護推進組織や責任者の設置、個人情報保護にかかわる規則規程およびマニュアルの整備、個人情報保護および情報セキュリティに関する教育・研修などの実施があります。

SFHおよびグループ各社は、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、不正なアクセス、漏えい、改ざん、滅失、き損などを防止するために、個人情報の保護に努めています。

*「プライバシーポリシー」はSFHのウェブサイト(<http://www.sonyfh.co.jp>)よりご覧いただけます。

リスク管理

SFHは、金融持株会社として、グループ会社の経営資源を集結することでグループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFHの「グループリスク管理の基本方針」は以下のとおりです。

グループリスク管理の基本方針

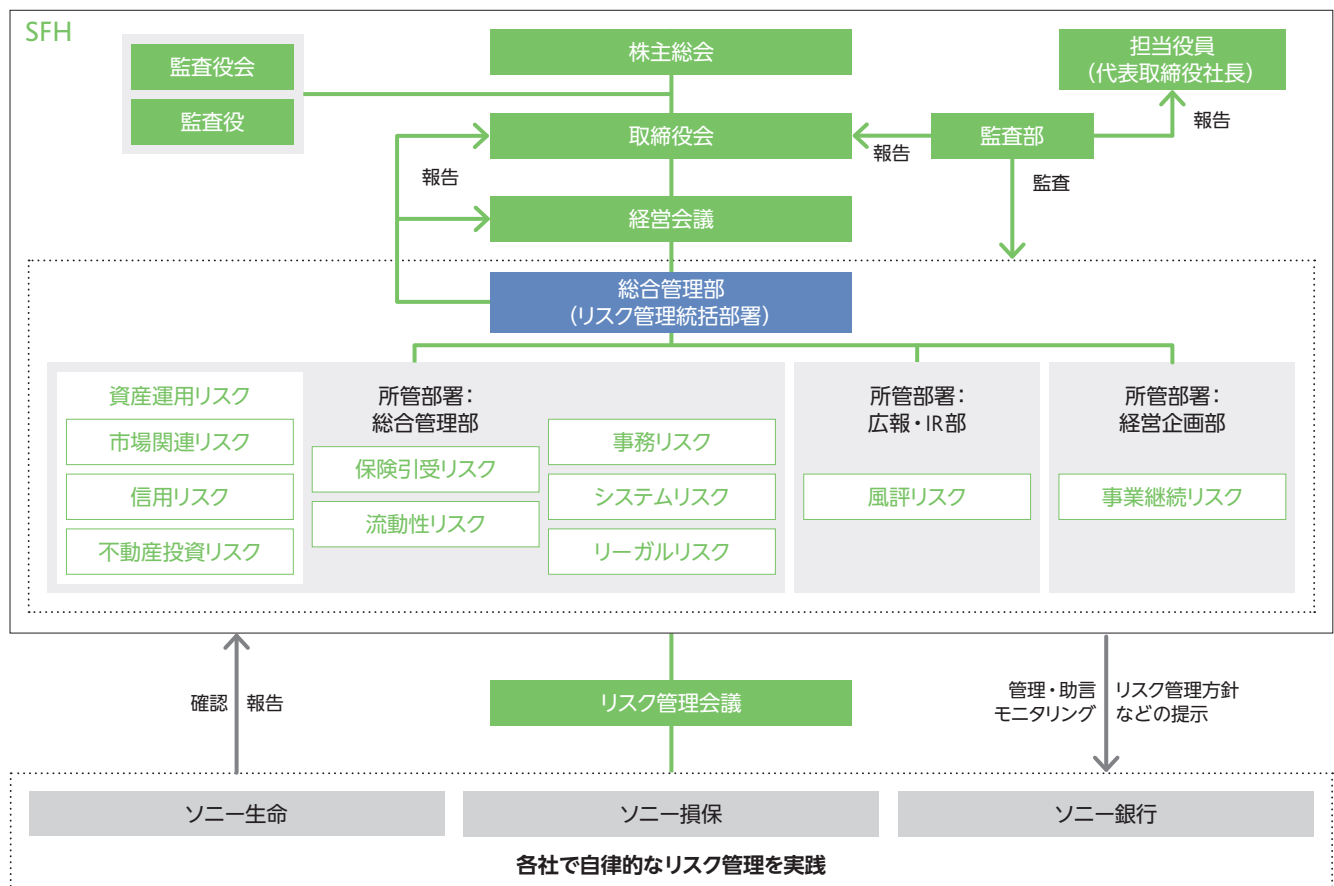
- 金融持株会社として、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築し、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図る。
- グループ会社がそれぞれ独立した法人として、自己の責任に基づき、経営目標達成に向けて必要なリスク管理態勢を構築していることを確認し、所要の対策を講じる。
- 金融持株会社として、特定領域への過度なリスク集中の排除、グループ内取引等の適切な管理、リスク波及にかかるとの管理を行う。

SFHおよびグループ会社のリスク管理態勢

SFHでは、取締役会が「リスク管理基本規則」を制定し、SFH役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ会社の規模、特性および業務内容に応じて異なるリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する体制を整備しています。また、取締役会の付託を受け、SFHの経営会議にて、グループリスク管理に関する日常業務を執

行っています。具体的には、グループ会社において、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを行うとともに、SFHのリスク管理統括部署である総合管理部が各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会および経営会議に定期的な報告を行っています。

SFHおよびグループのリスク管理態勢



管理すべきリスクの種類と定義

SFHおよびグループ会社が管理すべきリスクの種類ならびに定義は以下の表のとおりです。

市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先(法人・個人など)の財務状況などの悪化などにより、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ● 資金繰りリスク 決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ● 市場流動性リスク 市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、SFHが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用・情報流出などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	グループが、下記において、法令などに抵触する手段・方法による業務遂行やその他不適切な業務遂行により被るリスク、および訴訟提起による損害の発生などにより被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ● サービスなど <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな業務・サービスの開始 ・ 新商品などの発売 ● 契約など <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな契約(覚書・確認書など、その名称は問わない)の締結、または契約の更新・変更・解約・解除 ・ 契約の規定にかかわる実務運用 ● 訴訟などの提起
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などにに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態(危機)が発生し、SFHまたはグループ会社の事業継続が困難になるリスク

個々のグループ会社におけるリスク管理態勢構築においては、会社の規模、特性および業務内容に応じ、リスクの種類ならびに定義を最適化しています。

また、ここに定めたリスクの種類ならびにリスクの定義は、環境の変化などに応じてリスク管理所管部門が適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

危機管理体制

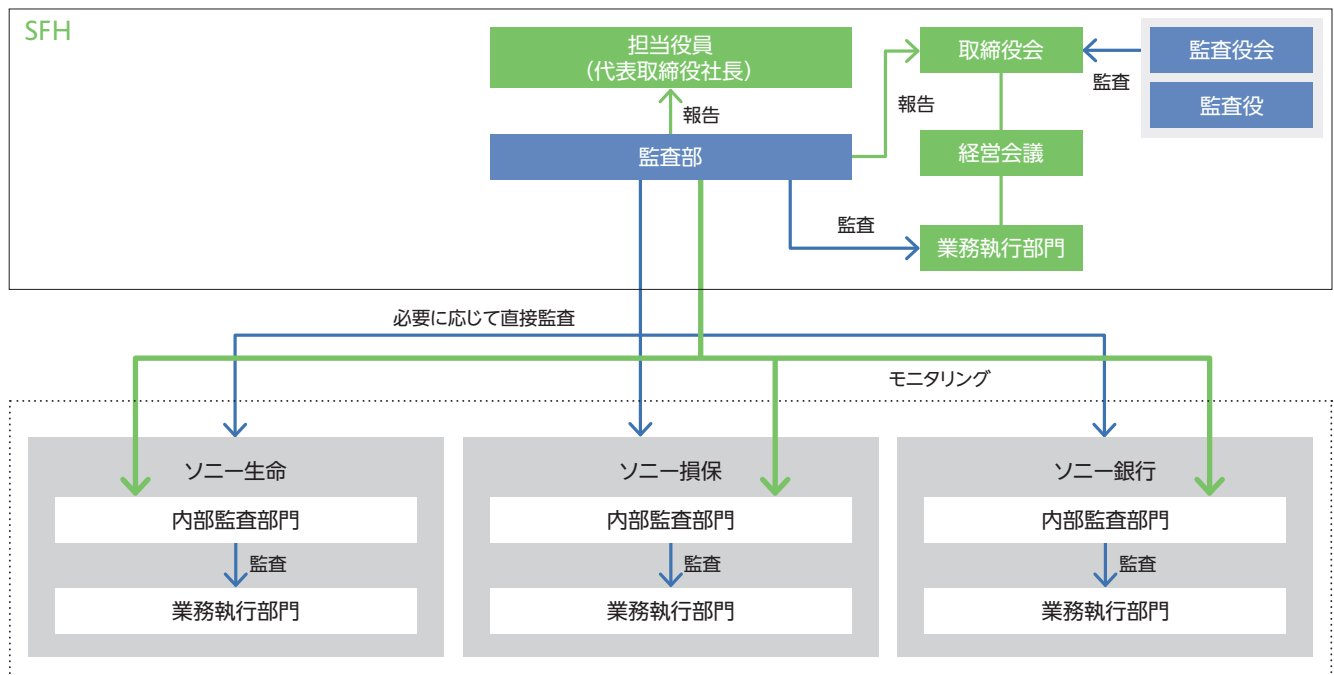
SFHは、SFHおよびグループ各社が災害や障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社においては、それぞれ業務および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備しており、通常の事業継続が困難となるおそれがある場

合にはSFHに報告する体制をとっています。SFHでは、報告された状況がリスク管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応が困難であると判断した場合、代表取締役社長を本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

内部監査

SFHは、内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は、担当役員(代表取締役社長)直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク対応状況などを確認・評価します。一方、グループ会社は、それぞれ内部監査部門を設置し、業態、規模、保有リスクなどに対応した独自の内部監査を実施しています。監査部はグループ会社の業務に関し、その運営の健全性を確保することを目的としてグループ会社の内部監査および外部監査の結果をモニタリングし、必要と認められる場合は、グループ会社の内部監査部門に対して助言や提案などを行います。そしてモニタリングの結果を、定期的に担当役員および取締役会に報告し、担当役員が必要と認める場合には、法令などに抵触しない範囲において、グループ会社に対して直接監査を実施します。また、監査部は、監査役および会計監査人などの外部監査人と適宜連携を図ります。

内部監査の組織体制



CSRの考え方

ソニーフィナンシャルグループは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感を持ってソニーフィナンシャルグループのビジョンを実現することを通じて、社会に貢献することを目指しています。健全な事業活動を通じた企業価値向上の追求は、企業としての社会に対する責任の基本をなすものと考えています。

また、ソニーフィナンシャルグループは、社会の一員としての責任を果たすべく、積極的に社会貢献活動に参画し、それを継続することにより、地域社会やお客さまからの信頼を高めていきたいと考えています。そのため、お客さま、株主、社員、ビジネスパートナー、地域社会などソニーフィナンシャルグループのステークホルダーとのつながりを大切にしつつ、各々の関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があると認識しています。

これらの基本的な考え方に基づいて下記の「CSR基本方針」を制定し、ソニーフィナンシャルグループ各社においてさまざまなCSR活動を行っています。

CSR基本方針

ソニーフィナンシャルグループは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感を持って当社グループのビジョンを実現することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

1. 企業の社会に対する責任の基本は、健全な事業活動を通じて経済の発展に貢献することとの認識に立ち、付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することによって、その責任を果たします。
2. お客さま、株主、社員、ビジネスパートナー、地域社会など当社グループのステークホルダーとのつながりを大切に、各々に与える影響に配慮して経営上の意思決定を行います。
3. 事業を推進するにあたり、法令・社内規則・方針等を遵守します。
4. あらゆる人々の人権を尊重し、雇用・労働の健全性を確保します。
5. 持続可能な社会の実現に向け、事業活動のあらゆる面において地球環境の保全に配慮して行動します。
6. 当社グループのステークホルダーから信頼と支持を得られるよう、適時適切な情報開示を行います。

推進体制

ソニーフィナンシャルグループのCSR推進体制として、SFHの経営企画部にCSR推進・管理機能を置き、グループ方針の立案などを行っています。また、SFHの各責任部門(広報・IR部、総合管理部、経理部、人事・総務部、監査部)と密接に情報交換を図り、グループ各社のCSR活動をモニタリングするとともに、グループ全体のCSRマネジメントを進めています。

各責任部門のCSRに関連する役割

広報・IR部	グループの活動に関する対外的コミュニケーションの推進
総合管理部	グループ各社の事業活動全般に関するリスク管理・コンプライアンス活動のモニタリング
経理部	グループ全体における財務情報に関する内部統制管理
人事・総務部	グループ各社における人事制度や環境に関する活動を含む総務活動全般のモニタリング
監査部	グループ各社の事業活動全般に関する内部監査活動のモニタリング

なお重要案件については、各責任部門が必要に応じ、経営会議や取締役会へ報告・提案する体制となっています。グループ各社においては、事業活動を通じてCSR活動を主体的に展開しています。

活動事例紹介

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じて社会に貢献していくに際し、ステークホルダーである「お客さま」「株主・投資家の皆さま」「従業員」「ビジネスパートナー」「地域社会」の利益を尊重して行動してまいります。



お客さまとともに

ソニーフィナンシャルグループは、「ビジョン」および「経営理念」に基づき、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指しています。

お客さまの声を活かす態勢について

グループ各社においては、「お客さまアンケート」やカスタマーセンター、ウェブサイトなどへ寄せられたお客さまの声を顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析し、経営陣に報告するとともに、業務改善および商品・サービスの充実のための提言を行っています。このような態勢のもと、外部機関やメディアによる顧客満足度調査において、生命保険、損害保険、銀行の3事業ともに高い評価を得ています。

各社における推進担当部門

ソニー生命	共創戦略部およびVOC*推進部
ソニー損保	お客様の声対応推進部
ソニー銀行	カスタマーサポート本部

* VOC=Voice of Customer

● ソニー生命

お客さまの声を経営に活かす取組みとして、毎年1回、ご契約者さまを対象とした顧客意識調査(お客さまアンケート)や、日頃お客さまと接しているライフプランナーを対象としたアンケートを実施しています。また、社内イントラネット上に社員がいつでも改善提案を行うことができるサイトを設けているほか、お客さまの声(VOC)を経営に活かす取組み態勢を構築しています。さらに、VOC委員会を設置し、改善施策の実施のみならず、その後の施策効果を検証し、適時見直ししてさらなる改善に取組むサイクルにより、継続的な業務改善を推進しています。

● ソニー損保

お客さまと直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の長をを活かし、「お客様の声」を傾聴し、業務品質改善や顧客満足向上に活かす取組みを体系化しています。

具体的には、電話やウェブサイトの投稿コーナー、サービス提供後のアンケートなどで寄せられたご意見に対する改善の取組みを、ウェブサイト「お客様とソニー損保のコミュニ

ケーションサイト」の「コエキク改善レポート」のコーナーでご報告しています。また、「お客様の声対応推進部」では、お客さまの声を一元的に管理して月次で集計・分析を行い、四半期ごとに経営陣に報告しています。重要案件については、適時、原因の詳細報告と対策についての提言を行っているほか、関連部門にもフィードバック・改善指示・改善状況の確認を行っています。

このようにソニー損保では、苦情対応マネジメントシステムの構築を実現し、2011年4月1日付で、同システムの国際規格である「ISO10002」への自己適合を、ダイレクト型損害保険会社としては初めて*宣言しました。また2012年9月には、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」をリニューアルし、ウェブサイトからも苦情受付ができるようにしました。また、お客さまの「安心感」などを高めるため、「ソニー損保の品質方針」を制定してウェブサイトで開示しています。こうした、お客さまへのサービスの提供に向けた日々の業務品質改善活動に対し、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)理事長などを歴任された酪農学園大学非常勤講師の鍋嶋詢三氏から、2013年版の第三者意見書を取得しました。

* 2011年3月31日時点のソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型損害保険会社とは、商品の販売やサービスの提供を、主に代理店などを介さずに行っている、日本国内の損害保険会社を指しています。

● ソニー銀行

お客さまの「声」を真摯に受けとめ、より良い商品・サービスを提供するため、お客さまからいただいたご意見・ご要望への対応を検討し、改善に取り組んでいます。その具体的な対応状況や内容などは、3カ月に1度の頻度でホームページの「お客様の声」コーナーでご案内しています。

このように、一人ひとりのお客さまのニーズにお応えするよう努めた結果、2013年3月期も、日本経済新聞社より発表された「第9回日経金融機関ランキング」*において6年連続で顧客満足度第1位を獲得しました。

* 2013年1月20日付 日本経済新聞記事



株主・投資家の皆さまとともに

ソニーフィナンシャルグループは、企業情報の適時開示にかかわる社内体制を構築し、株主・投資家の皆さまへ適時に、かつ正確な企業情報の開示を行っています。また、株主価値の最大化を目指して株主の皆さまとSFHマネジメントとの双方向のコミュニケーションの充実を図るため、以下のとおり「IRポリシー」を制定しています。

IRポリシー

● IR活動の目的

当社は、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまへ企業価値評価に関する情報を適時・正確・公平にご提供する一方、市場の声をマネジメントへフィードバックし、双方向のコミュニケーションの強化を図ります。また、経営戦略や財務状況の開示充実により、市場の皆さまからの信頼と適切な評価を獲得できるよう努力します。

● IR活動の基本姿勢

- (1) 「迅速性」「正確性」「公平性」「継続性」を原則とし、企業価値評価に必要な情報を「わかりやすく」開示します。
- (2) 株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまとの信頼関係を構築するため、誠実かつ積極的に対応します。
- (3) トップ・マネジメントを筆頭に、グループ一体で取組むIR活動を推進します。

● IR情報の開示方法

- ・有価証券上場規程に基づく適時開示については、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(Timely Disclosure network: TDnet)」を通じて開示し、速やかにSFHホームページに掲載します。
- ・適時開示に該当しない情報についても、SFHホームページに掲載するなど、国内外に対して公平な情報開示に努めます。

● IR情報の開示体制

当社は、適時開示を推進するため「適時開示に関する規則」を定め、ディスクロージャー・コミッティ*を設置しております。

当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミッティへ速やかに報告する態勢を構築しております。

また、当社が開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

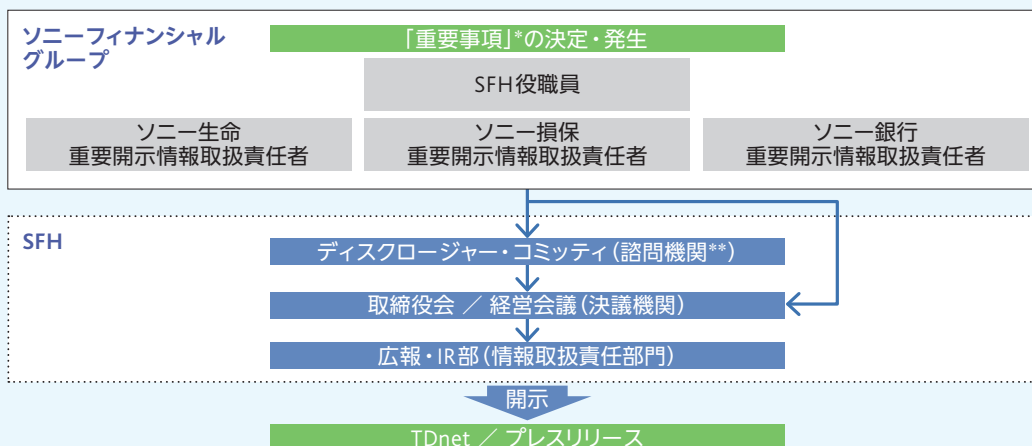
* 「ディスクロージャー・コミッティ」の役割

- (1) 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長の判断を補佐する。
- (2) グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当該開示の決裁権者の判断に際し、必要な情報を提供する。

● IR活動の沈黙期間(Quiet Period)

情報開示の公平性を確保し、当社グループの業績に関する重要な情報が、決算発表前に漏洩することを防止するため、IR活動の沈黙期間を設定しております。当社の「IR活動の沈黙期間」は、各四半期末日の翌月第2月曜日(日)から決算発表までの期間となっております。この期間中は、決算についてのお問合せに対する回答を控えていただくほか、個別ミーティングの実施や会社説明会の開催などを原則として行いません。

IR情報の開示体制図



* 投資判断を行うに際して「合理的に、株主・投資家などが重要であると判断する可能性が非常に高いもの」

**代表取締役社長の判断を補佐する諮問機関。常勤取締役および全部署の部長を含む経営会議メンバーにより構成。(事務局/広報・IR部)

2013年3月期における取組み

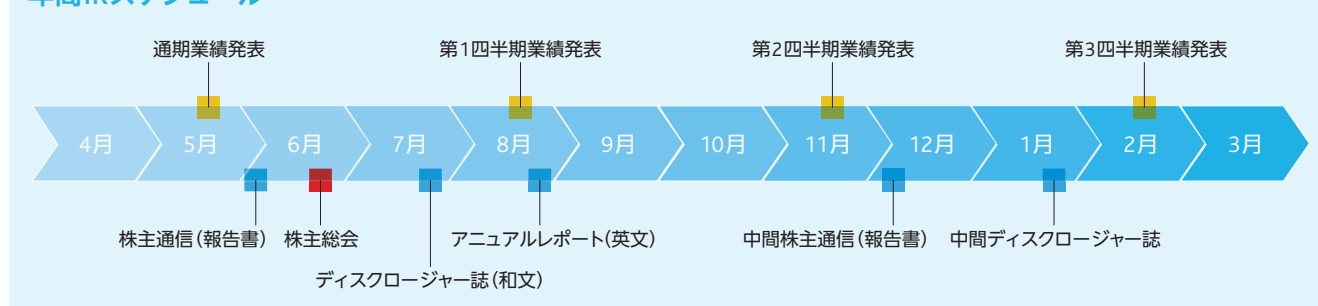
SFHは、国内外の株主・投資家の皆さまのさまざまな関心事項に対応し、幅広くコミュニケーションを図るため、以下のとおり多様な形式での説明会や個別ミーティングを実施しています。

決算説明会 (国内機関投資家・アナリスト向け電話会議)	4回
経営方針説明会	1回
機関投資家・アナリスト個別ミーティング	約250件
海外IR(欧州・北米・アジア)	各地域1回
個人投資家向け説明会	5回



2012年8月「IRフォーラム」の様子

年間IRスケジュール



ビジネスパートナーとともに

ソニーフィナンシャルグループでは、金融商品・サービスの提供機関および物品・サービスの購買先や委託先、ならびに代理店の皆さまとともに、公平・公正な取引を推進し、健全な関係を築き、持続可能な社会の発展を目指します。

公正な取引

ソニーフィナンシャルグループでは、「利益相反管理方針」「反社会的勢力排除に向けた基本方針」「贈賄防止規則」を定めるとともに、行動規範に定めるあらゆる適用法令や規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことを基本とし、すべてのビジネスパートナーと公正な取引を行っています。

パートナー(募集代理店)の皆さまとともに

ソニー生命の代理店(ソニー生命は同社代理店を、ビジネス上のパートナーであることはもとより、お客さまにとっては生涯のパートナーでもあることから、「パートナー」と呼んでいます)は、ライフプランナー制度と並び、欠かすことのできない重要な販売チャネルです。地域に密着した質の高いサービスをお客さまへ提供しようという思いのもと、2013年7月1日現在、全国各地で約2,000店のパートナーが、生命保険のプロフェッショナルとして高度な専門知識とコンサルティ

ングに基づくニードセールスを実践し、お客さまのパートナーとしての責任を着実に果たしています。

パートナー(募集代理店)の教育プログラム

ソニー生命では、パートナー向けの体系的な各種教育プログラム(総称「P.T.P(パートナー・トレーニング・プログラム)」)を用意しています。パートナーが生命保険のプロフェッショナルとして成功できるよう、商品に関する研修やソニー生命がこれまで培ってきたセールスプロセスに基づくニードセールスのノウハウを提供しています。

また、質の高いセールスパーソンの養成支援を目的に2006年よりPA(プロフェッショナル・エージェント)制度を導入し、所定の業績・資格を満たし生命保険営業のプロフェッショナルに求められる能力を持つ選りすぐりのセールスパーソンをPAに認定しています。



従業員とともに

ソニーフィナンシャルグループは、「経営理念」に掲げている、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。すべてのステークホルダーに提供する価値を高めていくため、社員一人ひとりが能力を最大限発揮していくことが重要であると考え、EOS (Employee Opinion Survey)を実施するなど、働きやすい職場づくりに向けた取組みを行っています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスを図るべく、フレックスタイム制の導入、休暇・休職制度の充実など、グループ各社においてさまざまな取組みを行い、柔軟な働き方を可能としています。

ソニー生命は2007年7月より、「次代を担う子どもの育成支援に積極的に取組む企業」として、厚生労働省・東京労働局より認定を受けています。また、ソニー損保でも2012年8月に、ダイレクト型損害保険会社としては初めて同認定を受けました。

今後も子育てと仕事の両立を通じ、子どもが健やかに生まれ育まれるための環境整備に、積極的に取組んでいきます。



新人研修の様子

取組み例

フレックスタイム制などの導入	フレックスタイム、始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げを認める制度を整備。子育て期間の短時間勤務制度の導入。
育児休業・休暇、介護休暇など	法定を上回る期間を付与。毎年、男性社員の育児休業・休暇の取得実績あり。
在宅勤務制度	SFHとソニー生命において導入。
その他休暇制度	ボランティア休暇、記念日休暇の導入。

人材育成

● 新人研修

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の社員としてだけでなく、グループ各社の事業内容を理解し、企業人・組織人としての基本的な行動スキルを習得する目的で実施しています。グループ合同で行う研修プログラムには、ビジネスマナー、ライフプランニング研修、各社事業説明、職場見学などがあります。また入社2年目研修も、グループ合同で実施しています。

- SDP (Self-Development Program)
自主的に能力開発に取組む社員に対し、会社が集合研修や通信教育講座の受講機会を提供することで、その自助努力をサポートするプログラムです。
- マネジメントスキル啓発プログラム
管理職のマネジメント能力強化策の一環として、グループ各社合同で実施しています。
- 社内留学制度
一定期間、他部署での就業経験が積める制度で、業務への理解を深めるため、あるいはキャリアプランを実現するために活用されています。
- グローバル人材の採用・育成
将来的な海外事業展開を見据えたグローバル人材の採用・育成を開始しており、外国人の採用のほか、海外研修(中国への語学研修、アクチュアリー研修、アンダーライティング研修)などを行っています。
- 次世代のグローバルリーダー育成のための経営塾
- 社内語学研修プログラム
2013年3月期は2名の社員が海外留学しました。

持続可能な社会の実現に向けて



地域社会とともに

「ソニー生命ボランティア有志の会」

阪神・淡路大震災をきっかけとして、1995年にソニー生命社員有志により発足した組織です。社員一人ひとりが運営主体となり、社員の募金によって運営されています。

阪神・淡路大震災で被害に遭われた高齢者の方々への継続的な支援を行っているほか、青少年の育成支援活動として養護施設でのイベント開催、車いすマラソンの世界的な大会である「大分国際車いすマラソン」の大会運営サポート、「リレー・フォー・ライフ」*への支援など、さまざまな活動を行っています。



「リレー・フォー・ライフ」の様子

*「リレー・フォー・ライフ」とはがん闘っている方々やその家族、そして遺族が24時間かけて競技場のトラックを周回し、がん撲滅を訴える世界的なチャリティー運動で、現在、世界20カ国5,000カ所以上で行われています。ソニー生命は2007年兵庫県芦屋市で開催された大会から参加しています。2013年3月期に北海道から九州まで全国27カ所で開催された大会には、各地域の支社のライフプランナーを中心に、社員の家族やお客さまも含めて延べ1,800人以上が参加しました。

ソニー生命「復興支援の会」

「復興支援の会」は、東日本大震災の発生直後に社員有志により発足しました。被災された方々に元氣と希望を持っていただきたいとい



ボランティア活動の様子

う思いから、被災地域の支社が中心となって幅広いボランティア活動を積極的に行っています。震災から1年目となる2012年には、全国各地から集まった社員有志が福島県郡山市の仮設住宅にて炊き出しや個別訪問を行い、その後、岩手県山田町や宮城県気仙沼市などでも、縁日や炊き出し、年越しそばの配布など思考をこらしてさまざまなボランティア活動を行い、全体で延べ約500名が参加しました。

今後も社員一丸となってさまざまな活動を考え、継続的に実行していきます。

「ライフプランニング授業」の実施校が470校に

ソニー生命では2006年3月期より、ライフプランナーが講師となり、全国の生徒・学生を対象としたライフプランニングの体験学習を実施しています。これは、ライフプランニングを通じて、人生を計画的に生きることの大切さや、夢に向かって努力することの大切さを感じてもらうことを目的としたものです。2013年3月31日時点での累計実施校は470校となり、2013年2月に経済産業省が発表した「第3回キャリア教育アワード」*において、「普及型キャリア教育部門」の「優秀賞」を受賞しました。



「ライフプランニング授業」の様子

*「キャリア教育アワード」は、経済産業省が企業や経済団体による教育支援の取組みを奨励・普及するために、2011年3月期に創設した表彰制度です。

	2013年3月期		累計 (2006～2013年3月期)	
	実施校数	受講生徒数	実施校数	受講生徒数
ライフプランニング授業	100校	9,684名	470校 (延べ)	43,349名

「スペシャルオリンピックス日本」への支援活動

ソニー生命では1997年3月期より、知的発達障がいのある人たちのスポーツを通じた自立と社会参加をサポートし、多様性を認め合うやさしい社会の形成に寄与するため、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本を支援しています。

また、ソニー生命ではボランティア活動による支援とともに毎年500万円の賛助金を贈呈しています。

2012年2月には、「2012年第5回スペシャルオリンピックス日本 冬季ナショナルゲーム・福島」が開催され、約600名のアスリートを含む選手団約900名が、日頃の練習の成果を発揮するために、福島に集まりました。大会には、全国各地



「スペシャルオリンピックス日本」の様子

から延べ約540名のソニー生命の社員がボランティアスタッフとして参加、選手団のアシストや会場の案内・誘導・警備、競技ボランティアなどさまざまな役割を担当し、数多くの支援企業の中でも最大規模の支援を行いました。

ソニー生命ではさらに、「2014年第6回スペシャルオリンピック日本 夏季ナショナルゲーム・福岡」へのボランティアとしての参加も計画しており、毎年支援の輪を広げています。

その他のボランティア活動

ソニー生命では2004年3月期より、創立記念日(8月10日)を「ボランティア・デイ」とし、「全社員で地域・社会貢献活動を考え、実践する日」と位置づけて、地域の清掃や献血などのボランティア活動を行っています。また当日のみならず8月はひと月をとおして「ボランティア強化月間」と定め、全国各地で社員による地域密着型の社会貢献活動を実践しています。

またソニー損保では、公益財団法人日本ユニセフ協会への募金活動や、海外医療協力団体への使用済み切手の送付を行っています。



「ボランティア・デイ」の様子

「アイメイト募金」

ソニー生命では1998年3月期より毎年、視覚障がい者の社会参加支援を目的に「アイメイト募金」を実施しています。この募金活動は、1年間に社員から寄せられた募金額に会社が同額の支援を行うマッチングギフト制度をとっており、その募金

を盲導犬の育成を行う公益財団法人アイメイト協会に寄付しています。2013年3月期は、合計で1,265万円の寄付金を贈呈しました。その結果、これまでのソニー生命の盲導犬育成事業に対する寄付金の総額は、約1億7,957万円となりました。



ドアの開閉などを教える誘導訓練の様子

今後も「アイメイト募金」を通じて、一人でも多くの視覚障がい者の方の社会参加をサポートしていきます。

今後も「アイメイト募金」を通じて、一人でも多くの視覚障がい者の方の社会参加をサポートしていきます。

「キャリア大学設立プロジェクト」

ソニー生命は、大学生にキャリア教育を提供し、将来について考えるきっかけを与え、その後のキャリア形成をサポートすることを目的とするNPO法人キャリアクルーズが主催するプロジェクトに参画しています。2014年3月期には、キャリア教育講座を提供する予定です。

ソニーフィナンシャルグループ寄付・支援金

主な寄付・支援先	金額
NPO法人そらべあ基金	¥13,500,000
公益財団法人アイメイト協会	¥12,650,000
2013年3月期グリーン電力証書購入	¥ 6,265,000
公益財団法人スペシャルオリンピック日本	¥ 5,000,000
株式会社三井住友銀行(排出権800t寄付)	¥ 1,066,800
公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団	¥ 1,000,000
その他(社団法人、財団法人、学会など)	¥ 1,286,937
合計	¥40,768,737

持続可能な社会の実現に向けて

地球環境保全活動

ソニーフィナンシャルグループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、主要子会社3社それぞれが「環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを行っています。

グループ各社で取組む活動

ISO14001 認証の取得

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社*は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、電力やコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネルギー・省資源活動、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進などを行っています。

* ソニー生命本社、ソニー損保本社、ソニー銀行本店および住宅ローンプラザを対象としています。なお、ISO14001認証事業所においては、定期的な内部環境監査を実施し、その結果をトップマネジメントに報告しています。

グリーン電力の利用

CO₂排出量削減策の一環として、ソニー生命では2006年3月期より、日本の生命保険業界で初めて、グリーン電力を事業活動に利用できる「グリーン電力証書システム」を導入しています。さらにソニー損保も2008年3月期より同システムを導入しています。



ソニー銀行では2009年3月期より、「カーボンオフセット銀行」として、使用したすべての電力(業務委託分を除く)を対象に同システムを導入しています。さらに2014年3月期からは、「グリーン電力証書」に代わり、「オフセット・クレジット(J-VER)制度」*において認証されたクレジットを活用し、排出されるCO₂量を100%オフセットする予定です。

またソニーフィナンシャルグループではバイオマス発電などによる電力証書を購入しており、2013年3月期は、グループ合計で177万kWh相当分の電力証書を購入しました。このように、グループ各社は、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーによる発電の普及促進に貢献しています。

* カーボンオフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度です。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット認証運営委員会により、オフセット・クレジット(J-VER)が認証・発行されます。ソニー銀行が利用するクレジットは「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」から発生するもので、森林を育てる活動にも寄与できます。

消費電力削減への取組み

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社は、日々、消費電力の削減に努めています。東日本大震災の影響などによる電力不足が生じた2011年夏期、2012年夏期においては、節電休暇を導入しました。

お客さまとともに取組む活動

「そらべあ基金」への寄付活動

ソニー損保では、2009年3月より、地球温暖化防止活動を行うNPO法人そらべあ基金と協同で、「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。



そらべあ発電所を寄贈した保育所

ソニー損保では、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円をそらべあ基金に寄付し、その寄付金は、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備「そらべあ発電所」の寄贈などに充当されます。2013年3月期は、佐賀県と宮城県の子育て支援センターに計2基の「そらべあ発電所」を寄贈しました。これまで同プログラムによるソニー損保の「そらべあ発電所」の寄贈数は、合計10基となりました。

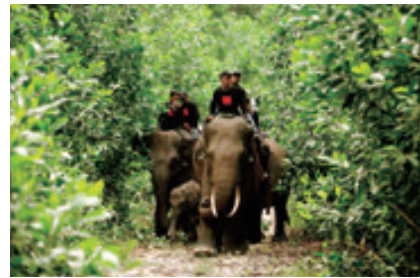
また、ソニー生命では、契約日が2010年3月2日以降となるご契約について、CD-ROM「ご契約のしおり・約款」の交付を開始し、CD-ROMをお選びいただいたご契約者1名に

つき10円を累積し、そらべあ基金に寄付をする取組みを実施しています。2013年3月期は、集まった寄付金をもとに、そらべあ発電所1基を香川県の保育所に寄贈しました。

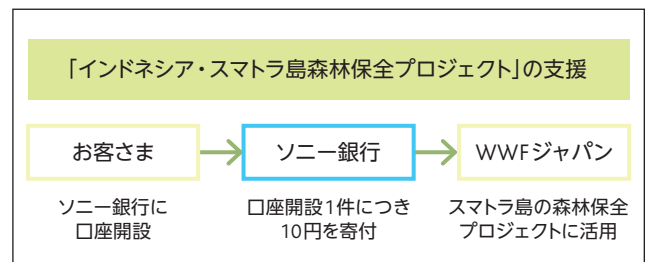
口座開設でスマトラ島の森林保全プロジェクト支援

ソニー銀行は、スマトラ島の世界遺産の森を守るために、植林支援や「エレファント・パトロール」*支援などの保全活動と、現地の状況を伝えるためのコミュニケーション活動を行っている公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(以下、WWFジャパン)の「インドネシア・スマトラ島の森林保全プロジェクト」に賛同しています。ソニー銀行は2012年9月より、お客さまがソニー銀行に口座を開設されると、ソニー銀行が1口座につき10円を、同プロジェクトに寄付しています。お客さまはソニー銀行に口座を開設されるだけで、スマトラ島の森林保全プロジェクトをご支援いただけます。

* 違法行為の発見や、野生動物が人々の居住地に近づくのを防ぐための、ゾウによるパトロール活動です。



©WWF Indonesia



電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニー銀行では、従来より、取引伝票、通帳、商品ご説明資料など、取引時において、なるべく紙を使用しないことを心がけています。投資信託の取引関連書類についても、お客さまに電子交付へ切替えていただくようお願いし、紙の削減だけでなく、郵送時に排出されるCO₂の削減にも努めています。

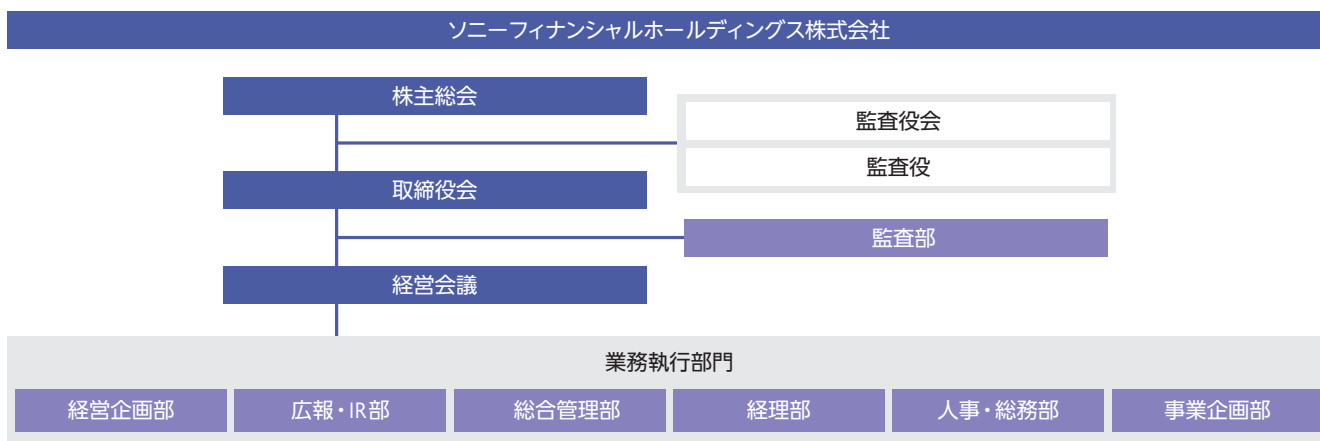
コーポレート・セクション / 会社情報

会社概要 (2013年3月31日現在)

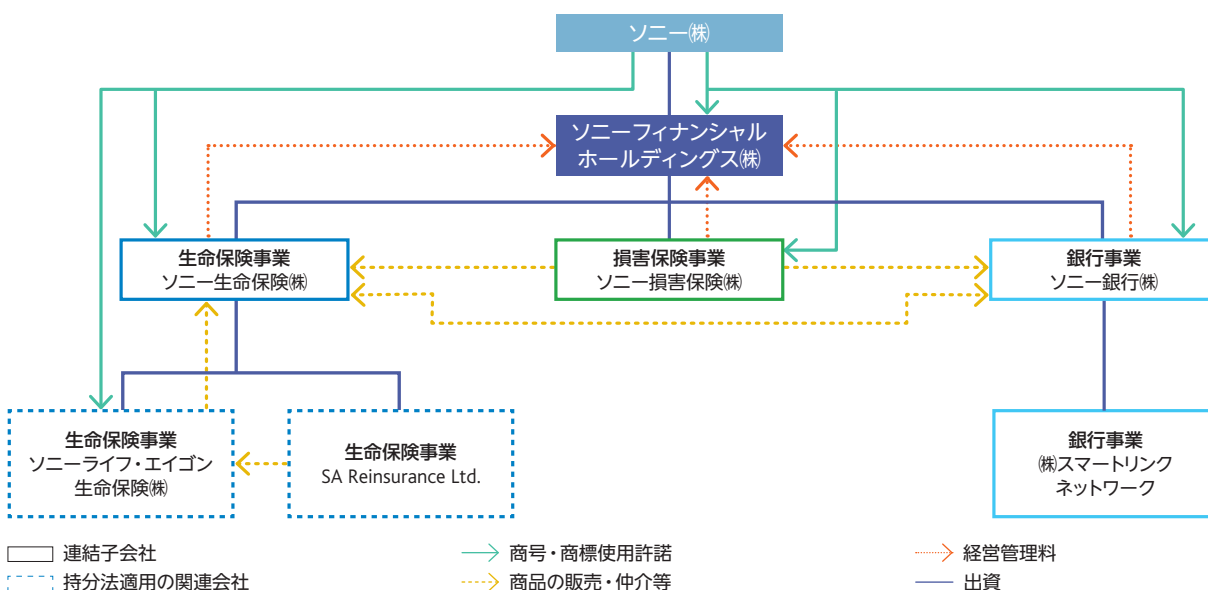
商号	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (英文名) Sony Financial Holdings Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都港区南青山1丁目1番1号
事業内容	生命保険会社・損害保険会社・銀行・その他の保険業法および銀行法の規定により 子会社とした会社の経営管理およびそれに附帯する業務
従業員数	SFH: 48名 (連結: 7,841名、生命保険事業: 6,293名、損害保険事業: 1,078名、銀行事業: 438名、全社(共通): 32名)
資本金	19,900百万円

(注) SFHの従業員のうち、13名は生命保険事業、1名は損害保険事業、2名は銀行事業、32名は全社(共通)に属しています。

組織図 (2013年7月1日現在)



事業系統図 (2013年7月1日現在)



(注) 各事業の記載は、SFHのセグメント情報の分類に基づくもので、SFHの主要な関係会社について表示しています。

グループ各社の概要 (2013年7月1日現在)

生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都港区南青山 1丁目1番1号	生命保険業	70,000百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス 株式会社 100%
ソニーライフ・エイゴン生命保険 株式会社 (英文名: AEGON Sony Life Insurance Co., Ltd.)	2007年 8月29日	東京都渋谷区神宮前 5丁目52番2号	生命保険業	10,000百万円	ソニー生命保険 株式会社 50% エイゴン・インター ナショナルB.V. 50%
SA Reinsurance Ltd.	2009年 10月29日	イギリス領バミューダ (British Bermuda)	再保険業	5,000百万円	ソニー生命保険 株式会社 50% エイゴン・インター ナショナルB.V. 50%

損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都大田区蒲田 5丁目37番1号	損害保険業	20,000百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス 株式会社 100%

銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都千代田区神田 錦町3丁目26番地	銀行業	31,000百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス 株式会社 100%
株式会社スマートリンクネットワーク (英文名: SmartLink Network, Inc.)	2006年 9月1日	東京都港区南青山 1丁目1番1号	クレジットカード 決済事業	488百万円	ソニー銀行株式会社 57% 他4社

役員一覧(主要子会社) (2013年7月1日現在)

ソニー生命

役職名	氏名	SFHの主要子会社における兼職
代表取締役社長	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー損害保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
代表取締役	嶋岡 正充	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
取締役	住本 雄一郎	-
取締役	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー損害保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
常勤監査役	小泉 光廣	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)監査役
監査役	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー損害保険(株)監査役 ソニー銀行(株)監査役
監査役	藤井 信彦	ソニー損害保険(株)常勤監査役

ソニー損保

役職名	氏名	ソニーおよびSFHの主要子会社における兼職
代表取締役社長	丹羽 淳雄	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
取締役	佐久間 隆	-
取締役	福本 俊彦	-
取締役	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー生命保険(株)代表取締役社長 ソニー銀行(株)取締役
取締役	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
常勤監査役	藤井 信彦	ソニー生命保険(株)監査役
監査役	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー生命保険(株)監査役 ソニー銀行(株)監査役
監査役	中川 隆之	ソニー(株)総合管理部門 IFRS推進部マネジャー

ソニー銀行

役職名	氏名	ソニーおよびSFHの主要子会社における兼職
代表取締役社長	石井 茂	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
代表取締役副社長	鈴木 隆行	-
取締役	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー生命保険(株)代表取締役社長 ソニー損害保険(株)取締役
取締役	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー損害保険(株)取締役
取締役	長谷川 徹	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)経営企画部長
取締役	中島 徹	-
常勤監査役	杉山 慎治	-
監査役	竹中 英道	ソニー(株)総合管理部門 企画・業務管理部 国際企画課 統括課長
監査役	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー生命保険(株)監査役 ソニー損害保険(株)監査役

株式情報

資本金・株式の状況

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2004年4月1日 ^(注2)	2,000,000	2,000,000	500	500	175,877	175,877
2004年6月25日 ^(注3)	100,000	2,100,000	5,000	5,500	5,000	180,877
2007年10月10日 ^(注4)	75,000	2,175,000	14,400	19,900	14,400	195,277
2011年3月31日	-	2,175,000	-	19,900	-	195,277
2011年4月1日 ^(注5)	432,825,000	435,000,000	-	19,900	-	195,277

- (注) 1. 上記の発行済株式はすべて普通株式で、完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のないSFHにおける標準となる株式です。
 2. 会社設立によるものです。
 3. 100,000株(1株につき0.05株)の株主割当によるもので、発行価格は1株当たり100,000円、資本組入額は1株当たり50,000円です。
 4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるもので、1株当たりの発行価格は400,000円、引受価格は384,000円、資本組入額は192,000円で、払込金総額は28,800,000千円です。
 5. 2011年4月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。また、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

上場証券取引所 (2013年7月1日現在)

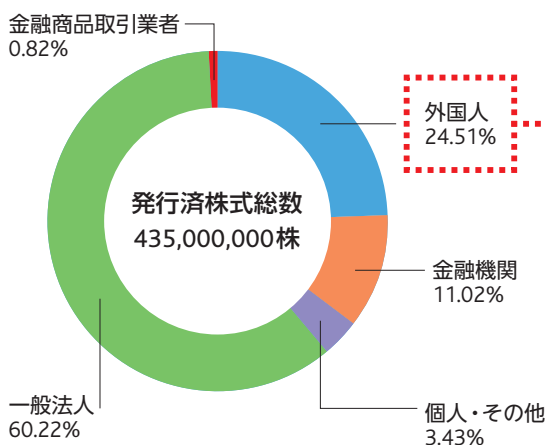
東京証券取引所市場第一部 (証券コード:8729)

大株主の状況 (2013年3月31日現在)

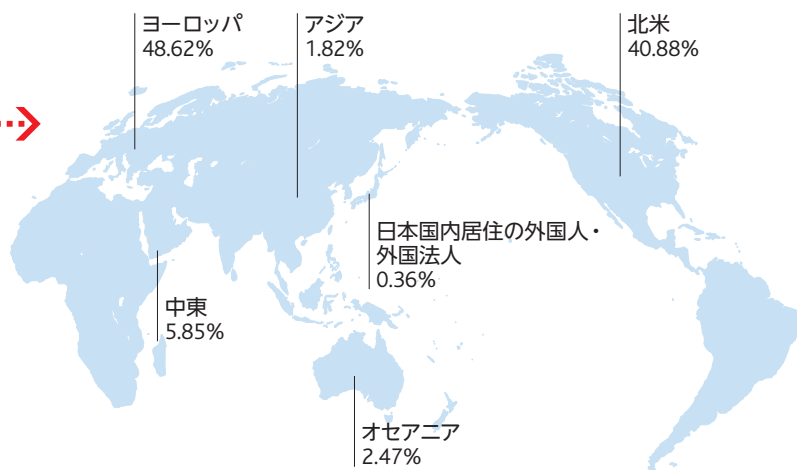
氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ソニー株式会社	261,000,000	60.00
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	21,163,740	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,576,600	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,160,191	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,336,800	1.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	6,061,768	1.39
サジャツプ	3,504,900	0.80
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	3,016,200	0.69
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,898,234	0.66
ソニーフィナンシャルホールディングス社員持株会	2,569,413	0.59

株式分布状況 (2013年3月31日現在)

所有者別



地域別(外国人)



配当政策

配当の状況

3月31日に終了した1年間		2011	2012	2013	2014(予想)
1株当たり配当金	期末	20円	20円	25円	25円
	中間	-	-	-	-
	年間	20円	20円	25円	25円
配当金総額(年間)		8,700百万円	8,700百万円	10,875百万円	-
配当性向(連結)		20.9%	26.5%	24.1%	29.4%
純資産配当率(連結)		3.1%	2.7%	2.8%	-

(注) 2011年4月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。2011年3月期の1株当たり配当金は、2011年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算出しています。

株主への利益配分の基本方針

SFHは、グループ各社の安定的な収益成長と資本効率の改善および適切な利益還元を通じ、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたくと考えています。

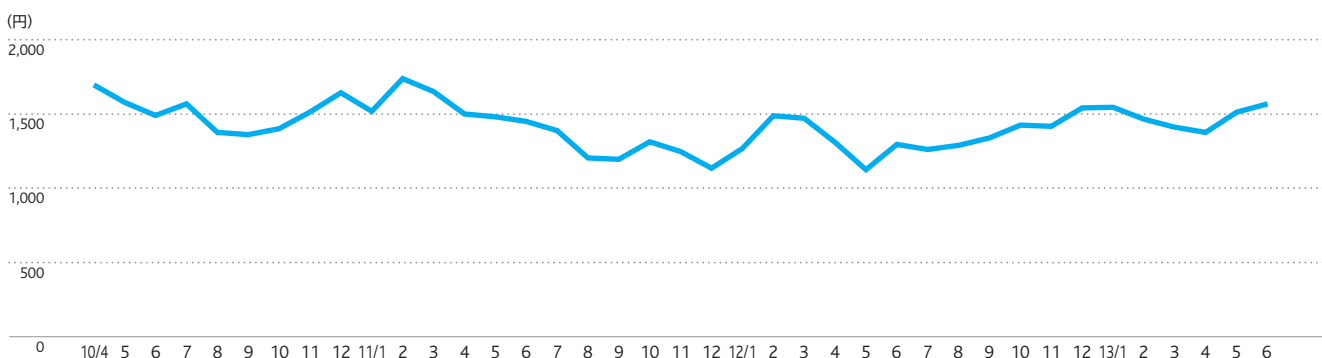
配当政策については、グループ各社における適切な健全性の確保と成長分野への投資のための内部留保を確保したうえで、安定的な配当の実施を基本方針としています。そのうえで、中長期の収益拡大に応じて配当を安定的に増やしていくことを目指し、中期的な配当性向目標として、グループ当期純利益の30%～40%の配当性向を目安としています。

各事業年度の配当額については、グループ各社のリスクに対する資本の十分性、投資機会、業績見通し、法令・内外規制動向などを総合的に勘案して決定します。

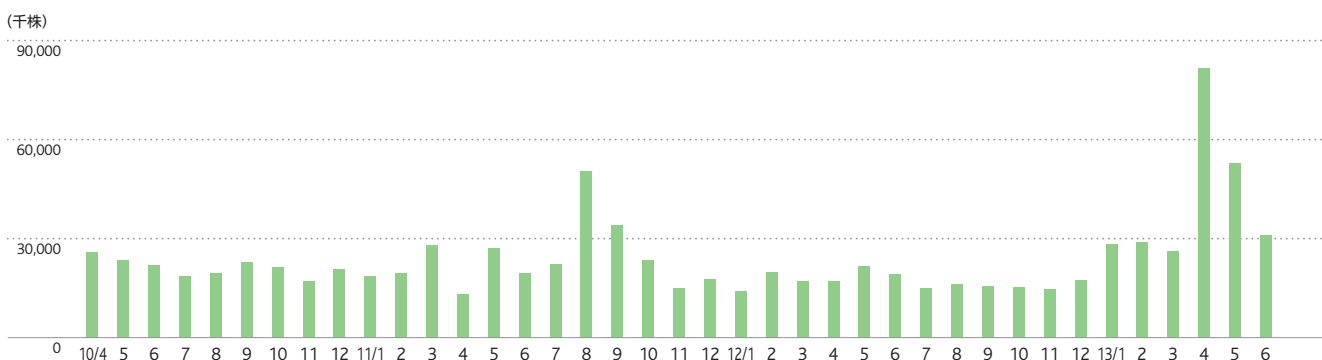
SFHは年1回、期末配当として剰余金の配当を行っています。また、SFHは中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

2013年3月期の期末配当については、業績や事業環境などを総合的に勘案し、前期の期末配当から1株につき5円増配し、1株につき25円、総額108億円とし、2013年6月25日開催の株主総会の決議により実施しました。

株価の推移



出来高の推移



沿革

1970s	1979年	8月	生命	「ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社」(現、ソニー生命)設立
1980s	1981年	4月	生命	ソニー・プルデンシャル生命、営業開始。ライフプランナー制度を発足
	1987年	7月	生命	ソニー・プルデンシャル生命、プルデンシャルとの合併契約終了に合意
1990s	1991年	4月	生命	商号を「ソニー生命保険株式会社」に改称
	1998年	6月	損保	「ソニーインシュアランスプランニング株式会社」(現、ソニー損保)設立
	1998年	8月	生命	ソニー生命、100%子会社「Sony Life Insurance (Philippines) Corporation」をフィリピン共和国に設立
	1999年	9月	損保	ソニーインシュアランスプランニング、商号を「ソニー損害保険株式会社」に改称 自動車保険の販売開始(9月～インターネット、10月～電話)
2000s	2001年	4月	銀行	「ソニー銀行株式会社」設立
	2001年	6月	銀行	ソニー銀行、営業開始。サービスサイト「MONEYKit」を開設
	2002年	6月	損保	ソニー損保、ガン重点医療保険の販売を開始
	2004年	4月	SFH	金融持株会社として「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」設立
	2007年	6月	銀行	ソニー銀行、100%子会社「ソニーバンク証券株式会社」を設立
	2007年	8月	生命	ソニー生命、「ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社」 (現、ソニーライフ・エイゴン生命)を設立
	2007年	10月	SFH	ソニーフィナンシャルホールディングス、東京証券取引所市場第一部に上場
	2008年	10月	生命	ソニー生命、北京駐在員事務所を開設
	2009年	7月	生命	ソニー生命、台北駐在員事務所を開設
	2009年	8月	生命	ソニーライフ・エイゴン・プランニング、金融庁から生命保険業免許を取得し、 商号を「ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社」に改称
	2009年	10月	生命	ソニー生命、変額年金再保険会社「SA Reinsurance Ltd.」をイギリス領バミューダに設立
2010s	2010年	6月	銀行	ソニー銀行、初の対面相談窓口 「住宅ローンプラザ」を開設  「住宅ローンプラザ」 外観
	2011年	4月	SFH	株式の分割、単元株制度の採用
	2011年	7月	銀行	ソニー銀行、「株式会社スマートリンクネットワーク」の57%株式を取得
	2011年	8月	銀行	ソニー銀行、シドニー駐在員事務所を開設
	2012年	8月	銀行	ソニー銀行、マネックスグループとの事業提携強化による金融商品仲介サービスの拡充を目的に ソニーバンク証券株式を同社へ譲渡
	2012年	12月	生命	ソニー生命、100%子会社Sony Life Insurance (Philippines) CorporationをParamount Life & General Insurance Corporationへ事業譲渡

財務セクション

SFH連結財務諸表

- 078 連結貸借対照表
- 080 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- 083 連結株主資本等変動計算書
- 085 連結キャッシュ・フロー計算書
- 086 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(2013年3月31日に終了した年度)
- 089 注記事項(2013年3月31日に終了した年度)

自己資本の充実の状況等について

- 102 定性的な開示事項
- 107 定量的な開示事項

SFH連結財務諸表

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2012年、2013年3月31日現在

当社の連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査証明を受けております。

また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、あらた監査法人の監査を受けています。

	百万円	
	2012	2013
資産の部		
現金及び預貯金	¥ 118,877	¥ 104,142
コールローン及び買入手形	66,300	107,088
金銭の信託	303,058	324,305
有価証券	5,531,585	6,202,333
貸出金	975,032	1,115,330
有形固定資産	75,169	73,217
土地	31,469	31,089
建物	41,906	39,696
リース資産	208	302
建設仮勘定	—	672
その他の有形固定資産	1,585	1,456
無形固定資産	36,636	38,232
ソフトウェア	35,661	37,944
のれん	839	258
その他の無形固定資産	135	29
再保険貸	79	110
外国為替	8,936	7,954
その他資産	92,416	107,345
繰延税金資産	34,171	17,980
支払承諾見返	1,000	—
貸倒引当金	△1,848	△1,877
資産の部合計	¥7,241,414	¥8,096,164

百万円

	2012	2013
負債の部		
保険契約準備金	¥4,963,025	¥5,601,060
支払備金	48,233	53,246
責任準備金	4,910,669	5,543,540
契約者配当準備金	4,122	4,273
代理店借	1,664	2,431
再保険借	647	600
預金	1,760,853	1,857,302
コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000
借入金	2,000	2,000
外国為替	35	87
社債	10,000	20,000
その他負債	93,563	106,365
賞与引当金	2,944	3,085
退職給付引当金	21,547	24,216
役員退職慰労引当金	354	411
特別法上の準備金	25,386	32,344
価格変動準備金	25,380	32,344
金融商品取引責任準備金	6	-
繰延税金負債	-	275
再評価に係る繰延税金負債	589	536
支払承諾	1,000	-
負債の部合計	6,893,613	7,660,719
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,900	19,900
資本剰余金	195,277	195,277
利益剰余金	98,677	135,160
株主資本合計	313,854	350,337
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	36,949	88,329
繰延ヘッジ損益	△2,414	△3,047
土地再評価差額金	△1,395	△1,513
為替換算調整勘定	△453	-
その他の包括利益累計額合計	32,685	83,767
少数株主持分	1,260	1,339
純資産の部合計	347,800	435,444
負債及び純資産の部合計	¥7,241,414	¥8,096,164

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2012年、2013年3月31日に終了した1年間

(1) 連結損益計算書

	百万円	
	2012	2013
経常収益	¥1,078,070	¥1,259,041
生命保険事業	965,555	1,140,184
保険料等収入	815,382	925,075
保険料	813,930	923,672
再保険収入	1,452	1,402
資産運用収益	133,670	199,549
利息及び配当金等収入	97,649	108,153
金銭の信託運用益	5,278	5,259
有価証券売却益	7,592	2,522
その他運用収益	12	13
特別勘定資産運用益	23,137	83,601
その他経常収益	16,501	15,559
損害保険事業	80,094	84,711
保険引受収益	79,172	83,615
正味収入保険料	79,141	83,582
積立保険料等運用益	31	33
資産運用収益	873	1,021
利息及び配当金収入	874	1,027
有価証券売却益	23	26
有価証券償還益	6	-
積立保険料等運用益振替	△31	△33
その他経常収益	48	74
銀行事業	32,420	34,145
資金運用収益	24,871	25,954
貸出金利息	13,270	13,877
有価証券利息配当金	11,540	12,007
コールローン利息及び買入手形利息	13	13
預け金利息	45	55
その他の受入利息	1	0
役務取引等収益	4,752	5,260
その他業務収益	2,740	2,815
外国為替売買益	1,764	1,874
その他の業務収益	976	940
その他経常収益	56	114

(次頁に続く)

百万円

	2012	2013
経常費用	¥1,003,444	¥1,179,789
生命保険事業	898,925	1,069,007
保険金等支払金	287,451	293,938
保険金	69,002	71,065
年金	8,577	9,571
給付金	42,209	46,809
解約返戻金	163,274	161,873
その他返戻金	2,302	2,649
再保険料	2,085	1,968
責任準備金等繰入額	471,593	630,575
支払備金繰入額	—	607
責任準備金繰入額	471,576	629,955
契約者配当金積立利息繰入額	17	12
資産運用費用	14,167	11,450
支払利息	55	43
有価証券売却損	2,607	1,587
有価証券評価損	1,692	327
金融派生商品費用	—	226
為替差損	1,373	1,253
貸倒引当金繰入額	2	21
賃貸用不動産等減価償却費	2,257	2,000
その他運用費用	6,178	5,990
事業費	105,324	108,849
その他経常費用	20,388	24,192
損害保険事業	76,674	81,704
保険引受費用	57,673	61,401
正味支払保険金	45,032	47,153
損害調査費	5,081	5,656
諸手数料及び集金費	972	945
支払備金繰入額	3,287	4,407
責任準備金繰入額	3,298	3,238
その他保険引受費用	0	0
資産運用費用	4	7
有価証券売却損	0	3
有価証券償還損	4	3
営業費及び一般管理費	18,918	20,279
その他経常費用	77	16

(次頁に続く)

連結損益計算書(続き)

	百万円	
	2012	2013
銀行事業	¥ 27,844	¥ 29,077
資金調達費用	8,798	7,811
預金利息	6,879	6,296
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	10
借入金利息	95	86
社債利息	23	61
金利スワップ支払利息	1,784	1,355
その他の支払利息	4	0
役員取引等費用	1,416	1,546
その他業務費用	735	2,568
営業経費	16,322	16,760
その他経常費用	571	389
経常利益	74,625	79,252
特別利益	99	-
固定資産等処分益	0	-
退職給付引当金戻入額	99	-
特別損失	9,073	9,257
固定資産等処分損	77	113
減損損失	274	962
特別法上の準備金繰入額	8,568	6,964
価格変動準備金繰入額	8,568	6,964
関係会社株式売却損	-	1,216
その他特別損失	153	0
契約者配当準備金繰入額	958	2,104
税金等調整前当期純利益	64,693	67,890
法人税及び住民税等	28,361	29,366
法人税等調整額	3,505	△6,620
法人税等合計	31,867	22,746
少数株主損益調整前当期純利益	32,825	45,143
少数株主利益	13	78
当期純利益	¥ 32,812	¥ 45,064

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

	百万円	
	2012	2013
少数株主損益調整前当期純利益	¥32,825	¥45,143
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28,422	51,381
繰延ヘッジ損益	△855	△633
土地再評価差額金	103	△118
為替換算調整勘定	△122	453
持分法適用会社に対する持分相当額	1	△1
その他の包括利益合計	27,550	51,082
包括利益	¥60,376	¥96,225
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	¥60,362	¥96,146
少数株主に係る包括利益	¥ 13	¥ 78

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2012年、2013年3月31日に終了した1年間

	百万円	
	2012	2013
株主資本		
資本金		
当期首残高	¥ 19,900	¥ 19,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	19,900	19,900
資本剰余金		
当期首残高	195,277	195,277
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	195,277	195,277
利益剰余金		
当期首残高	74,565	98,677
当期変動額		
剰余金の配当	△8,700	△8,700
当期純利益	32,812	45,064
土地再評価差額金の取崩	-	118
当期変動額合計	24,112	36,482
当期末残高	98,677	135,160
株主資本合計		
当期首残高	289,742	313,854
当期変動額		
剰余金の配当	△8,700	△8,700
当期純利益	32,812	45,064
土地再評価差額金の取崩	-	118
当期変動額合計	24,112	36,482
当期末残高	313,854	350,337

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書(続き)

	百万円	
	2012	2013
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	¥ 8,525	¥ 36,949
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,424	51,380
当期変動額合計	28,424	51,380
当期末残高	36,949	88,329
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1,558	△2,414
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△855	△633
当期変動額合計	△855	△633
当期末残高	△2,414	△3,047
土地再評価差額金		
当期首残高	△1,499	△1,395
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	103	△118
当期変動額合計	103	△118
当期末残高	△1,395	△1,513
為替換算調整勘定		
当期首残高	△331	△453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△122	453
当期変動額合計	△122	453
当期末残高	△453	-
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,135	32,685
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,550	51,082
当期変動額合計	27,550	51,082
当期末残高	32,685	83,767
少数株主持分		
当期首残高	-	1,260
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,260	78
当期変動額合計	1,260	78
当期末残高	1,260	1,339
純資産合計		
当期首残高	294,877	347,800
当期変動額		
剰余金の配当	△8,700	△8,700
当期純利益	32,812	45,064
土地再評価差額金の取崩	-	118
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,811	51,161
当期変動額合計	52,923	87,643
当期末残高	¥347,800	¥435,444

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2012年、2013年3月31日に終了した1年間

	百万円	
	2012	2013
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	¥ 64,693	¥ 67,890
賃貸用不動産等減価償却費	2,257	2,000
減価償却費	6,032	7,784
減損損失	274	962
のれん償却額	560	580
支払備金の増減額(△は減少)	△930	5,015
責任準備金の増減額(△は減少)	474,875	633,193
契約者配当準備金積立利息繰入額	17	12
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	958	2,104
貸倒引当金の増減額(△は減少)	274	28
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,088	2,913
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△87	57
価格変動準備金の増減額(△は減少)	8,568	6,964
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	1	0
利息及び配当金等収入	△123,395	△135,136
有価証券関係損益(△は益)	△36,774	△87,294
支払利息	8,853	7,855
為替差損益(△は益)	5,355	△35,508
有形固定資産関係損益(△は益)	78	69
持分法による投資損益(△は益)	1,179	1,718
貸出金の純増(△)減	△113,103	△134,664
預金の純増減(△)	111,022	96,408
外国為替(資産)の純増(△)減	△503	981
外国為替(負債)の純増減(△)	18	51
その他	28,269	27,437
小計	441,584	471,428
利息及び配当金等の受取額	132,119	146,015
利息の支払額	△9,192	△8,330
契約者配当金の支払額	△1,692	△1,966
法人税等の支払額	△38,554	△26,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	524,264	580,882
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△500	△4,942
金銭の信託の減少による収入	6,000	5,300
有価証券の取得による支出	△1,037,882	△973,738
有価証券の売却・償還による収入	563,557	462,518
貸付けによる支出	△48,888	△47,927
貸付金の回収による収入	23,333	21,144
その他	-	△53
資産運用活動計	△494,379	△537,698
営業活動及び資産運用活動計	29,884	43,184
有形固定資産の取得による支出	△955	△1,599
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	△14,880	△11,869
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	346	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,035
子会社株式の取得による支出	-	△30
事業譲受による支出	△2,328	-
その他	△1	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△512,198	△550,159
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	9,962	9,965
配当金の支払額	△8,696	△8,697
債権流動化による収支	550	△6,500
その他	△33	214
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,782	△5,017
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	47
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	13,848	25,752
現金及び現金同等物の期首残高	161,803	175,651
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 175,651	¥ 201,404

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(2013年3月31日に終了した年度)

1. 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社スマートリンクネットワークの4社です。
ソニーバンク証券株式会社は、当社の銀行子会社(ソニー銀行株式会社)が全株式を譲渡したことにより、Sony Life Insurance (Philippines) Corporationは、当社の生命保険子会社(ソニー生命保険株式会社)が全株式を譲渡したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

連結の範囲から除外した子会社は、株式会社リプラ1社です。同社は、総資産、経常収益、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

持分法適用の関連会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.の2社です。

持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社は、株式会社リプラ1社です。同社は、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年 その他 2～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来、一部の有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、親会社との会計方針の統一を目的として、当連結会計年度より将来にわたり定額法に変更しております。この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却費が422百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が422百万円増加しております。

(4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(10) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(11) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(12) ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(14) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

(15) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年(1996年)大蔵省告示第48号)
- ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

注記事項(2013年3月31日に終了した年度)

1. 連結貸借対照表関係

1 貸出金のうち、破綻先債権は150百万円(貸倒引当金控除前)、延滞債権は1,534百万円(貸倒引当金控除前)であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年(1965年)政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,220百万円(貸倒引当金控除前)であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

3 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,905百万円(貸倒引当金控除前)であります。

4 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

○ 再評価を行った年月日 2002年3月31日

○ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…… △261百万円

上記金額のうち賃貸等不動産に係るもの…………… △398百万円

5 有形固定資産の減価償却累計額は、24,801百万円であります。

6 生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、550,624百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式7,938百万円を含んでおります。なお、このうち共同支配企業に対する投資額は7,830百万円であります。

8 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高……………	4,122百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額……………	1,966百万円
利息による増加等……………	12百万円
契約者配当準備金繰入額……………	2,104百万円
当連結会計年度末残高……………	4,273百万円

9 担保に供している資産は次のとおりであります。

○ 担保に供している資産

有価証券 10,543百万円

○ 担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形 10,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券67,660百万円を差し入れております。

10 1株当たり純資産額は、997円94銭であります。

11 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(i) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(ALM)を行っております。また、その一環として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(ii) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、満期保有目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、発行体の信用リスク、株式の価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出債権とヘッジ手段の金利スワップとが3カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、当社が保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

(iii) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。
- (b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門が定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。
- (c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個人向け貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備し運営しております。

法人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、外部格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信管理に関する体制を整備しリスク管理を実施しております。有価証券の発行体の信用リスク、及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティー・リスク等の市場与信リスク管理に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

これらの与信管理は、リスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議を開催し、リスク管理状況について報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

○ 金利リスク

リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。リスク管理部門においては、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

○ 為替リスク

為替リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。なお、為替リスクをヘッジするための先物為替予約取引も行っております。

○ 株式リスク

株式リスクに関しては、リスク管理部門において、規程に定められた方法により定期的にリスク量の分析を行っております。これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

○ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

- (b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

○ 金利リスク

取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した、資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

○ 価格変動リスク

価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として保有しているものであり、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

- (c) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

○ 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALMに関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日常的にはリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的

に把握し、バリュー・アット・リスク(VaR)や金利感応度分析等によりモニタリング、及び規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMにより、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

○ 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い行われております。このうち、資産運用部門では外部から主に有価証券の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの軽減を図っております。

○ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

○ 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である、金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸付金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面10営業日の損益に与える影響額を分散共分散法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。2013年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において564百万円であります。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利及び為替における相関は考慮されておりますが、その他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門において流動性リスクを管理しております。これらの情報は経理部門及びリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告されております。
- (b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。
- (c) 銀行子会社においては、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また市場流動性リスクの管理については、各種取扱い商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。上記の流動性リスク管理については、いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(iv) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

3月31日現在	百万円		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
1. 現金及び預貯金	¥ 104,142	¥ 104,142	¥ -
2. コールローン及び買入手形	107,088	107,088	-
3. 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	442	442	-
その他の金銭の信託	323,862	323,862	-
4. 有価証券			
売買目的有価証券	527,787	527,787	-
満期保有目的の債券	3,956,120	4,514,661	558,540
その他有価証券	1,686,076	1,686,076	-
5. 貸出金	1,115,330		
貸倒引当金*1	△1,422		
貸出金(貸倒引当金控除後)	1,113,908	1,214,326	100,418
資産計	¥7,819,427	¥8,478,386	¥658,958
1. 預金	¥1,857,302	¥1,858,948	¥ 1,646
2. コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	-
3. 社債	20,000	20,112	112
負債計	¥1,887,302	¥1,889,060	¥ 1,758
デリバティブ取引*2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	¥ [171]	¥ [171]	¥ -
ヘッジ会計が適用されているもの	[12,675]	[12,675]	-
デリバティブ取引計	¥ [12,846]	¥ [12,846]	¥ -

*1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、[]で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

1. 現金及び預貯金、2. コールローン及び買入手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券(債券)については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「13. 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

4. 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「12. 有価証券に関する事項」に記載しております。

5. 貸出金

① 銀行事業の貸出金

将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

② 生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

負債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

(2) コールマネー及び売渡手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債は、取引所等の価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「14. デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

	百万円
	2013
	連結貸借対照表計上額
3月31日現在	
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式*1	¥ 7,938
② ①以外の非上場株式*1	4
③ 組合出資金*2	24,406
合計	¥32,349

*1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

*2 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注) 当連結会計年度において、組合出資金について、34百万円の減損処理を行っております。なお、連結会計年度末の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	百万円			
	2013			
3月31日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	¥104,142	¥ -	¥ -	¥ -
コールローン及び買入手形	107,088	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	5,049	20,030	31,124	3,889,229
公社債	4,749	20,030	30,924	3,834,229
国債・地方債	3,751	18,166	28,023	3,811,310
社債	998	1,864	2,901	22,919
その他	300	-	200	55,000
その他有価証券のうち満期があるもの	166,562	517,474	245,274	616,900
公社債	70,607	208,846	204,206	616,900
国債・地方債	30,401	101,778	144,077	616,850
社債	40,206	107,068	60,129	50
その他	95,955	308,627	41,068	-
貸出金*	16,717	78,536	53,945	820,807
合計	¥399,559	¥616,042	¥330,345	¥5,326,936

* 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付等145,019百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	百万円					
	2013					
3月31日現在	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金*	¥1,779,125	¥18,221	¥16,661	¥ 3,356	¥ 2,840	¥37,095
コールマネー及び売渡手形	10,000	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	10,000	10,000	-
合計	¥1,789,125	¥18,221	¥16,661	¥13,356	¥12,840	¥37,095

* 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

12 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

	百万円
	2013
3月31日現在	
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	¥70,801

(2) 満期保有目的の債券

	百万円		
	2013		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
3月31日現在			
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	¥3,912,282	¥4,461,903	¥549,621
国債・地方債	3,883,367	4,429,415	546,047
社債	28,914	32,488	3,574
その他	43,838	52,757	8,919
小計	3,956,120	4,514,661	558,540
合計	¥3,956,120	¥4,514,661	¥558,540

(注) 時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(3) その他有価証券

	百万円		
	2013		
	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
3月31日現在			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	¥1,136,292	¥1,054,243	¥ 82,048
国債・地方債	930,231	850,896	79,335
社債	206,060	203,347	2,713
株式	18,394	11,591	6,803
その他	378,134	365,029	13,104
小計	1,532,821	1,430,864	101,956
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	56,874	57,392	△ 518
国債・地方債	50,770	51,235	△ 464
社債	6,103	6,157	△ 53
株式	3,850	3,898	△ 47
その他	92,528	94,186	△ 1,657
小計	153,254	155,477	△ 2,223
合計	¥1,686,076	¥1,586,342	¥ 99,733

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4百万円)及びその他の証券(同24,406百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	百万円		
	2013		
3月31日に終了した1年間	売却額	売却益	売却損
公社債	¥ 23,343	¥ 174	¥ 86
国債・地方債	22,954	168	82
社債	389	6	3
株式	15,648	2,003	380
その他	63,243	1,165	1,228
合計	¥102,235	¥3,343	¥1,695

(6) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

なお、当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある有価証券(株式)について、327百万円の減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

13 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

	百万円	
	2013	
3月31日現在	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	¥442	¥-

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	百万円				
	2013				
3月31日現在	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	¥323,862	¥285,656	¥38,206	¥38,206	¥-

(注) 1. 本表には合同運用の金銭信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(4) 減損処理を行った金銭の信託

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

なお、当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

14 デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

3月31日現在 区分 種類		百万円			
		2013			
		契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	¥20,000	¥-	¥△119	¥△119
合計		¥ -	¥-	¥△119	¥△119

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値により算定しております。

② 通貨関連取引

3月31日現在 区分 種類		百万円			
		2013			
		契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約				
	売建	¥46,407	¥-	¥ △55	¥ △55
	買建	91,703	-	△297	△297
	外国為替証拠金				
	売建	47,646	-	△619	△619
	買建	10,587	-	916	916
	通貨オプション				
	売建	1,036	-	△6	7
	通貨先渡				
	買建	7,559	-	10	10
合計		¥ -	¥-	¥ △52	¥ △37

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 金利関連取引

3月31日現在 ヘッジ会計の方法			百万円		
			2013		
種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	¥ 79,195	¥ 74,491	¥ △2,811
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)	378,446	332,030	△19,225
合計			¥ -	¥ -	¥△22,036

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象にかかる損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定：割引現在価値により算定しております。

② 通貨関連取引

			百万円		
			2013		
3月31日現在 ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る					
損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	¥45,300	¥3,500	¥9,361
合計			¥ -	¥ -	¥9,361

(注) 1. 主としてヘッジ対象にかかる損益を認識する方法によっております。
2. 時価の算定: 割引現在価値等により算定しております。

15 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

		百万円
		2013
3月31日現在		
退職給付債務		¥△36,369
年金資産		8,933
未積立退職給付債務		△27,436
会計基準変更時差異の未処理額		828
未認識数理計算上の差異		4,491
未認識過去勤務債務		△258
連結貸借対照表計上額純額		△22,374
前払年金費用		1,841
退職給付引当金		¥△24,216

(注) 当社は、退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

		百万円
		2013
3月31日に終了した1年間		
勤務費用		¥ 2,955
利息費用		325
期待運用収益		△409
会計基準変更時差異の費用処理額		414
数理計算上の差異の費用処理額		898
過去勤務債務の費用処理額		△129
その他		360
退職給付費用		¥ 4,416

(注) 1. 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。
2. 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額等であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		2013
3月31日に終了した1年間		
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準又はポイント基準	
割引率		0.6～1.9%
期待運用収益率		3.0～5.6%
過去勤務債務の額の処理年数		10年
数理計算上の差異の処理年数		7～17年
会計基準変更時差異の処理年数		15年

16 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6～43年と見積もり、割引率は1.5～2.5%を使用して資産除去債務の計算をしております。

(3) 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	663百万円
取得に伴う増加額	35百万円
時の経過による調整額	14百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	713百万円

17 賃貸等不動産に関する事項は次のとおりであります。

生命保険子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。2013年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、3,404百万円(主な賃貸収益は生命保険事業の「利息及び配当金等収入」に、主な賃貸費用は生命保険事業の「賃貸用不動産等減価償却費」及び「その他運用費用」に計上)、減損損失は、877百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。なお、時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価又は売却予定価額に基づいております。

	百万円
3月31日現在	2013
連結貸借対照表計上額	
当連結会計年度期首残高	¥ 65,460
当連結会計年度増減額	△4,360
当連結会計年度末残高	61,099
当連結会計年度末の時価	¥ 79,579

(注) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

18 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,275百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,892百万円あります。

19 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。

20 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、9,661百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

2. 連結損益計算書関係

- 1 1株当たり当期純利益金額は、103円60銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

算定上の基礎である当期純利益は45,064百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。なお、普通株式の期中平均株式数は435,000千株であります。

3. 連結包括利益計算書関係

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりであります。

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	76,768百万円
組替調整額	△2,002百万円
税効果調整前	74,765百万円
税効果額	△23,383百万円
その他有価証券評価差額金	51,381百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△2,778百万円
組替調整額	1,795百万円
税効果調整前	△983百万円
税効果額	350百万円
繰延ヘッジ損益	△633百万円
土地再評価差額金	
当期発生額	△170百万円
組替調整額	—
税効果調整前	△170百万円
税効果額	52百万円
土地再評価差額金	△118百万円
為替換算調整勘定	
当期発生額	109百万円
組替調整額	344百万円
税効果調整前	453百万円
税効果額	—
為替換算調整勘定	453百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	△2百万円
組替調整額	0百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△1百万円
その他の包括利益合計	51,082百万円

4. 連結株主資本等変動計算書関係

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

3月31日に終了した1年間	千株			
	2013			
	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	-	-	435,000
合計	435,000	-	-	435,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2012年6月22日定時株主総会	普通株式	8,700百万円	20円	2012年3月31日	2012年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2013年6月25日定時株主総会	普通株式	10,875百万円	利益剰余金	25円	2013年3月31日	2013年6月26日

5. 連結キャッシュ・フロー計算書関係

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

3月31日現在	百万円
	2013
現金及び預貯金	¥104,142
生命保険子会社のコールローン	97,088
損害保険子会社の取得日から3カ月以内に償還期限の到来する有価証券	174
現金及び現金同等物	¥201,404

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社およびその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準(平成18年(2006年)3月27日金融庁告示第20号、以下「連結自己資本比率告示」)」に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団(以下、「持株会社グループ」)に属する連結子会社を、2012年3月期はソニー銀行、ソニーバンク証券、スマートリンクネットワークおよびリプラの4社、2013年3月期はソニー銀行、スマートリンクネットワークおよびリプラの3社としております。2012年3月期までは保険子会社であるソニー生命、Sony life Insurance (Philippines)、ソニー損保の3社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社を連結の範囲に含めず算出しており、2013年3月期は保険子会社であるソニー生命、ソニー損保の2社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社を連結の範囲に含めず算出しております。また、上述の保険子会社および持分法適用会社を同告示第20条第1項第2号ハ(保険子法人等)に掲げる自己資本控除項目の対象として算出しております。一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社としては、ソニー生命、Sony Life Insurance (Philippines)、ソニー損保、ソニー銀行、ソニーバンク証券、スマートリンクネットワークの6社、持分法適用会社としては、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社となっています。なお、ソニーバンク証券については、2012年8月1日付にて、Sony Life Insurance (Philippines)については、2012年12月6日付にて連結業績の範囲から外れました。

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、スマートリンクネットワーク、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの業務内容については、本誌P20～31をご参照ください。

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人、同告示第20条第1項第2号イおよびロに掲げる控除項目の対象となる会社、銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの、または同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社は、いずれも存在しません。

連結自己資本比率告示上の持株会社グループは、前述のとおり、2012年3月期は当社とソニー銀行、ソニーバンク証券、スマートリンクネットワークおよびリプラの5社、2013年3月期は当社とソニー銀行、スマートリンクネットワークおよびリプラの4社であり、当社と両社間の資金および自己資本の移動に係る制限等は特段行っておりませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本については、基本的項目(Tier 1)を普通株式の発行により調達しています。株主は、ソニー株式会社(持株比率60.0%)および一般株主(持株比率40.0%)です。また、補完的項目(Tier 2)として、期限付劣後借入金により調達を行っています。

2013年3月末時点の自己資本調達手段は次表のとおりです。

	自己資本調達手段	株数、金額	概要
基本的項目(Tier 1)	普通株式	2,175千株	
補完的項目(Tier 2)	期限付劣後借入金	2,000百万円	ステップアップ金利特約付、期間10年(期日一括返済、2018年6月29日満期)但し5年目以降の利息支払期日に期限前返済が可能

3. 連結自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、連結自己資本比率告示に基づいて算出した、2013年3月末時点の連結自己資本比率は9.88%(Tier1比率29.95%)と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出にあたっては、信用リスクについては標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しています。

また、連結自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。資本配賦は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して、その特性に応じた方法でリスク量を計測し、ソニー銀行の経営体力(自己資本)の範囲で資本の割り当てを行うものです。当社は、「リスク管理ガイドライン」の設定等により、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準ならびに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本ならびに持株会社グループの連結自己資本の十分性の確保を図っています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる当社事業計画ならびにソニー銀行を含むグループ会社の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを図るとともに、業務拡大によるリスクの増加に対応して、必要に応じて増資等による自己資本増強を図ってまいります。

連結自己資本比率告示上の持株会社グループに属する当社、ならびにソニー銀行の連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、銀行持株会社である当社単体が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さく、かつ当社単体では子会社株式保有以外の有価証券投資、貸出、金融派生商品取引等は行っていないため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、ソニーフィナンシャルグループ全体としてのリスク管理を推進しています。ソニーフィナンシャルグループにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P60～61の「リスク管理」をご参照ください。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

① 個人与信リスク

「個人与信リスク」は、個人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等にかかる方策を講じる役割を担い、取締役会は個人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、個人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人与信リスクは、住宅ローン、目的別ローン、カードローン、クレジットカード、その他個人与信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、個人与信リスク所管部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先(要管理先を除く)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた貸倒実績率等に基づき引き当てることとしています。要管理先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額に対し一定の割合を引き当てることとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証や債権譲渡による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てることとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証や債権譲渡による回収可能見込額を控除した残高を引き当てることとしています。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。また、債権譲渡による回収可能見込額の控除においては、個別の債権に対して個々に回収可能見込額を控除している場合のほか、特に小口債権では債権額に対して実績から算出した平均的な債権譲渡率を乗じて控除している場合があります。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

② 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、および市場取引における契約相手の財務状況の悪化などにより、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等にかかる方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引(デリバティブ)、およびその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として外部格付機関の格付けに基づくリスク所要資本極度等の設定、各種ガイドラインの設定、およびクレジットモニタリングステージの設定を行い、設定した極度額やガイドライン等の遵守状況をモニタリング、報告し、極度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取締役会に報告しています。

なお、保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い分類し、問題債権の管理を行います。

③ 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等にかかる方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取りおよびローンパーティシペーション、ソニー銀行子会社向け与信(貸出、支払承諾等)を管理の対象としています。当該対象与信は、法人与信リスク所管部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先(要管理先を除く)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた貸倒実績率等に基づき引き当てることとしています。要管理先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額に対し一定の割合を引き当てることとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てることとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残高を引き当てることとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社ならびにソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、目的別ローン、カードローンの個人向け貸出(ローン)、およびシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、さらに債権回収会社(サービサー)へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがあります。このうちバーゼルⅡにおける信用リスク削減手法の対象の全貸出エクスポージャーに対する比率は2.83%であり、過度の集中はございません。また、クレジットカード債権につきましても、十分な分散が図られています。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブの取組みにあたっては、プロテクションの提供者の格付けに応じて取引限度額を定め、特定の提供者に偏ることのないように制限をかけています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットリング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結する上で、かかる法的有効性について確認を行っています。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、および市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額(Value at Risk)を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理をしています。また、信用リスクへの対応として、取引先の格付け、取引期間に応じて、与信限度額を設定し、管理を行っています。これらの限度額については、資本配賦に基づいて経営体力の範囲で設定しています。なお、担保による保全および引当金の算定は行っていません。また、万一ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化商品のリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを把握することで、適切なリスク管理に努めることとしています。また、格付けや満期までの期間に応じた取引限度額を設け、リスク管理を行うこととしています。なお、2013年3月末時点において、直接の証券化エクスポージャーの保有残高はありません。そのため、以下の、(2)～(11)については該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

(6) 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

(7) 連結グループの子法人等および関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

(8) 証券化取引に関する会計方針

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

8. マーケット・リスクに関する事項

当社は、連結自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によって同社が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によって同社が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により同社が損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為または契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害などにより会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクと捉えています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等にかかると、適切なリスク管理体制の構築を行います。

リスク所管部署は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社ならびにソニー銀行は基礎的手法を採用しています。

定量的な開示事項

1. 連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

3月31日現在		百万円	
項目		2012	2013
自己資本	資本金	¥ 19,900	¥ 19,900
	資本剰余金	195,277	195,277
	利益剰余金	6,891	12,210
	その他有価証券の評価差損(△)	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,260	1,339
	のれん相当額等(△)	839	258
基本的項目 計	[A]	222,489	228,468
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		-	-
	一般貸倒引当金	835	834
	負債性資本調達手段等	2,000	2,000
	告示第18条第1項第3号に掲げるもの	-	-
	告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	2,000	2,000
補完的項目 計	[B]	2,835	2,834
準補完的項目 計	[C]	-	-
自己資本総額[A+B+C]	[D]	225,324	231,302
	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	155,881	155,881
控除項目 計	[E]	155,881	155,881
自己資本額[D]-[E]	[F]	69,443	75,421
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	628,692	701,516
	オフ・バランス取引等項目	6,254	5,398
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	49,708	55,756
リスク・アセット等合計	[G]	684,656	762,671
連結総所要自己資本額	[G]×4%	27,386	30,506
自己資本比率(国内基準)	[F]/[G]	10.14%	9.88%
参考:Tier 1比率(国内基準)	[A]/[G]	32.49%	29.95%

- (注) 1. 「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準」(平成18年(2006年)3月27日金融庁告示第20号)に基づき算出しております。なお、2012年3月期は平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月期は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しております。当社は国内基準を採用しております。
2. のれん相当額等は、連結自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号に掲げるものです。
3. 2012年3月期はソニー生命保険株式会社、Sony life Insurance (Philippines) Corporation、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.を連結の範囲に含めず算出しており、2013年3月期はソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.を連結の範囲に含めず算出しております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

3月31日現在	2012		2013	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
資産(オン・バランス)項目	¥628,692	¥25,147	¥701,516	¥28,060
(i) ソブリン向け	23,966	958	24,854	994
(ii) 金融機関向け	55,031	2,201	50,313	2,012
(iii) 法人等向け	160,889	6,435	179,840	7,193
(iv) 中小企業等・個人向け	192,566	7,702	231,924	9,276
(v) 抵当権付住宅ローン	173,909	6,956	192,399	7,695
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	266	10	282	11
(viii) その他	22,062	882	21,900	876
(ix) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
オフ・バランス項目	6,254	250	5,398	215
合計	¥634,947	¥25,397	¥706,914	¥28,276

(2) 連結所要自己資本額

3月31日現在	2012	2013
信用リスク(標準的手法)	¥25,397	¥28,276
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,988	2,230
連結総所要自己資本額	¥27,386	¥30,506

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。
 3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

4. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類の内訳

・業種別または取引相手別エクスポージャーの期末残高

3月31日現在	2012				2013			
	信用リスク エク スポージャー 期末残高	うち貸出金	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち有価証券	三月以上 延滞 エク スポージャー	信用リスク エク スポージャー 期末残高	うち貸出金	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち有価証券	三月以上 延滞 エク スポージャー
ソブリン向け	¥ 670,022	¥ 2,531	¥589,901	¥ -	¥ 582,326	¥ 3,039	¥529,890	¥ -
金融機関向け	209,614	3,850	127,973	-	232,913	3,350	152,577	-
法人等向け	264,055	72,338	188,007	-	323,718	97,005	224,328	-
中小企業等・個人向け	262,194	260,454	-	285	318,721	317,082	-	290
抵当権付住宅ローン	496,883	496,926	-	-	549,712	549,747	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	22,132	-	-	-	21,980	-	-	-
合計	¥1,924,903	¥836,100	¥905,882	¥285	¥2,029,373	¥970,226	¥906,796	¥290

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーであり、上記の290百万円はすべて国内業務にかかるものです。
 2. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額の合計で、個別貸倒引当金控除後の金額です。

● ソニー銀行(単体)の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

3月31日現在	2012			2013		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -
証書貸付	827,293	1,572	828,865	960,488	2,883	963,371
当座貸越	6,715	0	6,716	6,854	0	6,854
割引手形	-	-	-	-	-	-
合計	¥834,008	¥1,573	¥835,582	¥967,342	¥2,883	¥970,226

● ソニー銀行(単体)の貸出金の残存期間別期末残高

3月31日現在	2012		
	固定金利	変動金利	合計
1年以内	¥ 59	¥ 15,140	¥ 15,200
1年超3年以下	1,108	26,173	27,281
3年超5年以下	2,237	36,261	38,498
5年超7年以下	3,858	8,952	12,810
7年超10年以下	12,846	11,149	23,995
10年超	468,106	249,688	717,794
合計	¥488,216	¥347,365	¥835,582

3月31日現在	2013		
	固定金利	変動金利	合計
1年以内	¥ 60	¥ 16,618	¥ 16,678
1年超3年以下	1,151	43,265	44,416
3年超5年以下	3,947	30,363	34,311
5年超7年以下	5,032	12,533	17,566
7年超10年以下	17,860	18,586	36,446
10年超	518,382	302,424	820,807
合計	¥546,435	¥423,790	¥970,226

● 有価証券の種類別・業務部門別期末残高

3月31日現在	2012			2013		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	¥206,964	¥ -	¥206,964	¥194,000	¥ -	¥194,000
地方債	29,149	-	29,149	61,251	-	61,251
社債	284,790	-	284,790	202,401	-	202,401
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	8,525	376,452	384,977	7,076	442,065	449,142
うち外国債券	-	376,452	376,452	-	442,065	442,065
その他	8,525	-	8,525	7,076	-	7,076
合計	¥529,430	¥376,452	¥905,883	¥464,731	¥442,065	¥906,797

● 有価証券の残存期間別期末残高

3月31日現在	2012							期間の 定めの ないもの	合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超			
国債	¥ 27,466	¥ 32,336	¥ 18,197	¥29,341	¥ 68,246	¥31,375	¥ -	¥206,964	
地方債	1,405	506	3,854	-	23,383	-	-	29,149	
社債	123,259	99,438	32,429	8,351	20,815	495	-	284,790	
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	75,393	174,015	99,709	22,766	4,568	-	8,525	384,977	
うち外国債券	75,393	174,015	99,709	22,766	4,568	-	-	376,452	
その他	-	-	-	-	-	-	8,525	8,525	
合計	¥227,525	¥306,296	¥154,190	¥60,459	¥117,013	¥31,871	¥8,525	¥905,883	

百万円

3月31日現在	2013							期間の 定めの ないもの	合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超			
国債	¥ 24,034	¥ 21,739	¥ 35,857	¥12,926	¥ 76,310	¥23,131	¥ -	¥194,000	
地方債	-	1,511	3,826	2,554	53,359	-	-	61,251	
社債	40,153	87,989	10,991	10,306	52,541	418	-	202,401	
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の証券	96,527	198,399	115,996	17,684	13,457	-	7,076	449,142	
うち外国債券	96,527	198,399	115,996	17,684	13,457	-	-	442,065	
その他	-	-	-	-	-	-	7,076	7,076	
合計	¥160,715	¥309,639	¥166,672	¥43,472	¥195,669	¥23,550	¥7,076	¥906,797	

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

3月31日に終了した1年間	2012			2013		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	¥ 583	¥251	¥ 835	¥ 835	¥△1	¥ 834
個別貸倒引当金	537	262	799	799	8	807
法人	-	-	-	-	-	-
個人	537	262	799	799	8	807
合計	¥1,121	¥513	¥1,634	¥1,634	¥ 6	¥1,641

(3) 業種別の貸出金償却の額

3月31日に終了した1年間	2012		2013	
	格付けあり	格付けなし	格付けあり	格付けなし
貸出金償却	¥9	-	¥11	-
法人	-	-	-	-
個人	¥9	-	¥11	-

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

3月31日現在	エクスポージャーの額			
	2012		2013	
	格付けあり	格付けなし	格付けあり	格付けなし
告示で定めるリスク・ウェイト区分				
0%	¥ 470,538	¥ 29	¥ 392,831	¥ 30
10%	163,503	-	138,030	-
20%	258,519	86	334,755	99
35%	-	496,883	-	549,712
50%	143,446	15,463	187,188	27,487
75%	-	246,483	-	290,958
100%	90,841	39,107	64,996	42,197
150%	-	-	1,084	-
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	¥1,126,849	¥798,053	¥1,118,886	¥910,486

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

• 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	
	2012	2013
信用リスク削減手法		
適格金融資産担保合計	¥10,000	¥10,000
現金および自行預金	10,000	10,000
金	-	-
債券	-	-
その他	-	-
適格保証、クレジット・デリバティブ合計	17,395	28,647
保証	16,579	28,647
クレジット・デリバティブ	816	-
合計	¥27,395	¥38,647

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

(2) 与信相当額

3月31日現在	2012	2013
グロス再構築コストの額	¥3,304	¥ 9,759
グロスのアドオンの額	6,287	5,000
グロスの与信相当額	9,591	14,760
(i) 外国為替関連取引	5,597	10,297
(ii) 金利関連取引	3,965	4,462
(iii) 金関連取引	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	28	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	6,970	11,645
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	2,621	3,114
担保の額	-	-
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	¥2,621	¥ 3,114

- (注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っています。
 2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。
 3. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(3) クレジット・デリバティブの想定元本額

3月31日現在	2012		2013	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
クレジット・デフォルト・スワップ				
与信相当額の対象となるもの	¥547	¥-	¥-	¥-
信用リスク削減手法を勘案するために用いているもの	819	-	-	-

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

(2) 投資家である証券化エクスポージャー

該当ありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当社は、連結自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結自己資本比率告示上の持株会社グループにおいて銀行業を営む事業主体であるソニー銀行及びスマートリングネットワークにおいては、出資等又は株式等エクスポージャーを保有していません。

10. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当社及びソニー銀行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

3月31日現在	百万円	
	金利リスク量	
	2012	2013
金利ショックに対する経済価値の減少額	¥△1,717	¥△1,435
日本円	△1,864	△1,621
アメリカ・ドル	△10	41
その他	157	144
アウトライヤー比率	0.0%	0.0%

(注) 1. 定性的な開示事項の、「11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項」(P106)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。
2. 当社及びスマートリングネットワークの金利リスクは僅少であるため、諸計数はソニー銀行単体ベースで管理しております。



「データ集」もあわせてご覧ください。

SFHのディスクロージャー誌は、2013年版より、これまで掲載していた各事業会社の詳細な財務データなどを「データ集」として分冊化しております。

なお「データ集」は、SFHホームページのみの開示とさせていただきます。

http://www.sonyfh.co.jp/web/ja/financial_info/annualreport.html

データ集 掲載内容

SFHの財務データ(連結)

主要な経営指標等の推移

連結貸借対照表

連結損益計算書及び

連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー生命の財務データ(連結)

連結貸借対照表

連結損益計算書及び

連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー生命の財務データ(単体)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 経理に関する指標等

4. 経常利益等の明細(基礎利益)

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

6. 有価証券等の時価情報(会社計)

ソニー生命の業務指標等(単体)

1. 直近5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標

2. 主要な業務の状況を示す指標等

3. 保険契約に関する指標等

4. 資産運用に関する指標等
(一般勘定)

5. 保険金等の支払能力の充実の状況

6. 特別勘定資産残高の状況

7. 個人変額保険及び
個人変額年金保険の状況

8. 代理店数の推移

9. 従業員の在籍・採用状況

10. 平均給与

ソニー損保の財務データ

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 資産・負債の明細

4. 損益の明細

5. 時価情報等

ソニー損保の業務指標等

1. 主要な経営指標等の推移

2. 保険引受の状況

3. 資産運用の状況

4. 単体ソルベンシー・マージン比率

ソニー銀行の財務データ(連結)

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー銀行の財務データ(単体)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

1. 資産査定の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 損益の状況

4. 時価情報

ソニー銀行の業務指標等(単体)

1. 主要経営指標

2. 営業の状況(預金)

3. 営業の状況(貸出金)

4. 営業の状況(有価証券)

ソニー生命のMCEV

1. MCEVの計算結果

2. 前提条件

3. MCEVの計算方法

4. MCEVの概要

5. MCEV関連用語集

用語集(あいうえお順)

あ行

いじようきけんじゆんびきん 異常危険準備金 **損保**

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたり累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

いっばんかんじよう 一般勘定 **生保**

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

いりようほけん 医療保険 **生保 損保**

被保険者が病気やケガで入院・手術をしたときに入院給付金や手術給付金などをお支払いする保険です。

えきむとりひきとうしゅうし 役務取引等収支 **銀行**

役務とはサービスのことで、役務を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役務提供に係る費用を差し引いたものです。

ALM (Asset Liability Management) **生保 損保 銀行**

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、安定的に予定利率を確保するリスクマネジメント手法です。

生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(超長期の負債)が大部分を占めるため、この特性を踏まえたALMが必要となります。

EV (エンベディッド・バリュー) **生保**

生命保険会社の企業価値を示す指標のひとつです。ソニー生命はMCEV Principlesに準拠したMCEVを開示しています。MCEVの詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

か行

かいごほけん 介護保険 **生保**

被保険者が所定の要介護状態になったときに一時金や年金をお支払いする保険です。ソニー生命では、公的介護保険制度で要介護2以上と認定されたとき、または、65歳未満の被保険者がソニー生命所定の要介護状態となり180日継続したときに保障をする商品があります。

かいやくしつこうりつ 解約・失効率 **生保**

解約とは、将来に向かって保険契約を解消することです。解約によって契約は消滅し、以降の保障(損害保険の場合は「補償」)はなくなります。一方、失効とは、保険契約者が保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払わないときに保険契約の効力がなくなること(いい、以降の保障はなくなります)。

解約・失効率は、年度始の保有契約高に対する解約・失効高の割合のことです。当該年度の解約高と失効高の合計額を年度始の保有契約高で除して算出します。

かいやくへんれいきん 解約返戻金 **生保 損保**

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

かかくへんどうじゆんびきん 価格変動準備金 **生保 損保**

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

がくしほけん 学資保険 **生保**

子どもの将来の教育資金のために、満期年齢時に保険金をお支払いする保険です。

かぞくしゅうにゅうほけん 家族収入保険 **生保**

被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に、家族年金または高度障害年金を保険期間が満了するまで年払いや月払いでお支払いする保険です。

まけんじゆんびきん 危険準備金 **生保 損保**

保険リスク、予定利率リスクなどによる将来の異常な保険金支払いに備えるための準備金のことです。決算時に保険会社が積み立てる責任準備金の構成要素のひとつです。

きそりえき 基礎利益 **生保**

「経常利益」から、生命保険会社が保有している資産を売却することにより得られる利益など、いわゆる生命保険の本業以外での利益である「有価証券売却損益」や「臨時損益」などを除いて算出したもので、生命保険本業の1年間の期間損益を示す指標になっています。

ぎやく 逆ざや **生保**

予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収益でまかなえない額のことです。

きゆうふきん 給付金 **生保**

被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに保険会社から受取人に支払われます。

ぎようわあらりえき 業務粗利益 **銀行**

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益(売上高-仕入れ)に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

(保険商品の)銀行窓販 ぎんこうまどはん 生保 損保 銀行

銀行が保険代理店となり、銀行の窓口などで保険募集を行うことです。これまでは、販売できる商品が制限されていましたが、2007年12月に制限が撤廃され、銀行を通じてあらゆる種類の保険商品が販売されるようになりました。

契約者貸付 けいやくしゃかじつけ 生保

生命保険会社の資産運用業務のひとつで、保険契約者は契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で貸し付けを受けることができます。一般的に、契約者貸付を受けている間も保障は変わりなく継続し、配当金を受け取る権利も継続します。ただし、保険の種類などによっては利用できない場合があります。

契約者配当準備金 けいやくしゃはいとうじゆんびきん 生保

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

個人年金保険 こじんねんきんほけん 生保

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取る保険で、年金を受け取る期間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日以前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンバインド・レシオ こんばいんど・れしお 損保

保険会社の正味損害率と正味事業費率の合計値をいいます。保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。

さ行

再保険 さいほけん 生保 損保

保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

事業費率 じぎょうひりつ 損保

収入保険料に対する保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。通常は、諸手数料および集金費に保険引受に係る営業費および一般管理費を加え、正味収入保険料で除した割合を指します。

資金運用収支 しきんうんようしゅうし 銀行

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウエイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額(「資金運用収益」と預金などに支払った利息の合計額(「資金調達費用」)の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響(例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します)や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

自己資本比率 じこしほんひりつ 銀行

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)などに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことで、多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をする可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%の自己資本比率が求められています。

自動車損害賠償責任(自賠責)保険 じどうしゃそんがいばいしよせきにん 損保

自動車による人身事故の被害者を救済するためのもので、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている強制保険です。同様のものに自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)があります。この自賠責保険(共済)の賠償金の最高支払限度額は1事故1名につき、死亡3,000万円、重度の後遺障害4,000万円、傷害120万円まで決められています。車やモノの損害に対しては保険金が支払われません。

支払備金 しはらいびきん 生保 損保

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

終身保険 しゅうしんほけん 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。定期保険と異なり、保障が一生続きます。

正味収入保険料 しやうみしゅうにゅうほけんりやう 損保

保険契約者から直接受け取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

生前給付保険 せいぜんきゅうふほけん 生保

被保険者が三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

責任準備金 せきにんじゆんびきん 生保 損保

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」などがあります。

その他業務収支 たぎょうむしゅうし 銀行

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨のある金額で仕入れ、それより高く売れた場合は仕入れを上回った分が収益（「その他業務収益」）に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用（「その他業務費用」）になります。

ソルベンシー・マージン そるべんしーまーじん 生保 損保

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など、予想しない出来事が起こる場合があります。このような「通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力」をどれだけ有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。この比率が200%を下回った場合、監督当局（金融庁長官）によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。2012年3月期末からは新基準が適用され、マージン参入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化などがなされています。

損害調査費 そんがいちようさひ 損保

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの社費をいいます。

損害率 そんがいりつ 損保

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

第三分野 だいさんぶんや 生保 損保

生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の中間に位置する保険のことで、「医療保険」「がん保険」「介護保険」「傷害保険」など、さまざまな種類があります。規制緩和の推進により、2001年7月からは、生命保険会社、損害保険会社ともに第三分野の全保険商品を取扱うことが可能となりました。

定期保険 ていきほけん 生保

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デュレーション デュレーション 生保

対象となる資産（運用資産）や負債（保険契約債務）の将来キャッシュ・フロー（利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど）の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

特別勘定 とくべつかんじょう 生保

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

特約 とくやく 生保 損保

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させることができます。特約のみでは契約できません。主契約に複数の特約を付加することができます。主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅します。

な行

年換算保険料 ねんかんさんほけんりょう 生保

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

ノンフリート等級別料率制度 とうきゆうべつりょうりつせいど 損保

ノンフリート契約者（9台以下の車またはバイクを所有・使用している方）の事故歴に応じた保険料の割引・割増を適用する制度です。等級は1等級～20等級で、通常は6等級から開始します。等級が高い（数字が大きい）ほど割引率が大きく、数字が小さいほど割引率が小さくなります。

は行

被保険者 ひほけんしゃ 生保 損保

保険の保障・補償を受ける人、またはその人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人の場合もあり、別人の場合もあります。

標準利率 ひょうじゆんりつ 生保

保険会社が将来の保険金支払いのための責任準備金を積み立てるときに使用が義務づけられている計算利率をいいます。標準利率引き下げにより保険会社が積み立てなければならない責任準備金の額は大きくなります。責任準備金の積立財源は保険料が中心ですので、必要に応じ、標準利率の改定にともない保険料率を見直すことがあります。2013年4月以降の契約より標準利率は従来の1.5%から0.5ポイント低い1.0%が適用となります。

不良債権 ふりようさいけん 生保 損保 銀行

経営が破綻している先や業績不振などによって経営が実質的に破綻している先、あるいは破綻する危険がある先に対する債権のことです。元本または利息の支払いが3カ月以上滞っている貸出金や、当初の条件どおりに返済できず金利の減免（引き下げ）や元本の返済が猶予されている貸出金も含まれます。

変額個人年金保険 へんがくこじんねんきんほけん 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、その運用の実績によって年金や解約返戻金などが増減する個人年金保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

変額保険 へんがくほけん 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

保険業法 ほけんぎょうほう 生保 損保

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者などの保護を図り、もって国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的とする(同法第1条)日本の法律です。

保険金 ほけんきん 生保 損保

生命保険では、被保険者が死亡したとき、高度障害状態になったとき、または満期まで生存したときに、損害保険では、保険契約によって補償される事故により損害が生じたとき、または第三分野商品で被保険者が入院や手術をしたときなどに保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険契約者 ほけんけいやくしゃ 生保 損保

保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料の支払義務など)を持つ人といえます。

保険契約準備金 ほけんけいやくじゅんびきん 生保 損保

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」「契約者配当準備金」などがあります。

保険引受利益 ほけんひきうけりえき 損保

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受にかかる営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお「その他収支」とは、自賠償保険などにかかる法人税相当額などです。

保険法 ほけんほう 生保 損保

保険契約に関するルールは、1899年に制定された商法の中に定められていましたが、2010年4月より、商法から独立した新しい法律として「保険法」が施行されました。商法の保険契約に関する規定は100年以上実質的な改正がなされていなかったため、保険法では、現代語化への対応などのほか、保険契約者などを保護する観点からの大幅な見直しが行われています。

保険料 ほけんりょう 生保 損保

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

保有契約高 ほゆうけいやくたか 生保

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額(保険料収入)とは異なります。

ま行

元受正味保険料 もとうけいしょうみほけんりょう 損保

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

養老保険 ようろうほけん 生保

契約時に定めた保険期間内に死亡または高度障害状態になったときには死亡・高度障害保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金をお支払いする保険です。

予定事業比率 よていじぎょうひりつ 生保 損保

保険会社は事業の運営上必要な経費をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いています。その割引率を予定事業費率といいます。

予定死亡率 よていしほりつ 生保

多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合が死亡率です。予定死亡率とは、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算定する際に用いる死亡率のことで、過去の統計をもとに男女別・年齢別の死亡者数を予測したものとなっています。

予定利率 よていりりつ 生保 損保

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

ら行

リスク細分型自動車保険 らいふぶんがたじどうしゃほけん 損保

保険料算出の根拠となるリスク要因を細分化した自動車保険のことをいいます。保険業法施行規則により、「年齢」「性別」「運転歴」「使用目的」「使用状況」「地域」「車種」「安全装置の有無」「所有台数」の9項目が、リスク細分項目として認められています。

開示項目一覧

保険業法施行規則第210条の10の2、銀行法施行規則第34条の26に基づく開示項目と掲載ページ

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）…………… 071
- 資本金の額及び発行済株式の総数…………… 074
- 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項
 - 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）…………… 074
 - 各株主の持株数…………… 074
 - 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合…………… 074
- 取締役及び監査役
（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名…………… 048～049
- 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称…………… 該当なし

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

- 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成…………… 020～031
- 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
 - 名称…………… 072
 - 主たる営業所又は事業所の所在地…………… 072
 - 資本金又は出資金の額…………… 072
 - 事業の内容…………… 072
 - 設立年月日…………… 072
 - 保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合…………… 072
 - 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合…………… 072

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- 直近の営業又は事業年度における事業の概況…………… 032～046
- 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - 経常収益…………… 006
 - 経常利益又は経常損失…………… 006
 - 当期純利益又は当期純損失…………… 006
 - 包括利益…………… 006
 - 純資産額…………… 006
 - 総資産額…………… 006
 - 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率…………… 006

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書…………… 078～084
- 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - 破綻先債権に該当する貸付金…………… 033、039、042、046
 - 延滞債権に該当する貸付金…………… 033、039、042、046
 - 3カ月以上延滞債権に該当する貸付金…………… 033、039、042、046
 - 貸付条件緩和債権に該当する貸付金…………… 033、039、042、046
- 保険金等の支払能力の充実の状況（法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第130条各号に掲げる額を含む。）…………… 033、038、042
- 保険持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）…………… 020～021、078～084
- 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨…………… 078

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容…………… 該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）…………… 071
- 資本金及び発行済株式の総数…………… 074
- 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項
 - 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）…………… 074
 - 各株主の持株数…………… 074
 - 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合…………… 074
- 取締役及び監査役
（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名…………… 048～049
- 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称…………… 該当なし

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

- 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成…………… 020～031
- 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
 - 名称…………… 072
 - 主たる営業所又は事務所の所在地…………… 072
 - 資本金又は出資金…………… 072
 - 事業の内容…………… 072
 - 設立年月日…………… 072
 - 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合…………… 072
 - 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合…………… 072

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

- 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況…………… 032～046
- 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - 経常収益…………… 006
 - 経常利益又は経常損失…………… 006
 - 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失…………… 006
 - 包括利益…………… 006
 - 純資産額…………… 006
 - 総資産額…………… 006
 - 連結自己資本比率…………… 006

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書…………… 078～084
- 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - 破綻先債権に該当する貸出金…………… 033、039、042、046
 - 延滞債権に該当する貸出金…………… 033、039、042、046
 - 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… 033、039、042、046
 - 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… 033、039、042、046
- 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 102～112
- 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）…………… 020～021、078～084
- 法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 078
- 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨…………… 078
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨…………… 該当なし

報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの…………… 055

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容…………… 該当なし

SFHホームページのご案内

SFHでは、タイムリーな情報発信とソニーフィナンシャルグループをよりご理解いただくためにウェブサイトを積極的に活用しています。

SFHのホームページでは、以下のようなさまざまな情報をご覧いただけます。

ディスクロージャー誌のHTML版および財務データのエクセルもご覧いただけます。

決算短信や決算発表会のプレゼンテーション資料などを閲覧・ダウンロードできます。

ソニーフィナンシャルグループ各社(SFH、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)の誕生秘話や事業内容などについて、それぞれ2~3分の動画で分かりやすくご説明しています。



 <http://www.sonyfh.co.jp/>

SFHホームページから、以下の報告書をPDFファイルでご覧いただけます。



コーポレート・ ガバナンス報告書

コーポレート・ガバナンスの状況について、詳しくご説明しています。



データ集

「データ集」はSFHホームページのみの開示とさせていただきます。

